いわゆる「密約」問題に関する調査

その他関連文書

（３．1972 年の沖縄返還時の有事の際の核持込みに関する「密約」問題関連）

（２分冊の１）

【注意事項】

〇このファイルは多数のページがあります。

〇印刷する際には留意願います。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
10部の内
9号

別添4

沖縄の施政権返還の方途

昭和42.6.16
北米局長

1　主要在沖基地

(1)　沖縄本島にある米軍基地は、(イ)本島南半部一帯より首里市にわたつて集中している陸軍補給基地、(ロ)同地区にある嘉手納飛行場を中心とする空軍基地、(ハ)那覇港及び東海岸ホワイト・ビーチの海軍施設、(ニ)東海岸に点在する3つの海兵隊基地、(ホ)北部の海兵隊演習場等であり、このほか各地に通信施設が散在する。

(2)　これらの基地のありようは、いわゆる「全島基地」というには当らないが、使用機能を異にして各地に散在する基地を一地域に移転集中することも、基地の規模と機能を大巾に削減しない限り、物理的に不可能である。

2　全面返還

国会等でいわれるいわゆる全面返還は、米軍を沖縄より全面的に撤退せしめた上での返還であるが、このような全面返還は、極東の現情勢

秘密指定解除
大臣官房総務課

下において沖縄における米軍の存在が、日本を含む極東の安全保障上重要な抑止力としての役割りを果していると認める政府の立場と両立しない。「全面返還が目標である」という意味は、あたかも安保条約が、「日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じた」と認められる時期までの暫定的性格のものであるのと同じ趣旨でなければならない。

3　機能別返還

(1)　機能別返還は、軍事施設の機能と民政的関係の少ない声明、教育、社会保障、産業等の事項に関する施政権を順次事項別に切離して返還せしめようという考え方であるが、次のような問題があり、また米側も容易に応じるとは認め難い。

(2)　問題点

(イ)　米側からは実質的にその安全保障上の価値をいかに保障するかを問われ、沖縄住民からは全面返還を振上げするのではない

秘密指定解除
大臣官房総務課

かを問われ、結局施設権の態様に関する究極的構想の提示をせまられて、「部分返還」の意味が失われること。

(ロ) たとえば教育に関する施設権なるものの範囲を固定することに実際上の問題のあること（どの範囲の日本法令を沖縄に適用することになるか、その後の新規立法、法改正はどうなるか等）。

(ハ) 立法、司法部門に関する問題のあること（関係日本法を制定する議会に沖縄住民が代表されていないこと、関係法令に関する司法権の適用をどうするか等）。

(ニ) 当該事項についてのみ、個々の面で本土並みとなることによる他の事項との不均衡（関係公務員の待遇等）。

4. 基地付返還の諸方途

わが方の基本的態度が沖縄の果している軍事的役割りと施設権返還に対する国民の願望を同盟することにある以上、この問題の解決のためには、沖縄に最少限必要な米軍基地を存続した

秘密指定解除
大臣官房総務課

まま施政権を返還させる方法を探求しなければならない。このような返還には次のような形を考えうる。

(1) 島別返還

(2) 地域別返還

(3) 基地付全面返還

5 島別返還

(1) 軍事施設が集中的に存在する沖縄本島のみを現在のまま米国の施政下に残し、その他の島の施政権を日本に返還せしめる考え方である（41年3月自民党中曾根議員の提案、42年5月大陸問題研究所意見等）。

(2) 問題点

(イ) 沖縄住民の一部のみが復帰し、その他の大部分が取残される結果となることに対する住民の強い反感のあること。

(ロ) 経済的、社会的に一体である沖縄がさらに分割され、その一部が日本の、他が米国の施政権下にかかれることが実際上不便、不自然であること。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ハ) 沖縄本島に関する限り問題の解決にならず、しかもそこでの米国の施設権の固定化を招来する可能性のあること。

(ニ) 米側からみた場合、本島のみを残せば、保守、革新のバランスが崩れ、沖縄立法院は反米的色彩を強めることがおそれられること。

6. 地域別返還

現に基地である地域は、これを現在のままの米国の施設下に残し、剰余の地域の施設権を日本に返還する考え方である（自民党床次議員等の構想）。

この考え方によれば、米軍基地たる地域を米国の施設下に残すことにより米軍の基地自由使用を確保しつつ返還を図ることとなるが、これには次のごとき問題がある。

(1) 基地を米国の施設下に残すことによつて核等の問題について日本政府の責任を回避しようとするのであるとすれば、その考え方自体道義的に問題であり、基地が米国の施設下に

秘密指定解除
大臣官房総務課

あるにせよ、その周辺に居住する日本国民に対する政府の責任は所詮回避しうるところではない。

(2) 基地内においては米軍はどの途特権を認められる一方、基地外において地位協定の徴するところとなり、従つて新たな基地の取得、基地の出入、調達、労務、裁判権等について制約が加わることとなるので、この方式は米側にとり、後述の基地付全面返還に比し、特に魅力のあるものとはなり難い。

(3) 基地を1ないしせいぜい2、3カ所に集中しうるならなお形の上でも収まりがつくであろうが、沖縄各地に米軍施設下の地域が点在する形はきわめて異例であり、不合理である（なお、少数特定基地のみを米国施設下に残すような考え方も実際的ではない。）。

(4) 将来基地の返還及び新たな提供を行なうことが手続上非常に複雑となり、現存基地の固定化を招来する。

(5) 基地問題が施設権返還の要素も含むことと

秘密指定解除
大臣官房総務課

なつて、依然として問題を残していることとなる。

7　基地付全面返還

施政権は全面的に返還し、米軍基地については本土と同様安保条約、地位協定を適用するが、同時に沖縄の特殊性に応じて最少限必要な手当てをする考え方である。この方式によれば、基地の問題はそのままであるとしても沖縄の現状を本質的に改善すべきものであるから、沖縄側も結局これを受入れると認められるが、日本側においては核並びに関係作戦行動等安保条約の事前協議事項その他に関し、以下のような問題が存する。

(1)　沖縄に地位協定が適用されることとなれば、米軍の基地取得、基地の侵入、調達、労務、税制等の問題に関して日本政府が介入することとなり、それだけ米側のいわゆる「自由」は制約されることになるが、この点は米側に納得せしめるとともに、わが方として地位協定上の義務は完全に履行し、米軍をして所要

秘密指定解除
大臣官房総務課

の活動を行ないうせしめることが必要である。

(2) 安保条約第6条に関する事前協議の対象となる事項については、沖縄の特殊性にかんがみて、若干の例外を認めることが必要である。すなわち、

(イ) 「戦闘作戦行動のための基地使用」は、事前協議の対象から外して、条約第4条の協議の問題とする。

(ロ) 「米軍装備の重要な変更」、すなわち、核兵器の持込み及び中長距離ミサイル基地の建設については、現存のメースBの基地を認めるやという現実の課題から、一定の条件下に核弾頭の持込みを承諾しうるやの問題を究明するとともに、米側に対しては核基地としての必要の限度が最少限どこにありやを検討せしめ、もつて彼我の間に妥協しうる点を見出す必要がある。

(3) 米軍の行動範囲について、安保条約上日本及び極東の平和に寄与する範囲という制限が加わることとなるところ、実際問題としては

秘密指定解除
大臣官房総務課

の点は特に例外を定める必要はない。

(ロ) 前記のごとく沖縄の米軍基地に本土の基地と異なる地位を認められば、施政権返還後直ちにこれを本土の基地並みとすべしとする運動が起るであろうが、これは施政権返還運動に比すればいわばレヤー・イヴィルである。

(ハ) 施政権が返還されれば、わが方は沖縄自体の防衛について米軍と並んで責任を負うこととなるが、前記(ロ)の点とともに、防衛庁及び施設庁を設置し全面的に支持し、わが国の防衛態勢に対して米軍に危ぐなからしめるだけの決意が必要である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘　次官　近藤書記官　米参　北米課長

北米局長ザヘレン参事会懇談の件

42.6.29
北米局長

29日求めにより在京米大使館ザヘレン参事官と懇談せるところ要旨他のとおり。

ザ―沖縄小笠原についての日本国内の議論は研究しているが、米側としては返還問題に付日本政府が本気であるのかどうかを知り度いと思っており、本気で要請されるならどう対処すべきかを準備しなければならない。

本官―従来日本政府は返還を正面から要請したことはないが、この問題は最早いつ迄も放置し得ずと思め、返還問題を政府官で取り上げることを本気で考へている。近く外務大臣より、大使に

秘密指定解除
大臣官房総務課

切出して戴きたいと思っている。沖縄返還後
安保条約、地域協定が適用されることとな
れば、地域協定上の諸条件は之を半側に
守って貰うとし、問題になるのは事前協議
対象事項の問題、特に核の問題であろう
と思われ、これ等について現在迄いろく
検討して来ている。
ザー 半側から見ると核の問題よりやはり
戦闘作戦行動の為めの基地使用の方が
問題のように思はれる。核は実際に使う
ことを考へているのではない上に、又假に一
度核があると云うことになれば、附加の
経過と共に「あそこに核があるな」と云うこと
だけの話におちついてしまうことも考へられ

秘密指定解除
大臣官房総務課

るが、戦闘作戦行動は現に日々行われていることであり、絶えず人々の目を覚まつける性質のものである。

本庁 — 我方の見るところでは核兵器に対する従来の主張からして事前協議対象事項の中でも、核の問題が最もむつかしいように思う。実際に使用する事でなく又配備する計画がないにしても、本土と同じく事前協議の対象とするコミットメントはそれとは別問題のように思う。戦闘作戦行動も与論問題であるが、勿論返還と云う方向に合意して之等の問題を研究することとしたい。

ザー — 昨日の国会で外務大臣は「基地の自由使用を含む全面返還」を「不完全な返還」と云は

秘密指定解除
大臣官房総務課

れたが、その様な返還が実現すれば日本は（米軍の戦闘作戦行動により）ヴェトナム戦争乃至はその他将来あり得べき戦争に捲込まれるとえう議論が出るのは必至であり、半側から見れば返還

後になって日本政府からこれ〳〵の国内事情だから戦闘作戦行動は止めてくれと云うよう

なことになるのを最も惧れる次第である。

本来――これ等の問題を今日迄話合ったことはないのであるが、これから軌道にのせとお互に検討することを考へるべきである。

ザ――今迄沖縄でも返還が未来に実現し得るものだとして考へられてはいない。それ故に急に

返還出来ると云うことになるといろ〳〵反動が出て来ると思はれる。よって返還に至る段階を

秘密指定解除
大臣官房総務課

順次に示して沖縄に於ける反応を見乍ら
敗々に進めることがよいのではないかと
思う
本立 — いろくな反応とは経済的のものか
ザ — 経済的のみではない
本立 — 返還と云うことで経済的なリアジャスト
メントは必要だろうがそれ以外余り むつか
しい反応など考へられない。何れにせよ
返還と云うことに如何なる段階が考へ
られるか自分には分らない。自然取扱大
本土一体化的な措置は大いに進めるべき
だが返還自体は一挙にしか行へないで
あろう
ザ — 或るタイムテーブルを示して沖縄の人達に

秘密指定解除
大臣官房総務課

いろくな調整・準備の期間を与った方がよいのではないか。

本元一返還に3年、5年或は10年などと期限を設けて考へることは ~~全然反対である~~ 偏々意味がないと思う。

設けた期限の到来した時の情勢は判らないし、又そんなに待たなしと返還出来るかも知れないのである。我方は沖縄をすぐ返せと言うのではない。御承知の如く日本の中には平和憲法、反戦感情、核アレルギー、等々いろくむつかしい事情があり、先づ如何なる条件で返還が可能であるかに付半側と検討し、国内輿論の動向を確めながら返還実現に持って行く必要がある。その作業を軌道に乗せなければならないと考へるの

秘密指定解除
大臣官房総務課

である。

ザー 最近 小笠原に関する議論も活発になった

が、之には今秋の返還結果に関し、沖尾は

むつかしいから小笠原で成果を収めようとえう

考があるのか。

本方 ― ジャーナリズムが小笠原を書き立て立した

いきさつは ~~[illegible]~~ 何でもない、不会論議からの

いわば ~~[illegible]~~ 偶然的なものである。今御

話しめぬき考が在るかどうか知らないが、

小笠原は今迄謂はゞ沖尾の陰にかくれた

存在のようなものであった。軍事的価値

ありとの説明はないし、之は早速返還し

て貰はなければ困るのである。

ザー 小笠原に軍事的価値がない訳ではない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

事前、小笠原の基地を日本本土並みの基地では出来ないような使い方をしたこともある。

本元 — 施政権保持を正当化する程の軍事的価値ありと云う説明は聞いたことなし。

ザ — 国務省の責任者は勿論、海軍でも小笠原、父島、母島を実地に視察した人は殆ど居らず、問題があれば下僚の報告に依存せざるを得ないのは事実であるが、軍は依然強い立場をとっている。之を返還

~~本元 — 米側は平和条約上の権利であるから少しでも価値があれば保持するのは当然~~

するということになれば、既成事実から出発して、返還の代償は何かと云うことを考

秘密指定解除
大臣官房総務課

へざるを得ない。

本元一 米側は平和条約上の権利であるから

少しでも価値があるなら施政権保持はする
然なりとの立場であろうが、我方は本来

返還されるべきものであるから余程の理由もなく
なくして施政権を保持するのは injustice

なりと考へるのは当然である。米国は何時迄
も平和条約上の権利を振まわすことは

止めて貰はなければなるまい。

ザー自分は明日から仕事を後任者に譲ること

になっているが、就任前に沖縄小笠原の
問題についての報告をまとめている。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
長期限
8 年の内
8 号

沖縄、小笠原に関する対米話合いの進め方について

昭和42 7.8.
北米局長

1. 沖縄、小笠原問題については、米政府においても日本政府と内々に実質的な協議を行ないたいとの気運にあると認められるので、今般の覚書の趣旨で大臣よりこれを米大使に提起されれば、米側はその態度を9月の大臣訪米、あるいは11月の総理訪米まで保留することなく、むしろそれらの機会への準備として覚書に含まれた諸点につき早々に実質的な、かつ、非公式な話合いに応ずることも予想しうるので、わが方においても今後の対米話合いに臨むわが方の要案を用意し置く必要がある。

2. 沖縄の施政権返還の方途の探求（覚書3(1)(イ)）についての問題の中心は返還後存続すべき米軍基地の地位であるが、この問題についてはまず軍事的見地から沖縄の基地には本土の基地以上にぎりぎりいかなる「自由」を認める必要あり

秘密指定解除
大臣官房総務課

やを究明するとともに、極配備及び戦闘作戦行動の許容につきわが方がどこまで譲りうるやを検討し、その間に妥協点を見出しうるや否やの問題である。仮りに米側がこれらの点につき完全な「自由」に固執する場合は、返還問題の見通しは容易に立て難いが、より柔軟性ある態度にでてくることも予想しうるので、その場合にはわが方としては(1)米側に許容すべき「自由」の範囲、(2)わが方の負担すべき防衛責任の範囲等につき重大な決断を要することとなる次第である。

よつて、米側と話合いを行なうに当つてはこの間の事情をわが国の防衛姿勢の問題として総理に十分認識頂うとともに、早い段階において防衛庁最高当局を話合いの実質に加えおく必要がある。

3. 沖縄に関する当面の対処策（覚書3(1)(ロ)）については、話合いを進めるに当つて従来どおり総理府特連局と密接に連絡協議するものとし、またその進捗に応じ総理府を中心として関係各

秘密指定解除
大臣官房総務課

特に広く協力を求める必要がある。本省としては、特に南連諸島所の強化と経済財政政策の分野における日本政府の実質的参画に重点をおくべきものと考える。

4. 小笠原（覚書3(2)）に関しても、前記2と並行して適当な段階で防衛庁と連絡協議する必要がある。

5. 米側と実質的話合いを行うに当つては、その機密保持に特に留意する必要あり、これが漏洩となつては政府としても話合いの途上断きのとれぬ破目に追込まれることともなるので、関係各省庁に対する連絡に当つては機密保持につき慎重な取扱いが必要である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
1部の内
1号

事務次官
近棒外務審議官

北米局長
参事官
北米課長

外務大臣・ジョンソン大使会談録

(42.7.19
米北)

外務大臣は、15日(土)午前、ホテル・ニュー・オータニにおいて、ジョンソン大使と会談したところ、要旨次のとおり。

(同席 牛場次官、東郷北米局長、枝村北米課長、パーネル書記官、ウィットル書記官、通訳 米北 濱辺)

大臣: このように朝早く、このような場所を選んで大使をわずらわしたのは、日本の新聞が誤覚が発達しているためであるが、本日は沖縄、小笠原問題について話しておきたい。自分も国際基督教大学で米国にうかがうことになっており、総理も11月訪米を予定しているところ、この問題をその場ではじめて話すの

秘密指定解除
大臣官房総務課

よりも、あらかじめ両国間で検討しておいた方が成果がありうる ~~[illegible]~~ と考えるわけである。

政府の国会審議等を通じての発言は、よく御存知のように沖縄が日本を含む極東の安全に果す役割りを強調しながら、1日も早く施政権を返還したいとの国民の要請 ~~[illegible]~~ との間をどう調整するかに困難がある、ということを基調としている。国民に対しては、米国の善意を信頼して、上に述べたように難しいのだから、時期を待つように、というのが基調である。

しかし、戦後20年を経て、これだけでは説得力が少なくなってきている。この問題は、政府攻撃の材料であったが、この頃では、さらに広範な関心をよび、与党の内部にすら、機能別返還、地域

秘密指定解除
大臣官房総務課

別送還等の声が起ってきている。これは、従来の論が難しくなってきている証拠である。

日米友好関係の維持、発展とねがう政府としては、従来の如き説明だけでこの問題を取扱っていては、日米友好関係の維持、発展を阻害するおそれもあると考える。よって、日米双方が、この問題を真剣に検討すべきであると考える。

まず、沖縄の問題については、沖縄の基地の地位が問題になる。すなわち、米側が沖縄の基地に要求する最少限度これだけとの要件、日本の防衛力、日本防衛の範囲といった問題が核心にある。われわれは、これを日米協議を通じて解決しようとしているのであるから、きたんなく

秘密指定解除
大臣官房総務課

検討の上、これを解決していく要がある。新聞等は、いろいろ言ってより、いろいろ提案を出されているが、政府としての結論はまだ出ていない。真剣に検討したいと考えるので、米側も十分検討ねがいたい。特に基地については、米側の意見をきかねばならない。

小笠原については、米側から、軍事的重要性の説明をきいたことがない。常識から考えても、軍事的面では沖縄とはちがうといえると思う。また、西欧手法が帰島を許されたことも、さらに問題を複雑にした。日本人の考え方でも、小笠原は沖縄より複雑でないと~~思われるが~~考えられるが、帰島ということになると行政組織等煩瑣な問題を生じることになるので、むしろ軍はに施政権返還をのぞ

秘密指定解除
大臣官房総務課

たい。

本日会談した理由は、昨日手交した文書を本国に伝えられるよう申入れ、秘密裡に緊密な接触を保ち、日米間の友好関係は維持発展の枠の中で解決するため接触を開始するよう提案するためである。

大使：自分はこの機会を大いに歓迎する。着任以来自分は、日米間にこの種の問題について秘密裡に話合いを行うための何らかの方法が必要であることを強く主張してきており、すでに、安保協議及びその下部委員会の協議が、諸についたばかりではあるが行なわれた。自分は、率直な話合いが必要であるように完全に同意する。

ところで、今朝ジャパン・タイムス及び東京新聞

秘密指定解除
大臣官房総務課

にオズボーン公使が大洪会長等に基地の自由使用を認めた上での返還云々の話をしたとの記事があった。自分は、昨夜これを全面的に否定したが、自分の否定は報道されなかった。この記事は、カーペンター氏政府のための晩餐会が行なわれたことから出た記事であるが、以上申上げておきたい。

つぎに、本日申上げることは、自分の個人的な予備的な見解であることを、当然のことながらおことわりしておく。

日本側~~[illegible]~~覚書は、よくできており、日本側の立場を明確に打出したもので、良い討議の基礎であると考える。

問題の核心は、極東の安全に対する日米共通の利益と、そのために沖縄の果す役割りである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

これまでの問題は、米国が何を望むかではなく、日本が何を望むかである。東アジアの歴史を見れば、米国が、その軍事政策を遂行することができないことは明らかである。可能な唯一の政策は、

日本から黙認のみでなく支持をも得るものである。従って、日米両国の共通の利益と言われる場合には、日本が米国に対し、日本に関してのみならず、この地域において、いかなる軍事的

姿勢を維持するかを望むかが問題である。

問題は「最小化」が何かではなく、沖縄が、いかなる役割りを果し得るか、また果すべきかである。沖縄は、これまで、米側が行動の自由を有していたが故に重要な役割りを果してきた。抑止力には、核抑止力のほかに、在来戦力抑止力

秘密指定解除
大臣官房総務課

があるが、米国が沖縄から在来戦力をすべ
レートし得たということが中共に対する抑止力と
なってきたのである。米国がこれをなし得ないな
らば、抑止力は減少することになる。従って、問
題は米側の要請を「最少限」に押えるということではなく、日本が米国に何を望
むかである。

米国は、沖縄から他所に移れないかと聞
かれるかもしれない。それはできなくはないが、同
時に米国の能力をそれだけ減少せしめることにな
る。先般マクノートン次官補も、米国は沖縄から他所
へ移動することはできなくはないが、移動する先は
日本よりはるかに安定性の少ない地域であると
いうことを言った。米国は、日本に保持しているもの
を評価しており、維持することを望んでいる。なぜ

秘密指定解除
大臣官房総務課

なら、これは上に述べた如く日本自身の問題であると同時に米国としても安定性があるからである。

もう一つの問題の核心は、安保条約、地位協定の適用の問題である。現在の事前協議体制の下では、日本及び韓国の防衛のためのものを除き、日本の同意なくして、日本からの直接戦闘行動はなしえない。従って、沖縄に安保条約を適用すれば、これと同じことが沖縄についても言えることになる。そこで、たとえば、中共がラオス、タイ等に大規模な在来兵力による侵略を行なうという如き場合を想定すると、現在では米国が沖縄から中共内の補給路を攻撃するということも可能であり、また、それが可能であることを中共が知っていることが、中共

秘密指定解除
大臣官房総務課

を抑制している。しかるに施政権が返還され、このような場合事前協議を行なうこととなれば、日本政府にとっての政治的問題は現在よりも減少するであろうか。あるいはむしろ増大するであろうか。施政権が返還されれば、その返還の方式の如何を問わず、日本が沖縄の有用性を保つことを望む限り、日本の責任は増大するのである。

核の問題についても、たとえばポラリスについて、これを発射することは世界の破滅を意味し安易になしえないというのは周知のことであり、従って、相手方は、われわれがポラリスを使用する勇気を持っていないかもしれないという可能性に賭けることができる。これは、いわゆるcredibilityの問題であり、このことから、ポラリスに至らない核兵器の必要が生じるわけであ

(い日本政府がpositive consentを与えなければならない)

秘密指定解除
大臣官房総務課

る。核兵器とても、沖縄から取去ることはできなくはない。しかし、そうすることによって、中共に対する抑止力は減少されるであろう。

地位協定については、沖縄における一般住民の居住する地域と軍事基地とが、横浜、横須賀等の場合と異なり、きわめて錯綜していることが問題である。沖縄への地位協定適用が不可能であるとは言わないが、きわめて複雑である。現在の沖縄に現在の形での地位協定を適用することは、基地の有効性を減少することになろう。

沖縄については、この他経済問題等もある。

ラスク長官は、ワシントンにおいて、大臣とこの問題を話合うことを歓迎するであろう。自分としては、大

秘密指定解除
大臣官房総務課

臣が訪米される前に、たとえば8月後半にでも、再度本日の如き話合いをしたい。それまでに、ワシントンにも日本側覚書を検討させ、自分としても、さらに権威ある発言ができると思う。

日本側の覚書には
~~[illegible]~~ 当面の問題に関する interim steps に触れているが、~~[illegible]~~ 大臣が施政権返還について持っておられる タイミングに関する御考えをうかがいたい。この問題を安保条約とどのように関連づけておられるか。~~[illegible]~~ 1970年以前にこの問題を解決したいと御考えか、1970年頃に解決したいと御考えか等である。

大臣：1970年は左翼から危機だといわれるが、自分は、1970年に安保体制をめぐって危機があるとは全く考えない。沈滞問題と1970年とを結びつけてはいない。ただし、安保条約が、左

秘密指定解除
大臣官房総務課

翼の発むような大騒ぎにならないとすると、沖縄が焦点になってくる。そこで、左翼のみでなく、国民の相当部分から、解決方法については左翼と意見をことにするとしても、施政権は余りに長く米国にある。何とか解決できないものか、との点で共感をよぶことになるのが問題である。

大使：日本側は、ヴェトナム戦争継続中であっても、一日も早く沖縄問題を解決したいと望んでおられるのか。

大臣：この問題は方針を決めても、先に大使の言われた民政区域との密着等いろいろの問題で時間がかゝろう。沖縄問題の、ヴェトナム戦争進行中の困難性はよく承知しているが、ヴェトナムが目鼻がつかねばということでなく、今から平行して、どうするかを考えたいということである。しかし、ヴェトナム継続中

秘密指定解除
大臣官房総務課

に沈渥を解決するというようなタイム・テーブルで考えているわけではない。

大使：午前にいって、この問題の検討の大部分は、この地域における米国の軍事力として、日本が如何なるものを望むかに帰着することになる。

大臣：それが核心であると思うので、米側の意向を伺いたいのである。われわれからみても、日本を含む極東の安全にとり、沈渥に基地が存在することを含め米国の抑止力の性を過小評価しているわけではない。そこで、最低限度必要な要件は何かを詰合う必要がある。極東の軍事力の必要を過小評価しているということではない。

大使：軍事に関する問題は詳細を詰合うこともできるが、詳細は重要ではなく、重要なのは広範な aspects である。問題はわれわれが何とかやっていけ

秘密指定解除
大臣官房総務課

る最少限ということではなく、われわれ双方にとっての最大限である。
の利益は何か

大臣：最少限といった意味は、日本国民から言えば、返還、しかも全面返還を希望しており、一方

軍事的要請があるので、それを調整した結果ということである。米側の要請を押えつけようというのではない

大使：現在グアムからヴェトナムに発進しているB-52に対し、沖縄からの給油機が給油を行なっており、これが、これら爆撃機の能力を

増加させている。そこで、これを継続せしめるせいきアレンジメントに合意しうるであろうか。さらに

もう一つの型の情勢として、中共の大量攻撃がある。その場合、米側は沖縄から中共にオペレ

秘密指定解除
大臣官房総務課

ートしうるであろうか。最少限とは、沖縄が抑止力として有効であるためには、われわれがこれらを継続する能力をもつことである。

大臣：いろいろな新聞記事や、ライシャワー発言等があるが、米政府は、基地の自由使用を認めるなら施政権を返すという方向で検討を行なっているのか。

大使：われわれは、返還問題を検討している。まだ結論はでていない。~~また~~ ただその検討の過程において、自分が申し上げた如き問題が浮び上ってきている。

大臣：米側の検討は、上に述べた角度からのものか。（大使の質問に答え、「上に述べた角度」とは、「基地の自由使用」を前提とするとの趣旨なることを確認）

大使：各種の代案を検討するとの立場から行なっている。すなわち、まず現状から出発して、基地の

秘密指定解除
大臣官房総務課

有効性の強度の高いものから順に(5)を並べ、それぞれについて検討するというものである。問題は、日本が米国として何をなしうることを望むかである。現在米側は最大限のことをなしうるのである。

大臣：これは、重大な問題を含んでいるので、さらに検討したい。米側もいろいろなアングルから検討してほしい。これを今後の論点のスタートにしたい。今対応を決定するといっても難しいことである。（大臣首肯）

日本側は、自治権拡大、民生向上、拉致是正等にも関心を有する。今日は施政権返還に焦点をおいたが、これには簡単に結論が出ないかもしれない。そこで自治権拡大等にも重

秘密指定解除
大臣官房総務課

大な関心を有することを付言したい。

また、小笠原についてはどうか。

大使：小笠原については、施政権返還についてのアレンジメントができる前の帰島は望ましくないとの日本側見解に個人としては全く同感である。本日申上げられることはそれだけである。

interim measures については、原則には問題はない。問題は、いかなる具体的措置がとりうるかであり、日本側に御考えがあれば歓迎するたとえば、「本土との一体化」とは何をさすのか。（次官および北米課長より、船舶獲、資格免許の統一等の例をあげ、法制、制度上、本土と沖縄とをcompatibleにする方向の努力をいう旨説明）その他、自治権拡大にしても、琉球行政能力の

秘密指定解除
大臣官房総務課

向上にしても、原則には、いづれも問題はない。日本政府から琉政への助言、助力についても日米間で責任が分割されることにならない限り、反対はない。

大臣：こゝに言っているのは原則であり、具体的には双方でさらに研究したい。琉政に若干反対の声もあるやに聞いているが、こういう原則が出来れば、この面でも改善の余地があろう。

次官：さらに、原則について日米間の合意ができれば、それにもとづいて、各省から具体的知恵を出してもらうことも容易になる。

大使：私見としては、問題ないと思う。そこで個人的なサジェスチョンであるが、琉政への助力について、一方的に日本政府から人を送るというだけ

秘密指定解除
大臣官房総務課

でなく、沖縄からも人を受入れ、相互に交流することにすれば、問題が緩和されるのではないか。

大臣：それも一方法であろう。琉球例には感情的反発もあるのであろうから。

大使：それに既得権を侵害されるという問題もあろう。

しかで大臣が退席されることとなり、その前に大臣より本日の会談は一切外部に秘密にしているが、万一洩れた場合には、ASPAC会議について大使に説明した ~~[illegible]~~ ということにしたい、と述べ大使は同意した。よって大臣より、ASPAC ~~[illegible]~~ について一言述べておくが、(1) 日本はASPACで強硬な軍事中心のみの論を出すことは、その健全な発展に役立たない。ASPACは自由な意見交換の場にすべき

秘密指定解除
大臣官房総務課

であるとの立場をとったこと。(2) 中共については、日本~~[illegible]~~としては、どこの国とも平和共存したいとの態度をとっているが、先方が停承知のような態度であり、先方がやがて変るのを期待するほかない。

これは、ジョンソン大統領の言っていることと同じである、と述べた上、退席された)

大使: interim measure の具体化については、琉政の意向をも考慮に入れていかざるをえまい。

北米局長: 当方としては、南、東事務所の機能拡大の必要も考えており、これらの問題は、さらにパーネル書記官等と協議を続けたい。

北米課長: 日米当局者間の相互不信を払拭し円滑に協力を進めるために原則を再確認すること自体にも意味がある。

大使: たとえば南東機能拡大につき、具体的な新合意の案があれば承知したい。また、

秘密指定解除
大臣官房総務課

これらの~~問題~~原則につき総理、大統領共同コミュニケに何か盛込むのは、有用であろうか。

北半局長：前者について一般的腹案はあるが、まだ具体化はしていない。後者については、然りである。

大使：ワシントンとしても、おそらく、原則は同意するが、具体的にはどうするかとの反応であると思う。

次官：われわれの方から、フォロー・アップの文書を出しうると思う。

大使：自分としては、本日の話合いをワシントンに報告することとし、その間、日本側から、さらに具体的な施策につき、パーネル書記官等と協議していただきたい。

秘密指定解除
大臣官房総務課

ところで、安全保障協議を8月に行なうことに、一応の合意があるが、これについて結論は出されたか。

北米局長：考えてはいるが、まだ結論は出していない。

大臣：その際沖縄を議題に取上げることもできよう。それとABM問題がある。~~[illegible]~~ これまでのところ、米側からABM問題と小笠原について ~~[illegible]~~ 日本側の質問に対する回答を示すことを締約来している。また、ABMについての日本側の回答を期待しているの

自分は、一応8月最後の週にワシントンに帰り、閣僚委員会~~[illegible]~~までそのまゝワシントンに居ることを考えているので、安保協議を8月前半に、また沖縄問題の話合いを帰国前に行なうことができればと考えている。

秘密指定解除
大臣官房総務課

北米局長：ところで総理は、小笠原について、強い希望を有しておられる。

大は：しかし、小笠原は、沖縄問題にとって助けになるであろうか。

北米局長：良い影きょうと悪い影きょうとがありうるが、どちらも処理しえない程のものとは考えない。

北米課長：先日山川、安里両氏が上京した際、自分から、小笠原返還の沖縄に及ぼす影響の問題を提起してみたところ、おどろいた様子を示していた。沖縄と小笠原とは、それほど関連づけられてはいないと考えている。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
4部の内
3号

別添2

7月15日沖縄、小笠原問題に関する外務大臣、米大使会談に際し先方に手交せる覚書

昭和42 7.15
北米局

1. サン・フランシスコ平和会議以来、わが国は一貫して沖縄、小笠原問題は日米友好関係の枠内で解決しうる問題であることを内外に明らかにしてきた。吉田総理は、平和条約調印後1951年10月の国会において、「国民諸君が冷静に事態に対処して米国政府の善意に信頼をおかれ、これら諸島の地位に関する日米両国の協定の結果を待たれるよう希望いたすものであります。」と述べており、爾来歴代内閣は、沖縄、小笠原の日本及び極東の平和と安全のため果している役割りを強調し、返還を要望する国民に対し、米国の善意に信頼して時期の到るのを待つよう説いてきたのである。

1965年1月の佐藤総理、ジョンソン大統領会談の共同声明は、沖縄、小笠原の施政権返還問題に関し、「総理大臣はこれら諸島の施政

秘密指定解除
大臣官房総務課

福ができるだけ早い機会に日本に返還されるようにとの願望を表明し、さらに琉球諸島の住民の自治の拡大及び福祉の一層の向上に対し深い関心を表明した。大統領は施政権返還に対する日本政府及び国民の願望に対して理解を示し、極東における自由世界の安全保障上の利益がこの願望の実現を許す日を待望していると述べた。」としている。沖縄、小笠原問題に関する今日までの日米両政府の態度はこの共同声明に示されたとおりであるので、佐藤総理は、種々の機会に、「沖縄、小笠原は日本の領土であり、住民は日本国民である。これが20年以上にわたり外国の施政下にあることははなはだ不自然であり、その返還は日本国民の熱望である。同時に政府は沖縄、小笠原が日本を含む極東の平和と安全に果している役割りを認識し、これを念頭におきつつ、日本国民の願望と沖縄、小笠原に対する軍事的要請とをいかに調整して行くかについて米国と密接に協議し、この困難な問題の

秘密指定解除
大臣官房総務課

解決に努力する。」ものである趣旨を説いているのである。

2　沖縄、小笠原問題は既に日本国内における反政府勢力の政府攻撃材料であつたが、最近一両年はこの問題は広く国内各方面の関心を集めるところとなり、既往のごとく単に反政府方面から全面返還と基地撤去を呼号するのみにとどまらず、若干の与党関係者を含む各界より、いわゆる施政権の機能別返還、地域別返還、あるいはさらに基地付全面返還等の意見が開陳されるに至つた。

このような傾向は、1960年の安保条約改訂後日米両国間の大きな問題は逐次解決し、沖縄、小笠原問題のみが残つて次第に前面に現われてきた事情もあるが、基本的には日本の領土及び国民の一部があたかも半永久的に外国の施政下におかれているという事実に発するところである。近年日本国民の国民的意識の伸張みるべきものあり、これに伴い自国の領土及び国民が20年以上の長きにわたつて外国の施政権下

秘密指定解除
大臣官房総務課

におかれている状態を放置すべきにあらずとの主張は、日本国民にとりその政治的立場のいかんに拘わらず広く支持されるところとなつてきた。殊に沖縄、小笠原問題をめぐる論議は、安保条約のいわゆる1970年問題とも関連して今後ますます活発化することが予想せられ、かかる動向を放置すれば、日米関係を離間せんとする勢力の利用するところともなるおそれあり、日米両政府間の率直な協議を通じこの問題の打開を図ることが急務となつてきている。

他方沖縄においても施政権返還問題が逐次激化し、これに伴い沖縄において与野党間の分極化の傾向が強まりつつあり、米側の施政権実施も漸次複雑の度を加えているやに観察され、このまま推移すればやがて基地の運用にもと角の支障をきたすおそれなしとしないとみられる。

3　日本政府としては、叙上の情勢を真剣に考慮した上、日米両国政府は日米友好協力関係の維持発展の見地から、また極東地域における平和と安全の確保のための共通の利益の上に立つて、

秘密指定解除
大臣官房総務課

沖縄、小笠原問題の解決の方途を探求すべき時期に当面していると信じ、下記のように提案するものである。

(1) 沖縄について

(イ) 沖縄の果すべき軍事的役割りと施政権返還の国民的願望を調整する方途を見出すより検討を進めること。

沖縄問題に対するわが方の基本的態度は、既述のごとく、沖縄の果している軍事的役割りと返還に対する日本国民の願望を調整することにある。この立場を論理的に一歩進めれば、沖縄には米軍基地を存続せしめつつ施政権を返還する方途を探求することとなる。

この見地より、(i)極東地域の現在及び将来の安全保障上の要請にかんがみて沖縄の果すべき戦略的役割り及び沖縄所在の軍事施設の要件、(ii)安保条約及び地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題等につき日米間に検討を進めることとする。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ハ)　沖縄に関する当面の諸問題の改善を図ること。

日米両国政府は、施政権返還の方途の検討と並行し、返還実現の場合の法制上、行政上、あるいはまた社会的、経済的の支障をきたさないよう、(イ)本土との一体化、(ロ)自治権の拡大、(ハ)琉球政府の強化、(ニ)本土との経済的、社会的格差の是正を計画的、かつ、組織的に推進することを両国共通の政策として確認すべきである。この政策を推進するためには、米国の施政権の枠内において日本政府が沖縄の施政により大きな貢献をすることが必要であり、また望ましいと思われる。

この見地から両国政府は、日本政府がたとえば琉球政府の立法及び行政機能について助言と援助を与える等、沖縄施政に対しより積極的に貢献することを可能とするため適当な措置を検討し実施する。

なお、米国軍隊と沖縄住民の間の摩擦

秘密指定解除
大臣官房総務課

の原因を最少限にするため、さらに一段の努力を払う。

(2) 小笠原について

小笠原の施政権を返還することとし所要の措置をとること。

小笠原の果している軍事的役割りが限られているやにみられることにかんがみ、米国が小笠原の施政権を保持し続けなければならない理由は容易に理解し難いところである。さらに米側が戦争直後西欧系住民のみに帰島を許したという事実もあり、小笠原の帰島ないし返還の問題について現状のまま推移することを日本の国民に納得の行くよう説明することはきわめて困難である。帰島実現はもとより歓迎するところであるが、帰島に伴い住民に対する施政について煩瑣な問題が生起することも予想されるので、この際一歩を進めて早急に施政権を返還することとし、小笠原に存続すべき米軍施設の問題を含め、所要の措置を進めるこ

秘密指定解除
大臣官房総務課

とするのが時宜に適している。

小笠原の施政権返還は、米国の善意の具体的な証明となり、沖縄の問題をも日米相互信頼関係の枠の中で解決しうるとの日本国民の信念を強化するに役立つであろう。

4. 沖縄、小笠原の問題は、日本の安全保障の問題であり、極東における平和と安全の問題である。従つてこの問題のために日米友好協力関係が阻害されることがないよう努めるべきであるが、一方、軽率な決定の故に将来に禍根を残すような誤りを犯すべきでないこともちろんである。しかしながら、沖縄、小笠原が米国の施政下に入つてより20年を経過し、これが諸島に関する問題が20年の惰性に流されて動いていることが多いとの感を禁じえないのである。日本政府としてはこの問題解決の至大な困難性を十分認識しているものであるが、その困難性の故にこの問題の解決への努力を怠ることはかえつて将来その解決をより困難ならしめるものと考える。われわれは今や将来にわたり極東地

秘密指定解除
大臣官房総務課

域の安定と繁栄を図るためにも、日米両国が、沖縄、小笠原問題に正面から取組むべき時期が熟れていると信ずるものであり、この見地より以上の提案に対し米側において十分検討を加えられることを期待する。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

大臣 別途宇 次元 手 近藤書務 ま参 北米課長

沖縄に関し在京米大使と懇談の件

42.7.19 北米局長

7月18日在京米大使招宴の際懇談せる処要旨下記のとおり。

本日— 15日の大臣大使会談の際大使より1970年問題並びにヴェトナム戦争との関連に付質問された処、1970年問題は本来別個の問題で、たゞこれがissueにならないとなれば沖縄に集中するであらうと云う間接の関連と観ており、又ヴェトナムに関する大臣の御画策は、我方は沖縄に関して、米軍のヴェトナム作戦に著しく支障を来すような措置を進める考はないが、ヴェトナム戦争の如何に拘らず今日より日米双方が満足

秘密指定解除
大臣官房総務課

し得る様な形で沖縄返還を実現する方途を見出すよう協議したいということである。

大使――自分も左様に承った。問題は日本が沖縄に対して米軍にどうえう地位を与えようとするかである。

本官――我方がいわゆる完全な自由使用、即ち現状通りの保証をするなら返還は容易に認められると考えるがそれには日本内に御承知の様な困難がある。又我方が内地並みの地位を主張すれば米側は返還を拒むであろう。その間に双方の満足し得る解決があり得ないかを探求したいのである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

大使— 米側は日本が何を望むかを示して貰い度いのである。核兵器を撤去せよと言はれるなら撤去するであらう。その代り最終兵器ともいうべきポラリスのようなものでない種類の核兵器も沖縄には置かないということの結果として抑止力はそれだけ減殺されることとなる。核の問題は別としても、前回会談の際も申したれん現にB-52の~~地~~給油機が沖縄から飛立っており、又在沖縄の米軍が通常兵器による戦闘に何時でも変進し得るということが大きな抑止力なのである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

本官―大使の言はんとすることは沖縄の基地は現状通り、即ちいわゆる完全な自由使用でなければならぬと云うことの様に聞えるが、沖縄の現状は放置し得ず。他方"完全な自由使用"と云うことは国内事情から困難である。この間の調整を図るため内々に協議しようと云うことである。

大使―如何なる「自由」かと云うことは日本側の問題である。施政権返還の暁、沖縄の抑止力を維持させようとすれば日本側に於て相当な政治的覚悟を引受けることとなる。従ってその政治的覚悟と沖縄の現状と何れを採るかの日本の政治的判断の

秘密指定解除
大臣官房総務課

問題である。
本官―総理も大臣も沖縄返還問題は日本
のいわゆる防衛姿勢の問題であるとえうことは御認識になっており、その見地から祖国
復帰要求をどう調整するか苦慮されているのである。国内には御承知の如き事情
があるから我方が米軍に認め得る地位の限界について悔恨たらざるを得ない。我
方からこれ〈の条件と持出せと言はれても、抑々極東において軍事的役割を
荷っているのは米軍なのであるから、必要な軍事的条件とえうものは米側から示され
なければ我方から判定する材料はない。
大使―「必要」とえうのはどうえうことか。日

秘密指定解除
大臣官房総務課

本は米軍に何を期待するのか。

本元— 一般的に言へば明らかである。即ち

我方は米軍が極東に於て効果的な抑止力として存在することを期待するのである。その大枠の

中で沖縄の米軍が如何なる地位を与へられるべきかは軍事技術的のことで

はないか。

大使— 軍事技術のことなら米側から何回でも軍人なり専門家を派遣に御説明していつのであるが、根本は日本が何を米

軍に期待するかと云う日本側の決断の問題である。

本元— 沖縄の現状は放置すべきに非ずとの立場から假に我方が基地は本土

秘密指定解除
大臣官房総務課

並みということで返還を要求したら米側はどうするか。

大使—本土並みなら米側は沖縄を引揚げるであらう。

本京—それはかし言い過ぎであらう。沖縄の価値はそんなものでもあるまい。

大使—自分も返還を陰喜しようとえうような考は毛頭ないが、係返して申上げるが、

問題は日本が沖縄の米軍を抑止力として存続させようとするなら日本の立場から如何なる政治的決断をし、如何なる地位を認めようとするかということで、

米側はそれに応じて態度を決するより他ないのである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

本元一 我方より見れば いわゆる「自由使用」と「本土並み」の間に我方として受諾し得る基地の地位を見出し難いのである。そのためには軍事技術の問題が入って来るが、之については米側の見解を示に基づ必要があると信ずる。我方から例へば「核は事前協議、戦闘作戦行動は自由」と云う様なことを持出すことは余り根拠がないと思う。

本夕この話を持出した所以は、1970年は無論のこと、ヴェトナム戦争についても、我方はこれを沖縄返還問題に関する多くのテーブルの要素として考へるものではないと云うことを申上げたかったからである。我々の協

秘密指定解除
大臣官房総務課

議の結果如何では 返還は ヴェトナム戦
華中でも可能かも知れないし、或は又

ヴェトナムが終っても 直ちには出来ないと
云うことも知れないのである。

大使 ― その点は誤解はないと思う。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
8部の内
4号

施政権返還に伴う沖縄基地の地位について

昭和42 7.25
北米局長

1. 沖縄の施政権返還の国民的願望と極東におけるその軍事的役割りの調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位いかんである。すなわち、施政権返還後の基地の地位を現状どおり認めることはわが方に困難があり、これを内地の基地並みとしては、極東における抑止力としての機能を十分果しえずとすれば、「現状どおり」と「内地並み」の間に日米双方が満足しうる取極めをなしうるや否やが施政権返還の鍵である。

2. 沖縄の軍事基地は、米国の施政下にある現状においては、いわば完全に「自由使用」できるわけであるが、これを前記「内地並み」とする場合は、次のような制約が加えられることとなる。

(1) 安保条約上の制約

(イ) 基地使用の目的は、日本の防衛及び極東

七、三六 次官 以下、八、二 近畿音議員以下と打合資料

秘密指定解除
大臣官房総務課

の平和と安全に寄与するために限られる。

(ロ) 在沖米軍に関する問題はすべて一般的協議の対象となる。

(2) 事前協議条項上の制約

下記の3項目は日本政府の事前の同意を必要とする。

(イ) 核弾頭の持込み及び中長距離ミサイル発射基地の建設。

(ロ) 戦闘作戦行動のための基地使用。

(ハ) 大規模の配備の変更。

(3) 地位協定上の制約

施設区域の提供及び返還、出入域、物資及び労務の調達、刑事及び民事裁判管轄権等の分野において、米軍は軍隊が長期にわたり外国に駐留する場合通常課される制約に服することとなる。

3 以上の諸制約のうち、極東における抑止力としての機能に直接関連するものは2(2)の(イ)及び(ロ)、すなわち、核弾頭の持込み及び中長距離ミサイル発射基地の建設、及び戦闘作戦行動のた

秘密指定解除
大臣官房総務課

めの基地使用であり、爾余の諸制約は、わが方が条約協定上の約束を完全に果す以上は、米側としても受諾すべき性質のものであると認められる。

4　わが国が米軍に期待するところは、極東において抑止力として存在であることであり、問題はその一環として沖縄における米軍基地の地位はいかにあるべきかということである。事は軍事技術上の問題でもあるので、自ら軍事的抑止力たるの地位にないわが方としては、米軍が最少限いかなる「自由」を必要とするやの判断の基礎を持たないわけであるが、他方米側は、わが方が広く自らの全体的利害の判断からその領域内に存続すべき米軍基地にいかなる地位を容認する用意ありやが施政権返還問題の核心なりとの態度にでてくることも予想される。いずれにせよ、わが方が沖縄の現状は放置しえずとの見地から施政権返還問題を動かそうとするならば、前記2(2)の(イ)(ロ)についてわが方としての腹案がなければならない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

5　上記2点に関してわが方は下記の態度をとるべきものと考える。

(i)　核弾頭の持込み及び中長距離ミサイルの発射基地の建設は事前協議の対象とする。

(ii)　核弾頭の持込みはわが国の現状よりみて最も困難な問題である反面、米軍が常時これを沖縄に配置しおく必要はないと思われる。よつて、これを事前協議の対象とするも、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイル用の核弾頭については別途考慮する。

(ロ)　核弾頭搭載の艦船、航空機の出入は容認する。

(ハ)　現存のミサイル発射基地存続は容認する。

(iii)　戦闘作戦行動のための基地使用は事前協議の対象としない。

沖縄の最も重要な使命は、攻撃基地としてよりも前線補給基地としての機能であると認められるが、たとえば沖縄から飛立つ給油機の空中給油とか、輸送機による戦線への兵器投下のごときは戦闘作戦行動の範ちゅうに属

秘密指定解除
大臣官房総務課

し、また極東地域に局地戦闘が突発した場合沖縄にある海兵隊が直ちに発進しうることは抑止力としてきわめて重要な要素であると認められる。

この種の基地使用を容認することは、極東の平和と安定維持のためわが方としてそれだけ政治的責任を引受けることとなり、米側は従来の経緯よりわが方の態度に多分に危ぐの念を抱いているところであるが、わが方としては、抑止力維持の見地よりこの種の基地使用を認める必要があると思われる。

6　施政権返還後の米軍の地位についていかなる取極めができようとも、返還により沖縄の地位は全体として正常化し、改善されるのであるから、沖縄側はこれを受容れるであろうが、内地の米軍基地と異なる地位の基地を存続させるときは、従来の施政権返還運動は直ちに米軍基地を「内地並み」とすべしとの運動にとつて代えられることは明らかである。沖縄の現状打開のためには、極東における沖縄の軍事的役割りに

秘密指定解除
大臣官房総務課

かんがみて、わが方としては相当な政治的責任を引受ける用意がなければならないが、要はわが国の防衛姿勢の問題であつて、(イ)極東及び日本の安全のため沖縄の基地が当分「内地並み」ではありえないこと、(ロ)安保条約、地位協定上の約束は完全に履行すること、(ハ)沖縄返還に伴うわが国自衛隊の防衛責任拡大と沖縄の治安維持について遺算なからしめること、等の諸点について政府として十分の準備と見通しを持ち、いかなる取極めを行なうにしても、やがて極東の情勢が変つて基地の「内地並み」を許す時期が到来するまで、安定した持続性あるものとしなければならない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
8部の内
7号

北米局長

施政権返還に伴う沖縄基地の地位について

昭和42 8 3
北米局長

1. 施政権返還と基地の地位

沖縄の施政権返還の国民的願望と極東におけるその軍事的役割りの調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位いかんである。すなわち、返還後の基地の地位を現状どおり認めることはわが方に困難があり、これを内地の基地並みとしては極東における抑止力としての機能を十分果しえずとすれば、「現状どおり」と「内地並み」の間に日米双方が満足しうる取極めをなしうるや否やが施政権返還の鍵である。わが方は施政権返還後においても米軍が極東において抑止力として健在であることを期待するものであるが、問題は、そのため返還後における沖縄の米軍基地の地位はいかにあるべきかということである。事は軍事技術上の問題でもあるので、自ら軍事的抑止力たるの地位にないわが方としては、米軍が最少限いかなる「自由」を必要と

秘密指定解除
大臣官房総務課

するやの判断の基礎を持たないわけであるが、他方米側は、わが方が広く自らの全体的利害の判断からその領域内に存続すべき米軍基地にいかなる地位を容認する用意ありやが施政権返還問題の核心なりとの観点にでてくることも予想される。いずれにせよ、わが方が沖縄の現状は放置しえずとの見地から施政権返還問題を動かそうとするならば、返還後の米軍基地の地位についてわが方としての腹案がなければならない。

2　「現状どおり」と「内地並み」の相違

沖縄の軍事基地は、米国の施政下にある現状においては、いわば完全に「自由使用」できるわけであるが、これを前記「内地並み」とする場合は、次のような制約が加えられることとなる。

(1)　安保条約上の制約

(イ)　基地使用の目的は、日本の安全及び極東の平和と安全に寄与するために限られる（第6条）。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ハ) 在沖米軍に関する問題はすべて一般的協議の対象とする（第4条）。

(ロ) 地位協定上の制約

施設区域の提供及び返還、出入域、物資及び労務の調達、刑事及び民事裁判管轄権等の分野において、米軍は軍隊が長期にわたり外国に駐留する場合通常課される制約に関する。

(ハ) 事前協議条項上の制約

次の3項目は日本政府の事前の同意を必要とする。

(イ) 米軍配置の重要な変更

(ロ) 米軍装備の重要な変更（核弾頭の持込み、中長距離ミサイルの持込み及びその発射基地の建設）

(ハ) 戦闘作戦行動のための基地使用

3 安保条約上の制約

基地の使用目的及び一般的協議に関する前記2(ロ)の制約は、在沖米軍の装備りに実質的制約を課するものではないから、この点より返還に支障ありとは認められない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

なお、米国は第3条により沖縄を日本の一部として防衛する義務を負うこととなるが、これも現状を実質的に変更するものではない。

4　地位協定上の制約

現行地位協定は、この種の取極めとしていわば国際的標準に合致したものであつて、施政権返還後は在沖米軍も当然これに従うべきであり、地位協定上の例外を設けることは困難である。

他面地位協定の諸定が完全に履行されることは米軍の活動のために必須であつて、特に必要な施設区域の提供並びにその運営について、わが方としてもいわゆる基地反対運動等により支障を起すことのないよう、治安当局及び施設庁において十分の用意が必要である。

なお、地位協定に関連する問題として、電気、水道の公益事業や主要道路の管理等は現在米軍により行なわれているが、これらは当然わが方に引継がれなければならない。

5　事前協議条項上の制約

沖縄の基地の「現状どおり」と「内地並み」

秘密指定解除
大臣官房総務課

とを極東における抑止力としての機能の観点より対比すれば、最も重要な相違は事前協議条項上の問題であり、基地の地位について日米間に合意をみうるや否やはこれにかかつていると認められる。これに関してわが方は下記の態度をとるべきものと考える。

(i) 核弾頭の持込み、中長距離ミサイルの持込み及びその発射基地の建設は事前協議の対象とするよう~~主張~~要求する。

(ii) 核の問題はわが国の現状よりみて最も困難な問題であるので、「米軍装備の重要な変更」は事前協議の対象とするよう強く米国に要求するものとする。

(iii) 米国はポラリスが存在するに至つた現在戦略核兵器を沖縄に配置する必要はなくなつたものとみられ、問題は戦術核兵器にあると思われる。すなわち、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイルの核弾頭や戦闘爆撃機に搭載すべき核弾頭の貯蔵の自由を留保しようとするかも知れず、この点につい

秘密指定解除
大臣官房総務課

ての話合いがかんが最も問題になるかと思われる。

(ロ) 戦闘作戦行動のための基地使用は事前協議の対象としない。

(イ) 沖縄の最も重要な使命は、攻撃基地としてよりも前線補給基地としての機能であると認められるが、たとえば沖縄から飛立つ給油機の空中給油とか、輸送機による戦線への兵器投下のごときは戦闘作戦行動の範ちゅうに属し、また極東地域に局地戦闘が突発した場合沖縄にある海兵隊が直ちに発進しうることは抑止力としてきわめて重要な要素であると認められる。

(ハ) この種戦闘作戦行動のため基地使用を容認すれば、わが国が軍事行動に直接捲込まれるものであるとの誤解を招来するであろうが、沖縄の地理的、軍事的地位にかんがみ、わが方としても抑止力維持の見地より、施政権返還実現に当つては、この種の基地使用は事前協議の対象としないこととする

秘密指定解除
大臣官房総務課

必要があると認められる。

なお、戦闘作戦行動の対象地域、あるいはその態様により事前協議を要しない場合を限定することは実際問題としてきわめて困難であるので、全体としてこれを事前協議よりはずすほかないと認められる。

(ロ) 米軍配備の重要な変更は事前協議の対象とするよう努力する。

配備の重要な変更は沖縄からの移動は含まれず、新たな大規模の常時配備を意味するところ、実際問題として将来沖縄に大規模な戦闘兵力を配備したり、基地の大きな施設を置くようなことは可能性が少ないと思われるので、配備の変更を事前協議の対象とすることはあまり実質的意味はないが、なるべく「内地並み」とする見地よりはこれを対象にしておくことが望ましい。

ム 施政権返還に伴う問題

(イ) 施政権返還の手続としては、奄美大島の場合のごとく、米国が一方的に施政権を放棄す

秘密指定解除
大臣官房総務課

る基礎の上に返還協定を結ぶこととする。返還されれば安保条約、地位協定、事前協議条項は自動的に沖縄にも本土と同様に適用されることとなる。よつて前記事前協議に関する戦闘作戦行動のための基地使用及び場合によつては核兵器についての合意は、事前協議に関する『安保条約第6条の実施に関する交換公文』に従つて協議したものとして、返還協定と同時に別途交換公文でこれを取決めることとする。

(ロ) このようにして施政権返還後沖縄に『内地並み』でない地位の米軍基地が存続するときは、施政権返還運動は直ちに『内地並み』へのせん動にとつて代えられ、また本土以上に基地反対の運動が行なわれることも予想される。しかしながら、沖縄返還は強い国民的要望であり、政府としては相当な政治的責任を引受ける決意をもつて返還実現に努力すべきものと考える。沖縄返還問題は究極においてわが国の防衛姿勢の問題であつて、(イ)極東及

秘密指定解除
大臣官房総務課

び日本の安全のため沖縄の基地が当分「内地並み」ではありえないこと、(ロ)安保条約、地位協定上の約束は完全に履行すること、(ハ)沖縄返還に伴うわが国自衛隊の防衛責任拡大と沖縄の治安維持について遺憾なからしめること、等の諸点について政府として十分の準備と見通しを持ち、いかなる取極めを行なうにしても、やがて極東の情勢が変つて基地の「内地並み」を許す時期が到来するまで、安定した持続性あるものとしなければならない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
0部の内
7号

Ⅱ　わが方申し入れに対する米側の反応

#287
北米局

1　基本的考え方

米側が可能な限りの基地使用の自由を求めるのに対し、これを日本側が徒らに制限して行くということではなく、極東における自由陣営の戦略上の利益の観点から、沖縄にある基地がどのように使われることが、日米両国にとつての共通の利益であるかを、日米双方が検討して行くこととしたい。

2　沖縄の果している抑止機能と米側の受諾し得る制約の限界

(1)　核の問題については、ポラリスの使用は全面核戦争を意味し、容易に使用し得ないので、核攻撃の可能性に対するクレディビリティーを確実にし、有効な抑止力を維持するためには、ポラリスに至らない核戦力の保持が必要である。日本が要求するのであれば、核兵器を沖縄から取除くことはで

秘密指定解除
大臣官房総務課

きようが、中共に対する抑止力は、それだけ減少する。ポラリスに至らない各種の戦術核兵器の配備の必要についてはいろいろ言いたいことがある。

(2) 戦闘作戦行動については、例えば(イ)グアムに基地をおくB－52に対する沖縄基地からの給油機による給油、(ロ)中共のタイ、ラオス等に対する大規模な地上兵力による攻撃に対する沖縄からの反撃の自由を確保することが最少限必要である。

(3) 事前協議の制約については、米国が現状において、沖縄の基地をいかようにも使用し得るということが、有効な抑止力として作用しているのであり、これが日本との事前協議の対象となるということでは、抑止力はそれだけ減少することとなる。本土並みに安保条約を適用するということであれば、米側は、沖縄に止まつてその使命を果すことは極めて困難である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

3　当面日本側に期待する措置

沖縄の施政権返還後も、米軍基地が存続する場合、日本政府はその基地の使用ぶりについて政治的責任をとらざるを得ず、現状よりも、大きな政治問題に直面することとなるかも知れない。これは、日本政府による政治的決断の問題であるが、差し当り、日本として沖縄にある米軍基地が、どのような役割りを果すことを望むかについて日本側の一応の考え方でも承知したい。（この点、国防省筋よりは、軍関係者間に日本側の圧力により譲歩を強いられたのではなく、自らの創意でそうしたのだという気持を持たせるためには、日本側が暫らくこれ以上の対米アプローチはされないことが望ましいとの見解もある。）

4　米側回答のタイミング

米側は目下、日本側の申し入れを関係各省係官のレベルで慎重に検討を続けており、今秋の三木大臣の訪米を経て、佐藤総理の訪米

秘密指定解除
大臣官房総務課

を頂点としてなんらかの前進を得ることを目標として考えている。従つて三木大臣の訪米前に、ジョンソン大使を通じ、なんらかの米側の反応をお伝えしたいと思つている。しかし、作業が遅れれば最初の反応も、大臣訪米のときとなるかも知れない。

ㇾ　小笠原の施政権返還

小笠原については、施政権返還のアレンヂメントができる前の帰島は望ましくないとの日本側見解に（ジョンソン大使個人としては）同感である。小笠原の戦略的価値は、日本側で一般に考えられているほど無価値ではない。しかし、中心問題は政治的なもので、沖縄との関連において慎重に検討している。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
10部の内
7号

施設権返還に伴う沖縄基地の地位について

昭和42年8月7日
北米局

1. 沖縄の施設権返還の国民的展望と極東における軍事的役割りの調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位いかんである。この見地より去る7月15日外務大臣より在京米大使に対し、

(i) 極東地域の現在及び将来の安全保障上の要請にかんがみて、沖縄の果すべき戦略的役割り及び沖縄所在の軍事施設の要件、及び

(ii) 安保条約及び地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題、

につき日米間に検討を進めるよう提案した。これに対して米側はまだその反応を示していないが、施設権返還問題を動かして行くためには、わが方として基地の地位についてなんらかの展望を持つていることが必要である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

2　沖縄の軍事的役割りは、ヴィエトナム戦争継続中の現在は勿論、ヴィエトナム戦後においても、およそ次の4点にあると思われる。

(1)　極東において有事に即応して発進しうる空、陸の前線攻撃基地。

(2)　極東における前線補給基地。

(3)　通信基地。

(4)　眼にみえる抑制しうる抑止力たること。

上記のうち、沖縄の地理的位置からして、前線補給基地及び通信基地としての役割りが重要であることはいうまでもないが、前線攻撃基地としても現に行なわれている戦時爆撃機に対する空中給油作業とか、輸送機による戦線への兵器供給は重要な機能であり、また極東地域に局地戦争が突発した場合、海兵隊や戦闘爆撃機が即刻発進しうる態勢にあることが有効な抑止力として存在するためきわめて重要である。核兵器については、ポラリスが存在するに至った現在、戦時核兵器を沖縄に配置する必要はなくな

秘密指定解除
大臣官房総務課

つたものと認められ、問題は沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイル用の核弾頭や、戦闘爆撃機に搭載すべき核弾頭にあると思われる。

2　米側が沖縄の軍事的役割りを重視する反面、施設権それ自体は目的ではないので、日本側との間に満足な取極ができれば、施政権返還を進めようという気構えは十分であるとみて誤りないと認められる。米側の考え方の基本は次のとおりであると思われる。

(i)　日本は極東における最も信頼すべき友邦であるから、将来の極東の平和と安全維持のためには真に日本と提携して行かなければならない。

(ii)　沖縄が返還されれば日本は防衛負担の問題として相当な政治的負担を引受けることとなるべく、従つて問題は現状のまま推移するか、あるいは政治的決断をもつて沖縄返還に進むかの日本側の選択の問題である。

(iii)　日本も責任ある大国として、沖縄に存続すべき米軍がいかなる役割りを持ち、いかなる

秘密指定解除
大臣官房総務課

基地の地位を与えられるべきかについて我自の判断があるべきであり、究極において米国はその判断によつて態度を決めるのが筋である。

ということに帰着すると認められる。

「 施政権返還後の基地の地位を現状どおり認めることはわが方に困難あり、これを本土の基地並みとしては、極東における抑止力としての機能を十分果しえずとすれば、「現状どおり」と「本土並み」の間に日米双方が譲歩しうる取極をなしうるや否やが施政権返還の鍵である。在沖基地の「現状どおり」と「本土並み」とを、極東における抑止力としての機能の観点より対比すれば、最も重要な相異は、(i)核弾頭及び中長距離ミサイルの持込み、並びに同ミサイルの発射基地建設、及び(ii)戦闘作戦行動のための基地使用、をわが方との事前協議の対象とするや否やにある。

米側に対して施政権返還を要請するに当つて

秘密指定解除
大臣官房総務課

は、返還後の在沖基地について、基本的には前記(4)は事前協議の対象とするよう極力努力するも、(4)は少なくとも極東の情勢が好転するまでは事前協議の要なきこととするだけの腹づもりが必要であると認められる。

よ　このようにして施政権返還後沖縄に「本土並み」でない基地が存続するときは、施政権返還運動は直ちに「本土並み」へのせん動にとつて代えられ、また本土以上に基地反対の運動が行なわれることも予想されるが、沖縄返還は強い国民的要望であり、政府としては相当な政治的責任を引受ける決意をもつて返還実現に努力すべきものと考える。そのためには沖縄返還に伴うわが方諸機関係当局の責任拡大、地位協定実施のため施設庁、治安当局をはじめ関係各省の十分の用意が必要であり、やがて極東情勢が変つて基地の「本土並み」を許す時期が到来するまで安定した持続性あるものとしなければならない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
10部の内
7号

1　在沖縄米軍の戦略上の役割りについて

北米局

在沖縄米軍戦力の役割りを、(1)全面核戦争抑止戦略における役割り、(2)局地戦用発進基地としての役割り、(3)補給、中継、訓練基地としての役割り及び(4)防衛基地としての役割りに分けて考えれば、次のとおりである。

イ　全面核戦争抑止戦略における役割り

極東における米国の核抑止力は、米本土に配備されているＩＣＢＭおよびにグアム等に基地を置くポラリス潜水艦、Ｂ－５２爆撃機を主力としている。

沖縄にあるメースＢは旧式化しており、また、Ｆ／１５戦闘爆撃機は水爆搭載も可能で、現在「１５分間待機」の状態にあるが、核報復攻撃を本来の任務とするものではない。

沖縄は、アジア大陸に近接して脆弱性を有するため、今後とも全面核抑止力発進基地と

秘密指定解除
大臣官房総務課

して使用される可能性は少ない。全面核戦争抑止力との関連では、(1)グアム等を基地とするB－52に対する空中給油のためのKC－135の発進、(2)B－52の台風避難等のための代替基地（年間20回程度）等補助的な役割りを果すに止まるものと考えられるが、米側としてはかかる役割りを重視している。

2　局地戦用発進基地としての役割り

極東における米軍の地上戦力は韓国等におけるものを除き、ほとんど名目的なものとなつているため、沖縄に戦闘即応部隊を配備して、緊急の際にそなえる必要があるものと考えられる。

ヴィエトナム戦争に関しても、沖縄にあつた第3海兵師団が最初の過往地上部隊となり、その後も第9海兵旅団が沖縄で戦闘即応態勢にある。また空軍のF/105戦闘爆撃機、海兵隊のKC－130輸送機等も、沖縄を基地としてヴィエトナムでの地上部隊援護、北爆、

秘密指定解除
大臣官房総務課

補給品投下等に従事している模様である。

3　補給、中継、訓練基地としての役割り

ヴィエトナム戦争との関係では、沖縄のこの面での役割りが最も重要であり、現在兵員約2000名の第3兵站部隊が沖縄における補給、中継活動の中心となつている。

ヴィエトナムで消耗される軍用物資月間40～50万トンのうち10～15万トンは沖縄を経由しているといわれる。その理由としては、沖縄まで大型船舶で輸送した後、航空機、LST等に積換えてヴィエトナムに輸送することが、効率的であること、沖縄での補給中継施設に、電子計算機、ベルト・コンベア、コンテナー方式等仕分け、送出の機械化が完備していること、等が考えられる。

また、沖縄本島北部には、対ゲリラ戦闘訓練学校が置かれている。

通信監視は、主として本土基地で行なわれているが、沖縄においても、P－3型機等若

秘密指定解除
大臣官房総務課

千の航空機、戦車等の整理が行なわれている。

4　防衛基地としての役割り

極東における防衛態勢の一環として、沖縄にあるレーダー・サイトからの情報は、府中の統合空軍司令部に送給され、また、沖縄には、ナイキ・ヘーキュリーズ（核弾頭装備が予想されていると考えられる）ナイキ・ホークが配備されている。

海上警備については、P－3型対潜哨戒機が配備されている。

なお、沖縄自体の防衛のための地上部隊はほとんど存在しない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(回覧番号　　)　外務省電信案　(分類　　)

特秘・極秘・秘・平文・館長符号 (朱印) 特秘	※ 暗 略 平	※ 総第 034146 号
	※ 第 1302 号	※昭和 42 年 8 月 9 日 時 19 分発
	大至急 至急 普通・LTF	※ 発電係

電信課長

(※印欄内は電信課記入)

大臣	主管 局(部)長	主管局課名 北米局北米課
~~政務次官~~	参事官	起案 昭和 42 年 8 月 9 日
事務次官	課長	起案者 枝村 電話番号 442
外務審議官	課長補佐	
官房長		

漢

協議先

条約局長

在 米 下 田 大使 総領事あて 三木 大臣発 臨時代理

電転報 在　　大使 総領事あて 臨時代理

件名

沖縄小笠原問題(総理との打合わせ)

往電第1201号に関し

8日本大臣も同席の上、次官以下本省関係幹部は、沖縄小笠原問題について佐藤総理との打合わせを行なったところ、その模様つぎのとおり、貴使参考までに通報する(関係ペーパーは空送する)

特秘

(昭和四〇・四・一 改正)

GB-1

秘密指定解除
大臣官房総務課

1. まず次官より、在沖純米軍基地の役割に
関連して7月15日付わが方覚書に対する米側の
反応ぶりを説明したのち、(1)沖縄の施政権返還
~~を達成するための~~の鍵は、沖縄の基地の使用に
ついて「現状どおり」と「本土並み」の間に日米
双方が満足し得る取極をなし得るや否やで
ある、(2)「現状どおり」と「本土並み」の間の
もっとも重要な相異は、(イ)核弾頭及び中
長距離ミサイルの持込み、並びに同ミサイルの発射
基地建設、および(ロ)戦斗作戦行動のための
基地使用をわが方との事前協議の対象とす
るや否やにある、(3)米側との交渉にあたっては、
基本的には核に関する事項は事前協議の
対象とするよう極力努力するも戦斗作戦行動
については、少なくとも極東の情勢の好転までは

秘密指定解除
大臣官房総務課

事前協議の要なきこととするだりの腹づもりが
必要であると認められる、との趣旨を骨子とする
本省事務レベル限りのペーパーを読み上げた。
2. これに対し、総理は、沖縄の施政権返還
は高次の政治的判断を要する問題であり、
腹づもりは総理自身が決定することであり、外
務省事務当局としては、予め腹づもりを云々する
ことなく、施政権返還を強く要求し、これに対
する米側の反応を通して米側の施政権返還
に対する条件を探究するに努めるべきである。いず
れにせよ、時間を要する問題であり、力ずくで
解決するわけにはいかない。~~[illegible]~~
本問題については、国内の反響を考える必要
もあり、米側としては、沖縄から米軍が引揚げ
れば、日本も困るだろうとかいろいろなことを

秘密指定解除
大臣官房総務課

云うだろうが、それはそう心配する要なく、むしろ日本国民が、どの程度の基地使用であれば我慢し得るかを見定め、その範囲内で問題解決を図ることが必要である。沖縄の解決にはいづれにせよ時間がかかるであろうから、じっくり落着いて進めるべきであり、当面小笠原に重点を置くべきである等の趣旨を述べられた。

3、事務当局よりは、米側は、総理訪米の際沖縄の施政権返還問題について話し合う意図は充分あると思われるが、その際将来の基地のあり方について総理の御見解を質すことは必至であるので、その際の総理の腹づもりを作るための御参考として、現段階での見通しを申し上げたものであり、今後とも事務当局としては、情報の収集と分析に努めるべきこと、小笠原問題を進め

秘密指定解除
大臣官房総務課

るためにも、沖縄問題の解決にあたり日本側も政治的責任をとる覚悟があることにつき米側を納得せしめることが必要であること等を説明した。

4. なお、事務当局より、総理の御意向は、事務レヴェルにおいては、もっぱら安保条約の沖縄への本土並みの適用を前提として交渉せよとの御趣旨かと伺ったところ、それでは、話し合いにならないであろうが、こちらから予め（アラカジ）おりた線を出すことなく、とにかく返還を要求し、先方から返還に当っての条件を示させるように努めるべきであるとの趣旨を答えられ、また、事務当局より、米側としては、沖縄問題の解決を日米間のバーゲインを通じて妥協点を見出すというよりも、日米両国にとり、もっとも利益の極東における抑止力として

秘密指定解除
大臣官房総務課

多い沖縄基地のあり方は、何か、との観点が合意に達することを希望し、その意味で、日本側として、沖縄基地がどうあることを望むかについての意見をまず聞きたいとの態度である旨を説明したのに対しては、極東における抑止力としては、何と言っても、米側が主体なのであるから、沖縄基地のあり方についても、まず米側からその希望を切り出すようにすべきであるとの趣旨を述べられた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

0

極秘
無期限
部の内
号

タイプ指示		発信用	執務用	計
主信		1	1	2
付属	そのまゝ			

発送日 昭和42年8月11日
発信 | タイプ | 校正

館長直披

文書課長

公信案

（分類　　）

公信番号	半北 第 1032 号	公信日付	昭和42年8月9日 月 日

~~大臣~~ 政務次官 事務次官 外務審議官 ~~官房長~~	主管 北米局長 ~~参事官~~ 北米課長 主任	起案 昭和42年8月9日 起案者 枝林 電話番号 442

受信者	発信者
北米 下田 大使	三木 大臣

写送付先	（希望発送日）
	月 日

件名

沖縄、小笠原 問題

GA-2　　外務省　　回覧番号

9 290

秘密指定解除
大臣官房総務課

米北才1032号

昭和42年8月 9日

在米大使殿

外務大臣

沖縄・小笠原問題

8月9日付往電北米長第1302号に関し、総理との打合わせの際の本省事務当局よりの説明のため作成した文書を貴体参考までに別添送付する。

別添1.「施政権返還に伴う沖縄基地の地位について」

別添2.「I. 在沖縄米軍の戦略上の役割りについて」

秘密指定解除
大臣官房総務課

別添3.「II. わが方申し入れに対する米側の反応」

付属添付

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
6部の内
2号

沖縄の施政権返還の方途

昭和42.8.10
北米局長

1. 主要在沖基地

(1) 沖縄本島にある米軍基地は、(イ)本島南半部嘉手納より古座市にわたつて集中している陸軍補給基地、(ロ)同地区にある嘉手納飛行場を中心とする空軍基地、(ハ)那覇港及び東海岸ホワイト・ビーチの海軍施設、(ニ)東海岸に点在する3つの海兵隊基地、(ホ)北部の海兵隊演習場等であり、このほか各地に通信施設が散在する。

(2) これらの基地のありようは、いわゆる「全島基地」というには当らないが、他面機能を異にして各地に散在する基地を一地域に移転集中することも、基地の規模と機能を大巾に削減しない限り、物理的に不可能である。

2. 基地を撤去した全面返還

米軍を沖縄より全面的に撤退せしめた上での返還は、極東の現情勢下において沖縄における米軍の存在が、日本を含む極東の安全保障上重要な抑止力としての役割りを果していると認め

秘密指定解除
大臣官房総務課

る政府の立場と両立しない。

3　機能別返還

(1)　機能別返還は、軍事施設の機能と比較的関係の少ない戸籍、教育、社会保障、産業等の事項に関する施政権を順次事項別に切離して返還せしめようという考え方であるが、次のような問題があり、また米側も容易に応じるとは認め難い。

(2)　問題点

(イ)　米側からは究極的にその安全保障上の必要をいかに保障するかを問われ、沖縄住民側からは全面返還を棚上げするのではないかを問われ、結局施政権全面返還に至る段階的構想なしには成立たなくなる。

(ロ)　たとえば教育に関する施政権なるものの範囲を画定することに実際上の困難のあること（どの範囲の日本法令を沖縄に適用することになるか、その後の新規立法、法改正はどうなるか等）。

(ハ)　立法、司法部門に関する問題のあること

秘密指定解除
大臣官房総務課

（関係日本法を制定する国会に沖縄住民が代表されていないこと。関係法令に関する司法権の運用をどうするか等）。

(ｲ) 当該事項についてのみ。種々の面で本土並みとなることによる他の事項との不均衡（関係公務員の待遇等）。

4. 基地付返還の諸方途

わが方の基本的態度が沖縄の果している軍事的役割りと施政権返還に対する国民の願望を調整することにある以上。この問題の解決のためには。沖縄に最少限必要な米軍基地を存続したまま施政権を返還させる方途を探求しなければならない。このような返還には次のような形を考えうる。

(1) 島別返還

(2) 地域別返還

(3) 基地付全面返還

5. 島別返還

(1) 軍事施設が集中的に存在する沖縄本島のみを現在のまま米国の施政下に残し。その他の

秘密指定解除
大臣官房総務課

島の施政権を日本に返還せしめる考え方である（４１年３月自民党中曾根議員の構想、４２年５月大陸問題研究所意見等）。

(2) 問題点

(イ) 沖縄住民の一部のみが復帰し、その他の大部分が取残される結果となることに対する住民の強い反撥のあること。

(ロ) 経済的、社会的に一体である沖縄がさらに分割され、その一部が日本の、他が米国の施政権下におかれることが実際上不便、不自然であること。

(ハ) 沖縄本島に関する限り問題の解決にならず、しかもそこでの米国の施政権の固定化を招来する可能性のあること。

(ニ) 米側からみた場合、本島のみを残せば、保守、革新のバランスが崩れ、沖縄立法院は反米的色彩を強めることがおそれられること。

6 地域別返還

現に基地である地域は、これを現在のままの

秘密指定解除
大臣官房総務課

米国の施政下に残し、爾余の地域の施政権を日本に返還する考え方である（自民党床次議員等の構想）。この考え方によれば、米軍基地たる地域を米国の施政下に残すことにより、米軍の基地の完全な「自由使用」を確保しつつ返還を図ることとなるが、これには次のごとき問題がある。

(1) 基地を米国の施政下に残すことによつて核その他の問題は米国政府の責任に残されるとしても、その周辺に居住する日本国民に対する日本政府の責任は所詮回避しうるところではない。

(2) 基地を／ないしせいぜい2、3カ所に集中しうるならなお形の上でも収まりがつくであろうが、沖縄各地に米軍施政下の地域が点在する形はきわめて異例であり、不合理である（なお、核その他の関係から少数特定基地のみを米国施政下に残すような考え方も実際的ではない。）。

(3) 将来基地の返還及び新たな提供を行なうこ

秘密指定解除
大臣官房総務課

とが手続上非常に複雑となり、現存基地の固定化を招来する。

(4) 地位協定に関し、基地内においては米軍はどの治特権を認められる一方、基地外において地位協定の律するところとなり、従つて新たな基地の取得、基地の出入、調達、労務、裁判権等について制約が加わることとなるので、この方式は米側にとり、後述の基地付全面返還に比し、特に魅力のあるものとはなり難い。

(5) 基地問題が施政権返還の要素を含むこととなつて、依然として禍根を残していることとなる。

7. 基地付全面返還

施政権は全面的に返還し、米軍基地については本土と同様安保条約、地位協定を適用する。この方式は前記諸方式のような難点はないが、極東における効果的な抑止力としての米軍の一環たる在沖縄米軍の基地の地位について、特に核並びに戦闘作戦行動等、安保条約第6条に関

秘密指定解除
大臣官房総務課

する事前協議事項等に関して以下のような問題がある。

(1) 核兵器の持込みは事前協議の対象となるところ、戦略核兵器の配置は必要なしとするも、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイルや戦術空軍用の核弾頭等につき、米側はその貯蔵の自由を留保しようとするかも知れない。

(2) 沖縄の重要な使命は専ら前線補給基地としての機能にあると認められるが、米側は戦略爆撃機への空中給油作業とか、局地戦突発の場合海兵隊が即刻発進しうる態勢にあることを重視し、この種戦闘作戦行動の自由を留保しようとするかも知れない。

(3) 沖縄に地位協定が適用されることとなれば、米軍の基地取得、基地の出入、調達、労務、裁判権等の問題に関して日本政府が介入することとなり、それだけ米側のいわゆる「自由」は制約されることになるが、この点は米側に納得せしめるとともに、わが方として地位協定上の約束は完全に保証するよう、施設庁、

秘密指定解除
大臣官房総務課

治安当局をはじめ、関係官庁において十分の用意が必要である。

なお、この関連で電気、水道、道路等の公共事業はわが方に引つぐべきはいうまでもない。

(4) 仮に前記(2)戦闘作戦行動及び場合によつて(1)核兵器の持込みについて米側に本土の基地と異なる地位を認めれば、施政権返還後直ちにこれを本土の基地並みとすべしとする運動が起るであろうが、これは施政権返還運動に比すればいわばレサー・イヴィルであろう。

(5) 施政権が返還されれば、わが方は沖縄自体の防衛について米軍と並んで責任を負うこととなるが、当面の問題はむしろ前記(3)であつて、自衛隊自身の責任拡大は漸進的な問題であろう。

秘密指定解除
大臣官房総務課

42. 8. 18　　桜村大之

色々お忙しいでせう。こっちも関係要道ら
来りつゝあるもホリ氏長い休暇で、大木君ヒイヒイ
言ってます。以下取急ぎ個別書で。　　下寄拝

1. 沖縄　総理の一かつとか、これも真相
(Background) 教えて下さい。ところで昨日
欧州関係のことで国防省国際安全保障局
欧州担当次官補代理 Phillip S. Wyle ワイルと話をし
引揚げようとしたら彼の方から沖縄について
話しを切り出し、こちらが聞かないのに、自分
は担当でないが相談には乗っている。その
結果基地がの自由出来は絶対おりられないが、
核の方は固執しないつもりだ、ということを
述べ、さらに基地と住民の関係については
大体力学で片付くものが多い（電気、下水、

極秘

秘密指定解除
大臣官房総務課

道路、中心地から山の中への移転等）から、
道カン後
ゆっくり 決めて行き ~~[illegible]~~ よい との趣旨もつけ
加えました。小生としては ① 担当でない人の
言であること ② ソウジの間の立活なること
③ スナイダー、ハルペリンが日本へ行く直前なること
④ ソーリの一カツ3件もあったことで、よく
上の人と相談してから電波するかどうか
決めてもらおうと思ったのですが、その日は
おエラ方はずっと忙しく、本日大使はまだ asleep、
スノベ公使は休暇中なのでとりあえず上記
のぬく御知らせすることにしました。（ダブッて
電波が行きましたら不悪。）

2、次に原稿映画と戦単画の件、OFO
日本印ハートに聞いたところ次のとおり。
(1) 映画 Ⓐ USAF ライト・パターソン基地で
コピー作業中ということで、元日もサイソク

秘密指定解除
大臣官房総務課

したが同じ直ぐ、(日本者としては)別に8月新年の経戦関係行事をさせるなどという小細工は考えていない。(B) なお ホリバ氏の命を受けNYの 君からよくデンワがかかるが、その趣旨は①所有権はホリバにある②直カンは(日本政府に行うと)文部省が握って公開しないから自分(ホリバ)にしてくれ③自分は百英に関つてるから公開もちゃんと考えてやる、と言ってる由。

(C) (日本者としては)所有権問題については ふれず COPYを日本政府に make available ということで私理な方針である。(当方より、(でな)日本側が上記COPYを外国に発し ロイヤルチーを支つたりする場合如何、と聞いたら)当分米側は反対するであろう。(注1)

(2) 経過 — 日本印で個べたらUSAFはいつでも

秘密指定解除
大臣官房総務課

正式要求 都次第通り用意ありと言ってるが、
Army の方にも若干姓があるらしく、(Richmond, Va) これは彼の
の人が休暇中なのが判ったので も少し待ってから話し
合うつもり。(海軍はどうかと聞いたら) Oh
my God. そんな面倒なことはないことを祈る。
いずれにせよ 日本側から正式要求もないので、(注1) 急いでもいない。
(注2.)、
(注3.)

(注1.) 一般にピートリーが居なくなってから、スナイダー
自身と話をしないと自然動かなくなった様
あり。スタンキーは至道中心で、他のことは
ハートまかせ、ところがこのハートがオッチョコチョ
と来ているので話にならぬ(ドナる訳にも行かず)
(注2.) 渡辺の方、本省から何か指針を
下さい。(往電にてお願いしてあるぬく)
(注3.) 最近朝日のエナ氏から大体あて私信で姓の
ことを改めて言って来、前の毎日との関係よく
分らず。

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
5部の内
3号

三木大臣、ラスク長官会談録
（Ⅱ）（9月16日（土）午後）

三木大臣は、ラスク長官と午餐をともにしつつ約2時間会談した（同席、下田、ジョンソン両大使、通訳渡辺、ウィッケル）

長官　ＡＢＭ問題の発表につきマクナマラ長官からきかれたと思うが。

大臣　うかがつた。東京でもオズボーン公使から牛場次官に通報があつたとの電報を受けた。

長官　核不拡散条約をまずとり上げたい。

大臣　現在自分が問題と考える点は次のとおりである。

まず第1に、前文の中に、世界の緊張緩和を促進し、軍縮条約を通じて核軍縮を行ないたい旨がうたわれているが、ここで軍縮の意図そのものをもう少し明らかにできないであろうか。ラスク長官には意見があろうし、核保有国の立場からは力の均衡を保つという考慮もあろうが、日本の国民感情からすれば、核兵器開発能力が

秘密指定解除
大臣官房総務課

あるのに、それを永久に放棄するというのであるから、核軍縮に進む意志を保有国にも明らかにしてほしいとの強い希望がある。

第2に、日本は核兵器開発の意志もなく、条約に抜け穴を作ろうとの意志もないが、平和利用の問題がある。日本は石油の99%、年間1億トンを輸入しており、輸入エネルギー源が全体の60%にも達し、さらに増加している。そこで原子力発電等に対する期待は大きく、平和利用の面では世界の一流国になりたいというのが強い願いである。従つて本条約がそれを阻害しないことを強く望んでいる。

第3に、将来核爆発エネルギーの平和利用が可能になつた場合には、平等にこれを利用する機会をもちたい。

第4に、現在ブランクになつている第3条の査察について、平等であること、できるだけ機械化されること、核物質そのものに対して行なれること、及びソ連は応諾しないかもしれないが、英、米は同意しているごとく、核保有国に

秘密指定解除
大臣官房総務課

対しても行なわれることを主張したい。

第5に、変りゆく科学技術に対処していくためにも、条約のレヴューは5年毎にしてほしい。

最後に、本条約にできるだけ多数の国が参加しうるようするため、国連決議等によつて非同盟国の安全保障をはかる必要がある。特に非同盟国というのは、他の非保有国はおおむね地域的安全保障条約をもつているからである。

政府の方針は、この条約に賛成するとの方向に国民的コンセンサスを作る努力を行なうというにある。この問題だけは、超党派的に話合いを行なつており、署名にもつていきたいと考えている。

長官　まず第1の点については、米国は核軍縮につき大きく前進する用意があるが、ことを複雑にする2つの問題がある。第1は、フランス、中共がこれに賛同していないこと。第2は、不拡散の法的条件（legal condition　）としての核軍縮は受諾しえないこと、である。第2点で、前文と本文との差は重要なのである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

米国は核保有国は一国あればそれで多すぎるとの立場である。今朝フォスター大使と話したが、前文のこの表現を強めることは可能であるようにみえる。従つて上に述べた2点を除き、困難はないと思う。

大臣　前文は核軍縮ができるようにするため、世界の緊張緩和を望むとの表現になつているが、これを逆に、核軍縮を行なつて緊張を緩和するとの方向に変えてほしい。

長官　米国はソ連と攻撃用、防衛用ミサイルの削減につき話合いたいと思つているのである。ソ連もそれを欲しているのかもしれないが、グラスボロ会談でも相当強い主張をしたに拘わらず、まだ具体的な交渉の日取りは決定されていない。米国は前進したいと思つているが、ソ連が話合いに応じたくないのだとすると難しい。

この関連で1つ心にとめておいてほしいことがある。それは米国はかりに中共と戦うごときことになつた場合、通常兵器のみによつて戦つて出血多量で死んでしまうというようなことは

秘密指定解除
大臣官房総務課

できないということである。

第2の点について問題はない。本条約は軍事目的にのみ関するものであり、平和目的のための利用を妨害しようとするものでないことは明らかである。

大臣　原子力専門家を適当な機会に送つてもらつて日本側の専門家と話合つてもらうことになるかもしれない。

長官　承知した。第2の点について、ブラジルの主張があるが、これは口実であると思つている。なぜなら、山を崩せる核爆発は、都市を破壊することもあるからである。核保有国は、平和利用のための核爆発物を希望する国に提供するアレンジメントを作る必要があると思う。しかし、2つの目的を分離して扱うことは、本条約の目的にそぐわない。

大臣　平和利用について他の条約を作るというカナダ案をどう考えるか。

長官　平和利用のための核爆発物を国連安保理または他の特別のアレンジメントを通じて提供す

秘密指定解除
大臣官房総務課

るようにすることは可能である。もつともフォール・アウトによる汚染の問題は残る。米国は核拡散をもたらすことなく、この目的を達成するため、なんらかのアレンジメントにつきソ連と合意したいと望んでいを。

大臣　本条約締結の機会に別の条約で、この点の保証を与えるというのは1つのアイデアであろう。

長官　それは可能であろう。これは検討の用意がある。

第4の点については、米ソ間に意見の不一致はなく、問題はユーラトムとの関係だけである。現在働きかけているが、フランス、イタリア等が問題を複雑にしているわけである。イタリアは核武装の可能性を放棄することが、威信の問題にかかわると考えてごたごたいつているのだと思う。この点についてはなんらかのアレンジメントができるものと希望している。

大臣　日本はユーラトムをじやましたいといつたことを主張しているわけではない。IAEAの

秘密指定解除
大臣官房総務課

7

査察と、ユーラトムの査察が同じものであり、できるだけ簡単であるべきことを主張しているわけである。

長官　その点は同意する。

大臣　第3条は、米ソ間でいまだ合意が成立していないのか。

長官　ロシヤ(ソ)ン代表の提案が可能性のある草案である。ただまだユーラトムの見解が回答されてきていない。どうもドゴールは協力的でない。

第5の点については、若干の国が条約の無期限有効というのが長すぎるとして、期限を問題にしている。この点は、たとえば25年と切ることは可能である。その間にレヴューや改訂の問題をwork outすることができる。

大臣　一応5年毎と規定しておいて、必要がなければやらないということにできないか。この問題は日本国民を説得するのに是非必要であり、強く希望したい。

長官　問題はなにをレヴューするかである。もし核不拡散という根本的考え方そのものをレヴュ

秘密指定解除
大臣官房総務課

一するというのであれば懸念せざるをえない。

すべての国が、その5年間に着々と準備を進め、5年目に核を保有するというようなことになるのは問題である。

大臣　そういう意味ではもとよりない。根本的な考え方を再検討するというのではなく、核兵器の開発をその間にやろうというのでもない。平和利用を阻害しないというが、実際にしていないかどうかの問題、核軍縮の問題等を再検討するのである。

長官　なんらかの解決は見出せるかもしれない。原則的には大きな困難はない。

大臣　核兵器開発の機会として5年毎のレヴューを使うといつた考えは根本から直すべきである。ただ平和利用の問題につき、条約はたしかに改善されたが、実際の適用においても、これを阻害しないかとの不安が国民の間にある。そこでこの点については米国が骨折つてくれるよう強く望みたい。

長官　平和利用については、大臣の考えておられ

秘密指定解除
大臣官房総務課

る点に答えうると思う。具体的にはさらに話合うことが可能であろう。

保有国に対する査察について、米国はそれを受入れる用意があるが、ソ連が拒否している。先般の訪ソの際、この問題を提起されたか。

大臣　自分はそれが必要である理由を3つほど挙げて説いたが、先方は非常に不機嫌な顔をし、軍事利用のための核開発の許される国に査察の必要はない。核兵器をもたない国が開発しないようにするため査察をするのであると答えていた。

長官　ロシアに圧力をかけられることに反対はない。自分はグロムイコにこの話をし、もう少し考えてもらいたいといつたが、考える余地はないと答えていた。

大臣　そういうことであれば、ソ連に大いに圧力をかけることとしよう。

長官　非同盟国の安全保障の問題はきわめて重大な問題である。なぜならこれは1億の米国民の生命を開戦後一時間に賭けることを約束するこ

秘密指定解除
大臣官房総務課

とになるからである。

大臣　国連決議でもそうか。

長官　唯一の可能性は、国連安保理常任理事国による共同行動を保証するための安保理によるコミットメントである。

米国としては、インドを本条約に参加せしめることだけのためにソ戦と核戦争を行なう危険をおかすようなことは絶対にできない。

大臣　安保理となるとフランスが拒否権を行使するのではないか。

長官　この点については、自分とグロムイコとの間に完全な理解がある。安保理の枠の中でならばなんらかの可能性がある。

大臣　インドは是非本条約に加入させる必要がある。さもなくばパキスタンも加入しないことになる。

長官　しかし土曜デサイ副首相と話したが、この点には特に重要性を認めていなかった。

~~長官　しかし先般~~
大臣　自分も東京で　デサイに対し、条約自体に核攻撃に対する保証を入れることは、米国からみれば、各国と安保条約を結ぶのと同じようことになり、できることではあるまい。そのような

秘密指定解除
大臣官房総務課

ことでは議会でも難しいことになろう。従つて国連決議による他かあるまいと述べたが、デサイは特に否定的なことにいわなかつた。

下田大使　自分の印象では、インドは当初はむしろ核保有国からの攻撃がなされないとの保証に関心を有するようであつたが。

長官　しかし、ソ連は中共を代弁することはできない。

大臣　インドはやはり第一義的には中共からの核攻撃に対し、米国、ソ連が守つてやるとの保証に関心があるのであろう。

長官　共同保証と単独保証は全く別のものである。

大臣　日本はとにかくできるだけ多数が本条約に参加することが必要であると考える。イタリアも参加しない、インドもしないというようなことになつては、日本自体にも困難が生じるかもしれない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

12

長官　ここで沖縄問題を話したい。この問題については、2つのレベルの話合いがあると思う。第1は、現実主義に基づく根本的な事実のレベルでのものであり、このレベルの問題については、大統領が総理との間に密接に連絡しつづけることとなろう。

現在及び将来にわたり、米国は日本に対し、安全保障上のコミットメントをしている。これに対し日本は、自国の防衛に関するものを除き、米国に対し安全保障上のコミットメントはしていない。われわれは、日本に対し開戦後1時間に1億の米国民の生命を賭けることを誓約しているのである。

自分がゴルフをしているときでも、常に傍らに無線受信機がある。それはこの誓約のためである。これは人類の生存の問題であり、国内政治や世論対策の問題等は、これに比べれば全く重要でない。

第2のレベルは、国内政治や世論である。もし大統領と総理とが、第1の根本的レベルの問

秘密指定解除
大臣官房総務課

題を明確に認識するならば、そこではじめて国内世論や政治問題を話合うことができる。この2つのレベルは混同されてはならない。

今から総理訪米までの間に、双方でこの第2の問題について協議を続けることを希望する。米国は過渡的な政治的困難のゆえに、究極的な安全保障の問題に制限を与えることときことはできない。米国は、世論に対処するための提案を検討する用意はある。大切なことは、大統領と総理とが、中共に対し日本の安全を保証するためにはなにが必要とされるかという根本的な問題について、完全な相互理解に到達することである。

なにが中心的な問題であるかが明らかにされねばならず、その上で世論の問題は、~~将来~~特定の問題として検討することができよう。

総理訪米の際、この問題についてなんらかの前進を反映しうるように、今から訪米までの間話合いを続けることを希望する。

われわれとしても、日本の防衛のために米国

秘密指定解除
大臣官房総務課

民の生命をコミットしているのに、日本がその責任を遂行させないというのでは議会への説明にも窮する。さらに、これは単に米国の世論の問題にとどまらず、日本の生存と、米国の生存そのものにも関する問題なのである。

大臣　いわれるとおりである。日本も核時代にあつて、戦略上、安保条約により米国の抑止力に依存せざるをえないのであり、安全保障、生存という第1のレベルの問題はよく分る。しかし、一方長官に分つてほしいのは、民主政治の下では世論を無視することはできないということである。2つのレベルについては、日本政府も同じ考えである。問題はこれをどう調和し、冷静、かつ聡明に解決するかである。

総理は11月、この問題に対する国民の強い期待を背景として訪米する。もしなんらかの前進がなければ、佐藤政権の将来すら難しいことがおそれられる。

長官　われわれは、琉球諸島とその住民を日本に返すことを anticipate していることを明らかに

秘密指定解除
大臣官房総務課

示すpartial stepsに関する提案を受ける用意がある。ジョンソン大使が、すでにそのいくつかの可能性についてお話している。

1つの問題は、2つの異なる世論、すなわち日本の世論と米国の世論とがあることである。米国が米国民の生命を犠牲にしつつアジアで戦っている現在、われわれも大きな世論の問題を抱えている。両国政府は、2つの世論の間の差を解消するために努力しなければならない。自分はペシミストではなく、可能性はあると思う。

われわれは、ヴィエトナム戦争を通じて、日本政府からえている静かな協力を多としている。日本政府の理解と、日本本土、沖縄の施政に関する援助を感謝する。

大臣　核基地が沖縄にあることは絶対的要件であるか。

長官　Option of a nuclear baseが要件である。

大臣　現在の日本の状況では、核が厄介な問題である。米国から理解しにくいかもしれないが、国民はきわめてこれにセンシティブである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

長官　われわれは、この問題に関するセンシティヴィティーを理解している。これは米国が責任をもち続けるべきであるとの方向を指向しているのではないか。なぜならば米国として、これは日本の問題ではないといいうる限り問題はないが、そうでないとなると、日本にとつて困難なことになるのではないか。

大臣　核の問題もタブーであつたが、核不拡散条約との関連で、はじめてオープンに論じられるに至つた。

長官　米国内でのセンシティヴィティーは、米国が遂行する手段なしに責任を負うことを期待されるという点にある。われわれは、他国の傭兵になつて、他国からああいうふうに守れ、こういうふうに守れといわれるのを受諾することはできない。コミットメントは共通の共同のものでなければならない。

大臣　日本政府は施政権が返還されることになれば、重大な責任を負うことになる。そこで日本政府の責任と、それを負う決意とが大前提で

秘密指定解除
大臣官房総務課

あることは十分承知している。一方政府は、そのためには国民を引つばつて行かねばならず、またそうしうる限界をも見定めねばならない。

長官　日米双方にとつて最も重要なことは、われわれが抑止力の諸要素を最大限に活用しうることである。北京がもし行動を起せば、それに反撃が加えられること、またわれわれが反撃を加える能力を有することを明確に知つていれば、彼らは一層用心深くなるであろう。しかし、もし彼らがその点を混同し、誤算をすれば、日本も米国も危険にさらされることとなる。従つてわれわれの間のアレンジメントは北京にとつてきわめて明解なものでなければならない。

大臣　総理の訪米にあたり、これだけは腹をきめてきてほしいという要件又はなにか。

長官　訪米前に世論の問題には役立ち、しかも根本的な安全保障問題を阻害しないようなalternatives を話合いたい。

自分は、大統領選挙、ヴィエトナム、議会の動向等があるので、米国政府が、たとえば1 9

秘密指定解除
大臣官房総務課

６９年以前に結論に到達しうるとは信じられない。

近い将来における返還は不可能である。従つてpartial stepsが必要である。

大臣　こういうことは既目であろうが（か）。すなわち、これまでは極東情勢が平静化しなければ返還は問題として取上げられない。その時期の早いことを期待する、ということだつたのを、返還するとの前提で、安全保障上の役割りが重要であるから、極東の安全を害さないような返還の形を具体的に研究するということにするのである。米側の政治的カレンダーからは時期がわかる（よい）かもしれないが、総理がきたときは、沖縄については、返還を前提として、その具体的準備のため今後検討を続けるということにする。また小笠原については返還する、というだけの前進を希望する。

長官　琉球諸島を日本に返すであろうことを明確にするなんらかのformulationについては、よろこんで協議に応じたい。小笠原についても検

秘密指定解除
大臣官房総務課

19

討したい。小笠原については、(1)「小笠原は帰つた、なぜ沖縄は帰らないのか」との形で沖縄問題をめぐる情勢がかえつて悪化することはないか、(2)硫黄島は特別のケースであるので、硫黄島だけを分けて取扱うことはできないか、との2つの問題がある。硫黄島は国民感情の問題と戦略上の問題とで、米国が戦争を行なつている間に、これについての行動を起すのはきわめて難しい。さらに今後中共とも戦争をしないとはいい切れないのである。そこでこの問題については考えてみていただきたい。

米国、ソ連とも、北京の現指導者が非合理的な行動をする可能性を懸念している。われわれ双方にとつて、米国が太平洋でのコミットメントから撤退しようとしているとの印象を決して北京に与えてはならないということが大切である。彼らは大きな誤算を冒しうるのである。

ソ連が国連総会で、韓国から米軍が撤退することを要求する決議案を強く推進しようとしているが、北京に誤解を生じさせないためには、

秘密指定解除
大臣官房総務課

そのようなことは不可能である。かりに票決結果が100対1であつても絶対に不可能である。

大臣　そのような決議案を提出すること自体可能なことであろうか。

長官　ソ連はそうするときいている。しかし3分の2の多数はとれないと思う。

大臣　最近のユニヴァシァード不参加にもみられるように、ソ連は北鮮に気を使つているようだ。

長官　平壌でのソ連の立場を強化して、北京に対する立場をも強化しようと試みているのであろう。理解はしうるが賛同はしない。

下田大使　ところで未だ沖縄の問題に戻るが、沖縄の現状が日本国内の左翼、中共によつて利用されていることは、単なる世論対策の問題ではなく、第1のレベルの問題として重要である。

大臣　国内の革新勢力は、1970年の危機と称して安保体制を焦点に反米闘争を行なうことを目標にしてきた。自分は1970年は危機の年では全くない。EXPOの年であると冗談にいつてきたが、革新勢力の方も、どうも安保体制では

秘密指定解除
大臣官房総務課

獣目らしいということで、沖縄問題に焦点を移してきている。それだけならまだよいが、自民党内にも、沖縄の現状では獣目だというので教育権分離返還等種々の声がでてきているし、中立的な人達も、沖縄を現状のままおくことは無理のようだといいはじめている。

そこでラスク長官としては、安全保障について米国に責任を負わせているのではいかとのいい分もあろうが、自分はこの問題につき、日米友好関係を害さない形で、なんらかの解決を願うものである。日本の世論のあり方には批判もあろうが、これは1つの事実でもある。そこで第1のレベルの問題はいわれるとおりであるが、第2のレベルを総理と大統領とで十分話合い、賢明にさばかなければならない。さもなくば、この問題が日本の政治上の大問題ともなりうる。

長官　われわれは沖縄を領土に追加したいとも望まなければ、住民を統治し続けたいとも望んでいるわけではない。総理にも自分は、1949年これらの島は日本に返すべきだとの意見具申

秘密指定解除
大臣官房総務課

をしたが容れられなかつたことがあるとお話しし(た)ことがある。われわれの関心は、太平洋の平和をいかに維持するかだけである。

こうしてはどうか。すなわち、まず日本側でいくつかのalternativesを作り、それを双方で話合い、さらに米側として、安全保障の問題、米国の世論の問題等の観点からこれを検討するということである。そうすれば根本的な安全保障の問題を害することなく、some motion を registerし、日本側の問題を解決するなんらかの方途が見出せるのではないか。

ジョンソン大使　どと(ち)らの側もコミットメントはすることなく、しかも究極的返還を指向する中間的措置というこ(と)になる。それによつて時間をかせぎうる。自分は経済諮問委員会を示唆したが、詰米までに他のものも考えられよう。

大臣　返還を前提として、安全保障上の役割りがあるのだから、when, how を検討するというところまで行けないか。

長官　なんらかそのようなラインでの formula

秘密指定解除
大臣官房総務課

Z3

をwork out することはできるかもしれない。しかし。大統領の調合をえていないので。確定的なことは申上げられない。

大臣　平静になつたら返えすということから。今度は返すという前提でそれの条件を作るということであるから。前進と考えられる。

長官　米国が返えすであろうことは明らかである。われわれはそれをexpectしている。しかし。大統領選挙前に返還のタイミングについて flat commitment をすることは憲法上大きな問題となりうるので不可能である。

大臣　小笠原については。米国の立場を不利にすることは考えられず。むしろ米国の善意の表われ。前進と受取られよう。

長官　この問題は検討しよう。議会の指導者とは予備的な話合いをしたが。強い否定的反応があつた。これにはヴィエトナムの影響がある。しかし検討はしよう。

ジョンソン大使　大統領が "give something away"することは難しいのである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

長官　西欧においても、自分達は米ソ間の闘争の傍観者であると考える者がある。しかし、実は西欧の安全こそが第1の issue なのである。米国は、西欧さえ安全ならば、たとえば北極熊のためにソ連と争うようなことはしない。

日本の存在する地域については、米国と中共との間に、この地域にある国々に関して問題があるのである。これらの国は、単なる傍観者ではなく、問題の根源なのである。これらの国が安全なら、米中間に争いはない。中国人が中国人であるがゆえにこれと戦おうなどとは思つていない。日本についても全く同じことである。

大臣　核の抑止力の論理が中共さえもカバーしている現在、北京がいくらICBM等といつても、米国に対抗しうるようになるなどとはとても考えられない。従つてもちろん中共は最も警戒すべきことはいうまでもないが、行動において中共がそれほど冒険的になるとは考えていない。

長官　北京は言葉よりも行動には慎重であり、そうあり続けることを望んでいる。しかし、北京

秘密指定解除
大臣官房総務課

の指導者は大きな困難を抱えており。生命の危険さえ感じているかもしれない。彼らが非合理的にならないとは限らない。

とにかく自分からジョンソン大統領にも話すから。東京では大臣とジョンソン大使との間で話を続けていただきたい。この問題については。根本的な問題に悪影響を及ぼすことなく。双方の世論に受諾可能な道を見出し。熱をさましたい(want to take heat out of this question)。

大臣　長官に特に考慮ねがいたいのは。これが総理訪米の主要問題となつており。火を消すことはできないということである。結果いかんによつては、現政権の政治的立場に重大な影響を及ぼしかねないということである。

長官　米国の世論に影響を及ぼすべきいくつかの要素がある。日本が自国の防衛のためにより多く貢献すれば。それだけよい影響があろう。日本がアジア自由諸国の地域的連帯のためリーダーシップをより強く示せば。それも世論にはよい影響を与えよう。国際収支の問題もある。た

秘密指定解除
大臣官房総務課

とえば、沖縄における現在の軍事支出が米国の日本における支出という形になることは、それだけ問題を複雑にする。

大臣　日本の国防力は、自分の計算では、現在でも世界の7位から11位の間にあり、3次防を完成すればイタリアを越えることになろう。

長官　米国は、当時の「ドル不足」問題のため相互防衛取極から外貨が流出していつてはならないということを西欧、日本で強く固執しなかつたが、これは誤りであつた。今や状況は逆になつているからである。ファウラー長官が水田蔵相にお話ししたことを十分考えてほしいと総理に伝達されたい。

大臣　水田蔵相から話をきいたが、東京に帰つて十分検討しようということになつた。

（ここでそれぞれの国連出席の日程を比較した後）

大臣　ヴィエトナム問題を安保理でとり上げる問題につき、各国を打診した結果はどうか。

秘密指定解除
大臣官房総務課

長官　ほとんど熱意はみられない。ソ連のドブライニン大使は強く抵抗する旨申入れてきた。ほかにはほとんど熱意はない。米国政府としても決定はしていない。

大臣　いつ決定する見通しか。

長官　迅速な行動はとれないと思う。

大臣　沖縄問題についてつけ加えておきたい。まず自治権拡大につき主席公選の実現を望んでいる。次に経済面では、民政府の長期経済調査、計画に日本も協力したい。またプライス法についても骨折りを願いたい。

長官　主席公選は十分検討する用意がある。本土と沖縄との経済関係についても注意深く検討し、アレンジメントも検討しよう。プライス法については十分承知していないので、さらに研究する。

大臣　自民党は従来沖縄の与党に種々支援を与えてきたが、来年の選挙にもそうするつもりである。

長官　大臣と会談の機会をえて、うれしく思う。総理によろしく御伝言願いたい。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
5部の内
/号

外務大臣訪米の際の安全保障及び沖縄、小笠原問題に関する協議について

昭和42. 9.20
北米局長

9月13日より3日間にわたる第6回日米閣僚会議並びに外務大臣と副大統領（15日）、国務長官（14日、16日）及び国防長官（15日）との会談を通じ、わが方の観取せるところを大要下記のとおり報告する。

記

1. 全般的印象

(1) 米政府においては、ヴィエトナム戦争の目的達成のため不動の決意を有するとともに、同時に世界の平和と安定に対する責任は、独り米国のみならず、各国が公平にこれを分担すべきであるとの考えを、各要人ともひとしく強い調子で強調した。このことは、閣僚会議の冒頭国務長官が、平和というものはこれを当然のこととして受取つてよいものではなく、各国が平和を作り上げて行く努力をしなければならぬと繰返し述べたところよりも感

秘密指定解除
大臣官房総務課

得されたが、さらに以下の諸発言において特に明らかであつた。

(イ) ホ・チ・ミンが米国の意見が弱化したとの印象をえているなら遺憾である。ジョンソンが大統領である限りわれわれは退かない。米国が好戦的だというのではない。人々が米国の意見を理解することを望む。米国内に意見の不一致はあるが、反対意見は米国が撤退することを望んでいるのではない（副大統領）。

(ロ) もし米国がヴィエトナムを捨てるようなことがあれば、NATO条約や、日米安保条約や、米韓、米比等の相互防衛条約は全く無意味となる。北ヴィエトナムは米国民を感傷的な人道主義者であると考えるなら誤りである。米国民は正しい目的のため一度決意すればあくまでこれを貫徹する苛酷なさを持つている（国務長官）。

(ハ) ヴィエトナムの戦争は長期的な緩慢的な消耗戦になると思う。いついかなる形で紛

秘密指定解除
大臣官房総務課

争が終結するかは予言できないが、米国の力は巨大であり、究極的には成功する（国防長官）。

(ニ) われわれは同盟国に対し、一旦緩急の場合、開戦後1時間以内に1億の米国民の生命を賭けることを誓約している。これは人類生存の問題であり、自分がゴルフをしているときでも常に傍に無線受信機を携えているのもそのためである（国務長官）。

(ホ) 米国内には自分のみが他からの政治的、軍事的支援なしに単独で重い責任を負わされているとの感じが強まりつつある。国民は自分達のなすべき以上のことを要求されており、今後再びそのようなことがあってはならないと感じはじめている（国防長官）。

(ヘ) キューバ危機の際、米国諸国（洲）やNATOが完全に足並みを揃えたことがフルシチョフに誤算を避けさせる一助となった。アジアにおいても連帯の意識が確立すれば、安全保障の面からも抑止力として重要な意味

秘密指定解除
大臣官房総務課

がある（国務長官）。

(ト) 米国は自由世界の防衛のためであつてもこれ以上国際収支上の重圧を米国のみで引受けて行くことはできなくなつてきている（国務長官）。

(チ) 思うに米政府の閣僚が、政府の心境をこれほどはつきりとわが方の閣僚に対して強く表明したことは、これまでなかつたのではないかと思われる。ヴィエトナム戦争の目的達成に対する堅い決意と併せ考えるとき、これら米政府指導者の平和と安定に対する責任分担の訴えは、これを米国の弱味の告白とか、焦燥の姿として解すべきではなく、わが方としてはむしろヴィエトナム戦争後に当然予想されるべき米国内の反動、すなわち、アジアよりの責任解放への動きをいかにして最少限に止め、もつてわが国を含む極東の安全のため米国の抑止力を保持するかを深く考えおかなければならないであろう。

秘密指定解除
大臣官房総務課

2　安保条約について

(1)　安保条約については、外務大臣より、1970年以後においてもこれを堅持する考えなる旨を簡単に言及したのみであつたが、これに対して米側よりは、条約の継続自体は同意見であるが、条約継続をただ当然のこととして扱うことなく、日本としても極東の平和と安定のためさらに積極的役割りを果すことにより、負担の均衡を示すことを期待する趣旨を強く示唆した。すなわち、

(イ)　自衛力が増強されるならば米国によい印象を与えるであろう。米国は日本が攻撃された場合、これを援助することを約束しているが、われわれはパートナーが強力であることを望んでいる（国務長官）。

(ロ)　米国は台湾、韓国、フィリピン等と相互援助条約を結んでおり、われわれに関する限りこれら条約を廃棄せよという圧力はない。現存条約を続けて行くことには強固な基礎がある。日米安保条約についても、わ

秘密指定解除
大臣官房総務課

れわれが両国内の論議にまき込まれないよう、変更をくそのまま続けられることを希望する（国務長官）。

(4) 自分は安保条約の継続を希望するが、それは行政府としての希望にすぎない。先般も日本の政治指導者の1人が米国のヴィエトナム政策を批判しつつ、他方米国との安保体制を継続したいと述べたことがあるが、かかる二律背反の立場は長くは認められない。米国民が他国は米国によつてフリー・ライドを与えられていると考えはじめていることは米国政府にとつて重大な問題である（国防長官）。

(2) 安保条約において米国が一方的に日本防衛の義務を負つているという点は、同条約の米国議会審議の過程においてもしばしば問題にされたが、前記米側発言から窺知される米国内の空気からして、安保条約が問題にされれば、この問題が再び浮び上つてくることは当然予想されるところである。安保条約上米国

秘密指定解除
大臣官房総務課

の日本防衛義務に見合う日本の約束は、極東の平和と安全のために米軍に日本の基地使用を認めるという第6条にあるのであつて、安保体制堅持のためには今後は第6条の性質について日本国内における啓蒙が必要であろう。さらに1970年の措置については、条約を改訂して新たに固定期間を設ける等の考え方は、今から軽々に論ずるべきではないであろう。

3. 沖縄、小笠原問題

(1) 沖縄、小笠原問題については、大臣より、この問題が日本国内できわめて重大な問題である所以を詳細に説明され、特に本年秋の総理訪米の際に1つの前進を示す必要があり、その1つの考え方として、従来米国の態度は、極東の情勢が平静化した暁において、これら諸島の返還を実現するということであつたが、極東の情勢は今日のごとくして平静化の時期を予断することもできず、よつて平静化を待つことなく、現在のごとき情勢下においても、

秘密指定解除
大臣官房総務課

施政権を返還することを目的として日本と協議するとのふみ切りをつけるよう、強く先方の考慮を促された。

(2) 以上に対する米側の応答は次のようであつた。

(イ) 根本的な問題

(a) 米国は日本のみならず多くの諸国に安全保障上のコミットメントをしている。この誓約は人類生存に関する問題であり、この水準の問題で大統領と総理が明確に認識し合うことが基本的な問題である。過渡的な政治的困難の故に究極的な安全保障の問題に制限を与えることはできない(国務長官)。

(b) 安保条約が日米の利益の相互性に基づかなければならぬと同様、沖縄についてもそのとおりである。問題は日本が共同防衛について米国になにをしてほしいと考えるかであつて、もし日本側の支持がなければ沖縄からの行動ができない形と

秘密指定解除
大臣官房総務課

なるとすれば、日本が米国の沖縄からの行動について大層大きな責任を分担してもらえるであろうか（国防長官）。

(ハ) 戦略上の問題

(a) 米国は日本はじめ極東諸国に安全保障上のコミットメントを与えている。基地に対して政治的制約が課されて基地がみせかけだけとなり、有効な遂行手段を伴はない責任のみを負わされるようなことは受諾できない（国務長官）。

(b) 重要なことは抑止力の諸要素を最大限に活用しうることである。いかなる取極めも北京にとつてきわめて明快なものでなければならない（国務長官）。

(c) 中共の核能力は大体推定どおり進んでいるが、日本は米国が日本を防衛すること、中共を抑止することを望むのかどうか、望むとすれば、米国はどこにその能力を持ちうるか。そうなれば沖縄を一つの可能性として考えざるをえない（国防長官）。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ロ) 軍事的には日本防衛のためポラリス及び沖縄に基地をおく他の核が必要であるということは疑いない。問題は日本がそのような形で防衛することを望んでいるか、そうでなければほかに方法があるかということであり、もしほかに方法がなければ最も根本的な問題にぶつかるわけである。米国はこの問題を決定することはできない。これは日本自身が決定しなければならないのである（国防長官）。

(ハ) 世論の問題

(a) 沖縄に対する日本の世論は承知しているつもりであるが、米国にも世論がある。単に沖縄基地とヴィエトナムとの関係、基地の抑止力といった問題だけでなく、沖縄問題に対する心理の問題である。この観点からは日本の自衛力増強、アジア自由諸国の連帯への貢献が重要であろう（国務長官）。

(b) 核については米国が「使いうる」という選択を有することが重要である。日本にお

秘密指定解除
大臣官房総務課

けるこの問題のセンシティヴィティは米国が責任を持ち続けるべきであるとの方向を指向しているのではないか。米国側のセンシティヴィティは米国が遂行する手段なしに責任を負うことを期待されるという点にある（国務長官）。

(c) 第三国に対する影響の問題もある。中共の現状の下で韓国、台湾、フィリピン、並びに中共自体は米国のコミットメントの後退とは考えないであろうか（国務長官）。

(ニ) 時期の問題

(a) 自分は大統領選挙、ヴィエトナム、米議会の動向等からして、米国政府がたとえば1969年以前に結論に達しうるとは信じられない。近い将来に返還は不可能である。従つてパーシャル・ステップが必要である（国務長官）。

(b) 米国が返還するであろうことは明らかであるが、大統領選挙前に時期についてはつきり約束することは憲法上の問題ともなり

秘密指定解除
大臣官房総務課

うるので不可能である（国務長官）。

(ロ) とりうる措置

(a) 沖縄、小笠原を日本に返還するであろうことを明確にするなんらかのアフォーミュレーションについては喜んで協議に応じたい（国務長官）。

(b) 日本側でいくつかの案を作り、これを双方で話合い、米側は安全保障、米国の世論等の観点から検討するということにしてはどうか（国務長官）。

(c) 根本的な問題に悪影響を及ぼすことなく、双方の世論に受諾可能な道を見出し、熱をさましたい（国務長官）。

(ハ) 以上を通観するに、米側においては安全保障に関する基本的な認識と協力の問題について十分の意思疎通のあることが先決問題であるとの堅い立場を採し、沖縄問題の日本における重要性は認識しつつも、上記の意思疎通を前提として安全保障に支障をきたすことなき打開の方法を日本側において積極的に考えることを求めて

秘密指定解除
大臣官房総務課

いるということができよう。わが国力の伸張に伴い、防衛問題に対する姿勢をはじめ、アジアにおける政治的、経済的分野における貢献等、わが国に対する責任は、不可避的に加重されて行くが、沖縄問題も米側の観点よりすればそのような趨勢の一環としてのみ採上げられるということである。今回の外務大臣と国務[redacted]両長官との会談においては、もとより先方は大統領の決裁をえざる予備的段階の懇談として取扱つたが、沖縄のみならず、小笠原についても、総理訪米に当つては前記の諸点に対する十分の準備が必要であろう。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

総番号(IA) 38465　　主管

67年9月28日24時00分　ワシントン　発　米局長
67年9月29日13時33分　本省　着

外務大臣殿　下田 大使 臨時代理大使　総領事　代理

パンデイ一次官補との会談（オキナワ・オガサワラ問題）

第2715号　暗　至急　（特秘）

往電第2661号に関し。

1. 28日本使パンデイ一次官補を往訪し。オキナワ問題に関しミキ大臣のラスク・マクナマラ両長官との会談を通じ日本側としては米側の見解を極めて明解に承知し得たところ。本日おうかがいしたのは今回本使に一時帰朝方の訓令に接したので。帰国する前に米側事務当局の責任者としての貴次官補の見解を再応確かめて置きたかつたからであると前置きの上。本件に関する現時点の米側のポジションは次の如きものと本使は了解する旨述べた。すなわち。

（1）米側はオキナワの施政権返かんを希望する日本国民の自然の願望に対してはこれを十分理解し。これに同情するものであり。かつ。本件につき日本側と討議する十分の用意がある。しかしながら。現在施政権返かんについての米側の態度を最終的に表明しうるのは。ジョンソン大統領を除いては。何人もいない。

（2）米側としては施政権返かんに至るまでの過渡期の措置

外務省

大政事外外官
務務　房
次次
臣官官審審長
儀人計会領審
総文電調旅
国資参資　営
調給厚
長参北東
総中西
北米長参保
北
中移長参南
中住
欧長参英
西東
近長近
ア
経次商国米ア
二カ
参商　欧
総国　近
一通ス
経協参経賠償
政技
国　賠経
条長参協
条規
国長参軍社専
政経科
情長参内
道外
文長文一文二

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

としては、例えば（イ）住民の自治権拡大（ロ）オキナワの経済開発（ハ）住民のふくしの向上等の問題について日本側と十分協議する用意がある。

（3）小がさわら諸島については、オキナワと関連する問題の一部ではあるが、同諸島の軍事的重要性がオキナワに比し軽微であるため、その取扱いはオキナワのそれよりは比かく的容いであり、従つて現時点において、より進んだ米国政府の決定がなされる可能性がある。

以上が自分の得ている個人的印象であり、帰国後日本政府にこのラインで報告したいところ、もしこれに誤りがあれば訂正願いたいと述べたところ、ベンディー次官補は、貴大使の述べられた以上（1）（2）（3）の印象はことごとくOORREOTなものであると述べた。

2、更に本使より、日本側の立場については三木大臣が訪米の際米政府首のう者に述べられたことに何等付加するものはないが、次の諸点は日本側にとり最も重要なことであるので、この際貴次官補に念をおしておきたい。

すなわち、

（1）米政府はすでにケネディー大統領時代に、国際的緊張がかん和されるならばオキナワの施政権返かんが可能となるべきこと及び米側としてはそのような日が一日も早く来るこ

-2-

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

とを希望するものなることについての意思表示が行われているので。サトウ総理の訪米の際にこれと同趣旨の見解の表明がくり返えされるだけでは不十分である。更に一歩進んだ意思表示。すなわち。国際的緊張がかん和される前においてもオキナワの施政権返かんを実現せしめる方向において一歩進んだ意思表示がなされることがかん要であること。

（2）前記（1）はオキナワ施政権返かん問題に関してのFUNDAMENTALな点であり。前記1。（2）の中間的措置がこれに代るものとなつてはならないこと。すなわち後者のために前者があいまいにされてはならないこと。

（3）日本側としては。オキナワ本島についての前進度合いが余り大きなものとなり得ない場合においても。少くとも小ガサワラ諸島については施政権返かんについてのCLEAR OUTな声明がなされることを強く希望するものであること。

の三点が最も重要であることをめい記しおかれたい旨述べたところ。バンデイー次官補はこれらの点が日本側の最も重要視される点であることは。既によく承知している旨述べた。

3。次いで。バンデイー次官補より。自分としては貴使の言われたことに追加することは特にないが前記1。及び2。に

-3-

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

関連して在米的な事項を御参考までに申し上げたいとして。

（1）オキナワ施政権返かんのFUNDAMENTALな問題に関連してであるが。米国政府としては（イ）オキナワにおける基地の自由使用（FREEDOM OF USE OF THE MILITARY BASES）の問題及び（ロ）核の問題（NUCLEAR PROBLEMS）が実際的見地からして（PRACTICAL ISSUEとして）や張り重要視せざるを得ない。

（2）米側としては安全保障問題（SECURITY ISSUE）の取り扱いが機びであり。この問題については。公然とDISCUSSできない面があると同時に。逆に議会。新聞等を十分なつ得させるための公けの説明をしなければならないという両面があるので。この問題の取扱いにはしん重を期する要がある。

（3）米側にとつては本件処理の時期的要素（TIMING ELEMENT）が重要である。この要素はまた日本にとつてもまたオキナワにとつても重要であると思われるが。特に米国にとつては大統領選挙を明年にひかえているとの事情があるところ。元来米国には長期にわたつて米国をこう束する極めて重要な対外的約束は大統領の在期の末期に行なうべきものではないという憲法上のかん習があるが。オキナワの施

-4-

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

攻確返かんを約束することはまさに極めて重要な対外約束に該当することを特に指摘せざるを得ない。

（4）従つて貴使の述べられた通りこの問題については現在米政府内においてジョンソン大統領以外にはだれも最終的に意思表示をするものはいないわけであるが。同大統領といえども本件について何らかの具体的措置（REAL MOVE）をPUBLICLY AND FIRMLYに述べることが出来るかどうか自分個人としては疑いなきを得ない（DOUBTFUL）と述べた。

4。よつて本使よりただ今貴次官補の述べられたことは重要な参考資料となるのでこれをそのまま本国政府に報告するが、最後の点について今直ちに明解な形でコミットを行うことの困難性についてはミキ大臣訪米の際既に感得されているところであるが。例えば総理訪米の際に発せらるべき共同声明中にケネディー大統領時代よりも更に一歩進んだ内容を記載することは必ずしも不可能ではないと思うが如何とたずねたところ。バンディー次官補は自分はDOUBTFULという表現を用い。問題が非常に難しいことを指摘したけれども。決してIMPOSSIBLEと言つていう訳ではない。共同声明において日米双方の満足のゆく表現を見出し。これを記載することは外交技術上の問題であり。当然行なうべきことであるから日本側と十分協議し。協力することと致したいと述べた。よつて本使の思いつきとして総理訪米も迫りつつあ

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

るので、この際訪米のもつとも最後に来るもの、すなわち共同声明作成についての協議から双方事務レベルで準備を始めることとしては如何、もし米側がこれに賛成ならば、帰国の際本国政府へ進言したいと述べたところ、バンディー次官補はそれは良いサゼスチョンであり、かかる方法で極めて困難な問題を解決し得た例もあるので、貴使のお考えに賛成すると答えた。

(3)

-6-

秘密指定解除
大臣官房総務課

大臣
事務次官
外務審議官
近畿外務省議官
アジア局長
北米局長
参事官
北米課長

極秘
無期限
部の内
号

官房長　経済局長

佐藤総理・ジョンソン大統領会談
録（第1回会談）

11月14日午前11時35分より1時間余に亦たり総理は大統領と余人をまじえず会談したところ記録次のとおり（島内調査官 ウィッケル通訳官 通訳）

総理：時間が少ないが話したいことは多い。話の進め方につき示唆あればきゝたい。自分は東南アジア旅行について報告したく、その中で、ヴェトナム、また、それとの関連で中共、中国代表権、安全保障等についても話したい。

大統領：できる限りのことをうかがいたいので総理の方で議題を組んでいただきたい。しかし、その前に一層切迫した問題がある。というのは、ポンドの問題

秘密指定解除
大臣官房総務課

である。

総理：自分も出発前にポンドのことをきいている。国際決済に関係するので重要と思う。

大統領：ポンドの問題は日一日と深刻になってきている。米国としては英国が平価引下げをしないように全力を尽している。イタリー、ドイツにも協力方要請している。米国はポンドを救うため全体の半額を出すことにしているが、誰も協力してくれようとしない。他国が協力してくれないのでは、米国としてもどうしようもない。日本がポンドを支持することを強く希望する。日本ががんばる(hold the line)との保証を得られればさいわいである。

総理：額はいくらか知らないが日本としても重大な関心をもっている。池田総理の時代にポンドを助

秘密指定解除
大臣官房総務課

けるため、英国の銀行に日本の金を預け入れたことがある。その程度のものなら考えてもよいと思う。

大統領：10億ドルが必要である。イタリー、ドイツにも頼んでいるが、出さなければどうなることか。英国にならって他の小国も平価切下げをしよう。明らかにフランスもそれにならうであろう。米国はがんばる。ドル防衛には全ゆる努力をする。この際強力な政策が必要である。さもなくば危険な悪循環が起るであろう。米国がこれだけ努力しても成功しなかった場合、日本はがんばって平価を切下げないことを望む。

総理：日本はそういうことをする意図はない。ドルとポンドの防衛は、自由世界のために必要である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

大統領：われわれは全ゆる努力をおいてポンド切下げを防止するがたい決意をもっている。その努力とは、まず英国が切下げをしないようにすること、第2に、他国がそれにならわないようにすること、第3にわれわれ自身が切下げをしないことである。
切迫した圧力があるが、勇気と決断が必要である。

総理：国際通貨の進捗は当然である。

大統領：申上げたいことは申上げた。以上が私の申上げたかったことである。

総理：話は前後するが、米国の国際収支の問題について、私のきいているところでは5億ドルの要請をされたという。日本としては3億ドル程度は考えている。事務当局に検討を命じてある。日米間に小

秘密指定解除
大臣官房総務課

委員会を設けて取上げられると了解している。
日本の外貨保有は20億ドル程度であり、最近はこれを一寸切っている。そこで自分としても思い切って一首一局削減をまで命じている。従って援助、協力するといっても、その範囲は狭い。ドイツの外貨保有70億ドルに比べれば、日本は3分の1であり、ドイツが何かするとしても、その問題は一寸無理ではないか。ファウラー長官も関心を有するときいており、検討を続ける。
東南アジアにおける経済協力、アジア開発銀行特別基金増額等につき、米国からも理解ある協力をねがいたい。特にインドネシアを自由陣営に止めることは大切であると考える。従ってアムステルダム会議の成行きを重大な関心をもって見守って

秘密指定解除
大臣官房総務課

いる。インド、カンボジア、メコン河、ビルマ、タイ、フィリピン等に対する借款、または援助計画があるので、どの程度日本から供給できるか鋭意検討している。

経済問題は額と条件がきまれば簡単だが、政治問題特に自由と平和を守る政治問題がむづかしい。米国のヴェトナムにおける犠牲は平和のために捧げている尊い生命である。私も、東南アジア旅行で、各国とも、この自由と平和の問題に心配しているのを感じた。しかも、中共の存在が思った以上にこれらの国の考え方に影響している。これらの国は中共をおそれるあまり、ヴェトナム問題等について意見を述べるのを控えている。共同の訴米の際、大統領に対し、ヴェトナムでエス

秘密指定解除
大臣官房総務課

カレーションをしないよう要請し、同時に撤退することは困ると申し上げた。今回の東南アジア訪問で同じく各国が米国の撤退は困るという気持ちの強いことを発見した。戦争に条件をつけられて、エスカレートするなということで戦うのは大変難しいことはよく理解している。犠牲の大きいことも承知している。何かの形でこの犠牲に報いなければと思う。日本は平和をもたらすため全ゆる努力をするつもりである。

大変短かい期間であったがジェトナムに立寄り、大統領、副大統領に会った。バンカー大はウェストモーランド将軍にも会いたかったが、会えずに残念であった。チュー、キーと話した結果、ジェトナム問題はアジアの問題であり、当事者同志が

秘密指定解除
大臣官房総務課

何等かの方法で解決することが肝要であるとの意見であった。戦争中という困難な条件の下で、民主的選挙により新しい大統領が選出されたことは、米国が内政不干渉の方針をとっていることとともに困難な問題をよくやったと思う。また50万の兵隊を送り込んでいるわけだが、規律正しくやっているのは結構である。キイは、ならずしもプロパガンダだけとは思わないが、和平のため東京で何か話合いをすることをメンションした。そういうこともあるので、今回外務大臣をカナダに派遣することとした。北爆停止を第3国が保証し、相手の反応をもたらせば、ウ計ム問題解決の契機になる可能性があると思うからである。意見があれば本志にきいたい。真の同盟国として

秘密指定解除
大臣官房総務課

heart-to-heart に話合うことが大切である。
大統領：自分は、北越はいかなる基礎の上にも

話合いに入る用意はないと思う。中共の脅威に
対して自らを守りたい国は、人足相変を提供
自らの
する意志と努力によってのみ救われる。その意志が
なければ、アジアの国々は、直面している危機から

逃れられない。米国としては、自由を守るために
妥当な力を常に維持する方針である。しかし
世界の他の国々
~~[illegible]~~ から もっと協力を得られないことには非常
に失望している。自分は何回も述べたことではあ

るが、記録のために言えば、共通の脅威に対し
決意をもってわれわれと共に立向う者を受入れる。
これらの
しかし ~~[illegible]~~ 国々が共産主義者の反戦プロパガン
ダに余りにも左右されるので困る。~~[illegible]~~ 援
世界の他の国々が

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

してくれるというのであれば受入れる

助 ~~[illegible]~~ しかし われわれとしては 援助を請うたり 援助してほしいとの圧力をかけたりするのもりはない。

アジアの国々が reasonable な努力をしたのも立ちうとしないならば 彼等は alternative に直面しなければならない。自分は 北越が われわれが請うたからといって話合いに応ずるとは思わない。アジア人が われわれと同じ程度の関心をもたねばならない。

総理：自分も同感である。下手に話合いをしたという気持ちだけが余り強く出ると かえって弱点と誤解されよう。

大統領：すでに先方は誤解している。

総理：しかし 紛争経済の努力は必要である。わ

秘密指定解除
大臣官房総務課

われわれもできることがあれば協力したい。
中共とソ連の問題に関連してヴェトナムにおいて、むちらの影響が強いかに東南アジア諸国は関心をもっている。多くは、中共の影響が強いとみている。次に問題がある。
条件つきの戦争をやりながら、経済をするのは困難であろうと同情している。しかし経済の努力は依然続けなければならない。ただ北からの反応がなければ一七爆だけを止めるわけにはいくまい。というのは、地上戦は全て南で行なわれているからである。
大統領：われわれが戦争経済のジェスチュアをするたびにその反応は補給線を強化し、半兵を多く殺すという形で take advantage する。

秘密指定解除
大臣官房総務課

であった。すでにDMZに対する砲撃は熾烈になっている。北越側の数字によっても、北爆の結果の死者総数より、南越で選挙に参加しようとして殺された数（4週間分）の方が多い。

総理：そこで、キャムペーンが必要である。目的は北爆停止だけでなく、如何に平和をもたらすかである。この印象を東南アジアで強く感じ、新聞等にも大いに強している。

中共の存在に対する脅威がある。中共が何を考えているか問題である。マレイシア、シンガポール等中国系の多いところでは、意見を述べるのをおそれているが、彼等として、共産主義の侵透からの保護を求めている。米国の撤退は困るとの気もちをもっている。

秘密指定解除
大臣官房総務課

自分はカンボジャだけは行かれなかったが
これを自由世界に止めておくことが大切である。カ
ンボジャが中共をおそれているため、国境問題
にひっかけてきたので行けなくなった。しかし日
本の新大使も赴任し、事情は好転した。自由
世界に引っぱりこむ可能性が出てきた。しかし
シハヌークは何を考えているか分らないので油断
はできない。

台北では蔣介石が、宣伝もあろうが、文
化革命は失敗した模様であり、軍は国民の
支持を失ないつゝあり、軍閥化の傾向をたどりつ
つある。中国は一つであり、今後どういう事態が
起るか分らないが、干渉は好まない。まかせてお
いてほしいと言っていた。そこで自分は十分注意

秘密指定解除
大臣官房総務課

して無理をしないよう願いたいと言った。差出がましいかもしれないが、一案として特ほを派遣する

ことを示唆したい。特介石に、会談の内容を大統領に話すと言ったので、こゝでメンションした

次第である。

韓国には大統領就任式で行ったが、正

常化後うまくいっているのでよろこんでいる。ハンフリー副大統領にもその際御目にかゝった。北

鮮から38度線以南への侵入があるようだが、捕えては強く処刑しており、余り心配はあるま

い。

韓国、台湾、フィリピンだけが共産主義国

とつき合いのない国である。特にフィリピンが顕著である。ある人によれば、日本は国内のい

秘密指定解除
大臣官房総務課

わゆる民主勢力に甘くしすぎたとの批判もあるが
この事態を是正するため政府としても努力したい。

日本国民は、左翼勢力が無茶であることについての
認識を深めている。マス・メディアも政府に批
判的ではあるが、こういう行きすぎにも批判的に
なっている。

ところで、吉田総理国葬に対する特使派遣
に御礼を申し上げる。吉田氏は新聞に評判
が ~~[illegible]~~ わるく 国民の支持を失ない引退したが、亡くな
ってみると、新聞は全てその偉大を取上げて書
いている。新聞はその前に誤ちに対し謝るべ
きだという人もあるが、とにかく勇気のある偉い
政治家であった。

緊迫した国際情勢を話した挙句、沖縄、小

秘密指定解除
大臣官房総務課

筈原をもち出すのは理解しにくいかもしれないが
国民はこぞって返還を強く希望しており これは

今や国民的願望となっている。しかし、すぐに返
せというのではない。即時返還を要求しているのは

社会党だけであり、自分はそういうことはいわない。
自分は100万近い日本人が日本に復帰したい気

もちは尊重せねばと思う。一方、総理として日本、極
東の安全を考えるのは当然である。この問題と

沖縄、小笠原の返還は同時に考えられる。この
気もちは、ジョンソン大使を通じ伝わっているであ

ろうと思う。本土にいって、下手に扱えば大変な
問題を日米間に起すことになる。すでに25年

近く4分の1世紀がたってより日本国民が
impatient になっているからである。従って何等

秘密指定解除
大臣官房総務課

かの解決方法が絶対必要である。今日のように ヴェトナムの戦いがあり、中共が核武装している最中に、沖縄の基地をなくすことが考えられないのはもちろんである。しかし、適当な時期に復帰できないものかと思っている。これが戦略的な安全保障を阻害しないでできないか。

何時ということを言えないのは分る。日本国民に期待をもたす表現をコミュニケに入れられないであろうか。

オリンピックをやるというと、いつやるかがはっきりしているから準備ができる。EXPOも同じである。沖縄、小笠原についても target date がないと準備が困難である。具体的に何時といえないのは分るが、この2,3年のうちにいつ迄

秘密指定解除
大臣官房総務課

せるかその目途をつけられないか、date でなく timing のことである。

大統領：このことは、ラスク、マクナマラと話すときいているが、そうか。（総理これを肯定）自分は話があがってくるのをまって検討しよう。しかし、帰承知のとおり、米国は伝統的に領土を求めたり、領土、植民地を保有したりする意図はない。ラスク、マクナマラによく話してほしいが、

議会にも詳細に報告しなければならない。われわれは日本から in that part of the world の防衛責任を引受けるとの offer があれば歓迎する。われわれは欧州で被れている。朝鮮、ヴェトナムでも戦った。米国民はその責任から get out するのを歓迎するであろう。

秘密指定解除
大臣官房総務課

~~[illegible]~~ 紀国 も強くなってきており、財政責任を引受けるのを敵近する。議会方面では欧州、アジアから pull back せよとの気もちが強い。日本、ドイツが責任を分担せよとの気もちも強い。われわれはこの問題を真剣に考慮するであろう。マクナマラが何をなしうるかを自分に具申するであろう。

総理：理論、小笠原より、全体の安全保障 ~~[illegible]~~ 体制 はもっと大切である。日本は核能力をもっていない。そこで米国の核の傘の下に安全を保障されている。長期にわたる日本の安全保障がどういう形をとるかは研究する。現在の安全保障 ~~[illegible]~~ の取扱が長く続くことは現在必要である。こういう基本的な考えの下に、理論、小笠

秘密指定解除
大臣官房総務課

原送還までに、軍事基地その他の問題で何ができるか、国民を教育することを考えている

大沢領：ラスク、マクナマラと十分話してほしい。
防衛努力の増加の indication があれば
歓迎する。半国の防衛責任の一部を give up することを歓迎する。半国民の一部は幻
滅を感じつゝある。彼らは、半国が自分の外
のすべての者を防衛しているではないか、といって
いる。具体的な timing や date はわれわ
れにとって問題であろう。しかし、日本が、経
済その他で that part of the world における
責任を引受けられるならば、we can work
on that。ラスク、マクナマラに日本として何が
できるかを話してほしい。そうすれば議会にも

秘密指定解除
大臣官房総務課

説明できる。

総理：原潜、エンタープライズ等も今後は心配をかけることはあるまい。

大統領：現在半国内において、自分がかって経験したことがない程孤立主義が強くなっている

（ここで総理より「in a few years に両国の満足しうる適当の時期に合意することを目的として（with a view to ～）」と書いた紙片を手交し、考えてみてくれと要望のに、会談を終了した）

秘密指定解除
大臣官房総務課

大臣 事務次官 外務審議官 近藤外務審議官 官房長 アジア局長 北米局長 参事官 北米課長

極秘 無期限 部の内号

佐藤総理・マクナマラ国防長官
会談録

14日午後5時より約1時間 総理はマクナマラ国防長官と会談されたところ 記録 次のとおり

(同席 三木大臣、木村官房長官、下田大使、森外務審議官、東郷北米局長、渡辺(記録)、通訳、島内調査官、ワーンキ次官補、ハルパリン補佐官、ウィッケル通訳官)

総理: どちらから先に話すことにしようか
長官: 総理からどうぞ

総理: 今日大統領からまずポンド防衛の話があった、気をつかっているのに驚いた。出発前に、ポンドのための援助が必要なことはきいていたが、切下げの決意があるとまではきいていなかった。何かこれについて情報が

秘密指定解除
大臣官房総務課

あるか、

日本は切下げる気はない、がんばる。

同時に、例の5億ドルの問題についても検討している。今はっきり申上げられるのは、そのうち3億ドルである。金額も少なく、申入れどおりでないので、心配しているが、小委員会を作って検討していきたい。ただ、ドイツと日本は事情がちがうので、日本の外貨事情を理解ありたい。特に心配しているのは、中期債への切換えである。そうでなくても19億から20億であるものが、来年はもう少し下りそうであり、中期債は、これを、さらに下げることになり、外貨保有が無理になる。さらに、エキスパートに智恵がないか検討はしている。

長官：論理の言われるとおり、われわれは小委員会を

秘密指定解除
大臣官房総務課

作って検討することになろう。外国為替オフ~~サイド~~セットの問題は自分の直接の責任ではないが、関心はもっている。なぜなら、これが単に財政上の問題というより、さらに広範な政治的な意味があるからである。

米国氏は、自由世界防衛の責任を見いたがらなくなってきている。impatient になってきている。したがって、日本がわれわれを援助してくれることは、非常に大切である。財政的な意味においてというより、自由世界の防衛に対する日本の参加が大切なのである。

総理：日本は、軍事的援助は一切できない。これは米国政府も理解されていると思う。そこで、せめて経済、財政的役割りを果したい。しかし、困難もある。ポンド防衛、ドル防衛、アジア開銀、借

秘密指定解除
大臣官房総務課

教等があるので、検討している。しかし、力のないことは本直に申上げておきたい。

長官：総理のリーダーシップの下にアジア諸国の経済開発のための日本の役割りが増大していることをよろこんでいる。今後とも、その役割りを増大されることを希望している。米国内に、ヴェトナムでの努力に対する批判がある。これは、米国民がなぜ他の大国が貢献をする必要がないと感じている時に米国のみが血を流さなければならないか理解しえないと思っていることから来るものである。そこで、日本が今後とも、経済的、政治的な、そして究極的には軍事的な役割りをも増大していくことは、両国の利益に合致するのである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

総理：同感である。東南アジア諸国を丁訪したが、米国の犠牲、自由を守る努力は高く評価されている。そこで、ヴェトナムに和平が来るまでがんばってほしい。フィリピン、ニュージーランド、オーストラリアに行ったのは、これらの国の派兵増加決定直後であった。これには国民の支持があるようであった。日本にも、一部には、ヴェトナム問題、北爆等に無理解な発言をするものがあり、米国の犠牲、努力に対し、すまないと思うが、イデオロギーのある人々ゆえ仕方がない。自分のヴェトナム訪問は吉田総理が亡くなったため短縮せざるをえず、バンカー大は、ウエストモーランドにも会えず残念であった。たゞ、チュウ、キーに会い、ヴェトナム人が民主的な新しい国造りをしていることを知った。

秘密指定解除
大臣官房総務課

また、米軍が規律厳正でよくがんばっているのに頭が下った。

長官：総理の今回の行動と発言は、上に申上げたリーダーシップの一の現われである。これは勇気ある行動であり、日本がアジア諸国民の自由防衛に関心をもっているということを米国民に信じさせはじめられるものである。

総理：感謝され、恐縮である。米国はドミノのおそれをゲットたんで食止めている。この戦いは何をしてはいけない、あれをしてはいけないということで難しいであろう。また相手はゲリラで捕捉につかれるであろう。そういったことで長びいており、これが米国民をイライラさせてもいよう。和平について、何かできることはないか。下手にすると、北は、困っ

秘密指定解除
大臣官房総務課

たから呼びかけてきたと逆に使うこともあろう
何か、糸口でも探すよい方法でもあれば協
力したい。

~~[illegible]~~ 長官：応理は、他の国への旅行にも言及された
が、ビルマ、マレイシア、インドネシアの考え方に関心
をもっている。

応理：ビルマは滞承知のように中共と仲たがい
している。ことの起りは、中共がビルマを同胞扱
いし、語録、バッジを強要し、反発を受け、ビ
ルマが独立したものである。ビルマがタイのよ
うに積極的に協力できるかというと、対政的
にも弱く、中共と陸続きのため、中共と手を切っ
たというに止っている。ネウインは戦時中日本に協
力、日本で教育を受けた人で、従来の中共寄り

秘密指定解除
大臣官房総務課

を見正している。自分にも親切にしてくれた
独立の意気に協力したい。

長官：これらの国のヴェトナムにおける米国の努力に
対する態度はどうであったか。

応理：積極的ではない。中共と陸続きのためと
解釈した。マレイシア、~~[illegible]~~シンガポールは中国

系が多く、中国問題には一切触れない。中共、
台湾いづれも承認しないとの立場である。マ

レイシアでは国境附近の共産ゲリラをタイと協力
して討伐~~[illegible]~~したりもしており、米国が撤退してはとにかく困
る。同時に早く平和になるようにとの立場であっ
た。そこで消極的態度であったといえる。インド

ネシアは中共と絶縁したが、北越には公館を
開設している。そこで北の情報が何か取れる

秘密指定解除
大臣官房総務課

かもしれないと思ったが新しいものはなかった。
インドネシアではミグ19-21にエスコートされると
いう珍しい経験をした。スハルトは、清潔、積極
的な政治で独立を達成しようとしている。しかし
貧しい国ゆえ時間はかゝろう。借款計画は今
月末アムステルダム会議で決定されようが大切な
ことだと思う。

長官：スハルトの態度はどうであったか。

総理：中共とは絶縁しており、北に好意をもって
いるわけではない。しかし一般的には他国と
同じ態度である。中国系もあり、無国籍もあるので
中国への態度ははっきりしていない。ただ、共産
主義については、はっきりしだしている。

長官：日本国民は中共の核能力の増大にどのよ

秘密指定解除
大臣官房総務課

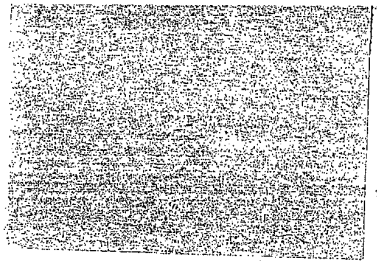

うに反応しているか。

総理：心ある者は心配しているが、政府側の訴え方が弱いせいか、社会党の方が声が大きい。さらに説明すれば、日本は平和憲法をもっているので安全であり平和なのだといった言い方がうけているしかし、なぜ中共がこれだけ核兵器を作っているのか考えなければならない。また、ビルマ等にはこれに対するおそれがある。自分は、日本の安全確保のため、核をもたないことははっきり決心しているのだから、米国の核の今の下で安全を確保する。大統領は3年前いかなる形の攻撃に対しても日本を守るとの保証をされた。

長官：そのとおりである。これに関連して琉球の問題がある。これがきわめて日本にとって

秘密指定解除
大臣官房総務課

sensitive であること、日本国民の希望のあることは承知している。当然のことと思う。これら諸島はいづれ返還されることとなっている（They are bound to return）従って、問題は返還にあるのではなく、米国の基地にある。中共の核脅威に対処すること、安保条約、核のブラックメールに対する非保有国の保護等一連の問題の unwritten premise は、保護を受ける側が、保護する側との共通の利益のため、保護する側が必要な行動をとることを可能にするということである。われわれは、その軍事基地を非効果的で露出されたまゝにしておくわけにはいかない。これはわれわれ双方の利益に反する。~~日本の政府、国民が~~ これらの基地を

秘密指定解除
大臣官房総務課

(は日本の政府、平民)

operate することを許すのである。そうして、時間はかゝろうが、究極的には核兵器の使用すら考えられるかもしれない。米国民は、われわれがこの地域で日本の支持、すなわち、行動に対する政治的黙認、なしに operate することを決して許さないであろう。日本が核のもち込み、作戦行動の自由を許すのが困難であり、時間がかゝるのは知っているが、国民が、それが自分の安全保障のためであると納得すれば、合意することができよう。核、琉球、安保体制は相関関係にある。今後共同して検討したい。

総理：今の前提の話は分る。総理として、日本は極東の安全の中に自らの安全を確保すべき

秘密指定解除
大臣官房総務課

と考える。しかし、4半世紀沖縄が他国の支配の下にあることは住民、国民にがまんできない点もある。そこで2つの目的を同時に達成する方法があるのではないか。返還により軍事的力が弱まったり、または軍事的力のために返還がおくれたりするのでなく、両方が矛盾せずに満足される方法である。蒋介石も、沖縄に米軍が居るので安全である。それが弱まるのでは心配である、と言っていた。そこで自分は軍事体制は弱めないから安心するようにと言った。即時返還とはいわない。一定の期間、一定の目途が必要である。原潜もエンタープライズも入るようになったが、国民教育の必要はある。

上の2つをともに生かしたい。それが真の

秘密指定解除
大臣官房総務課

日米友好親善関係のためでもある。下手にすれば、日米関係そのものが悪くなる。何年にということは決めにくかろう。そこで両国の合意のできる時が返還の時であるというふうに考えればよい。もう一つ、今の状態で核基地、自由使用を論議するのは早い。帰ってくる時までに論議がつくされればよい。今は議論が先走っている。

日本国民に希望を与え、日米友好親善のためにしたい。ヴェトナム等のある時に非常識と思うかもしれないが、そうではない。国民感情が、これを取上げねばならないところに来ているのである。

~~[illegible]~~：~~[illegible]~~

秘密指定解除
大臣官房総務課

三木大臣：施政権返還の方針の下に外交ルートにより協議を行ない、それがとゝのえば返還する ということにしなければ政治的にも困難である。

長官：われわれは政治的圧力は分っている。同時にわれわれのコミットメントの要請がある。この2つの間の方程式は、時に、矛盾する。われわれは、これを work on しなければならない。

総理：コミュニケでは、返還についての合意に重点をおいてほしい。1970年等とは自分はいわない。また、韓国、台湾等も、半軍にたよっている。

長官：日本国民の厭発、政治的圧力は、

秘密指定解除
大臣官房総務課

分っている。この問題については、明日大統領からお話しするであろう。この地域の安全保障の重要性について総理の言われたことは全く同感である。

総理：この問題を上手に扱わないと逆に日米関係にひびいてくる。大多数の国民は、その厳密を本当に訴えてほしいと希望している。国民に希望をもたせ協力を得ることが必要である。このことは基地の維持にも特に大切である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
8部の内
3号

当面の安保、沖縄問題

昭和43.4.25
北米局長

1. 安保条約当初10年後の措置

(1) 政府は1970年以後においても安保体制を堅持するとしつつも、条約当初の10年経過後の措置については今後検討するとするに止まり、現在までのところその具体的方途には言及していない(1970年に日米いずれも廃棄通告を行なわない場合は、安保条約第10条は「期限の定めをせず、ただし1年の予告で廃棄しうる」という相互援助条約に多くその例をみる期限条項と同じ規定となる。)。

(2) この問題に関し、米側は、もし安保条約を改訂しようということになれば、米上院において現行条約が米国にとり不当に片務的であるという議論も予見せられることでもあり、むしろ1970年以後も条約に手をふれないことを実質とするとの考えを、かなり明確に折りふれ内話している(4.23.23岸元総理・

秘密指定解除
大臣官房総務課

ラスク長官会談、4.29/4三木大臣・ラスク長官会談）。

(3) 本件はもとより軽々に論ずべきところではないが、わが方としては、

(イ) 現行条約に新たなる固定期間を設ける実益、換言すれば「期限の定めをせず、ただし1年の予告で廃棄しうる」という期限条項では、わが国の安全保障に安定を欠くこととなるか。

(ロ) 第10条改訂を試みる場合の国会及び国内言論機関の動向、特にその場合は、政府は再び安保条約（及びその期限条項改訂）を弁護する受身の立場に立つこととなること。

等を考量し、慎重に方針決定の必要がある。

(4) 他面、仮にわが方が期限条項（あるいはその他の条項）改訂を考慮するとするならば、時間的には早晩これをないない米側に提示して、本年中に準備を進め、明年を交渉に充て、明後年本国会承認という運びにする必要があろう。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(3) 以上の見地より、政府としては、本件に対する基本方針確定を考えるべき時期にきていると認められる（たとえば、来年の本国会では本件に関し、従来どおり「具体的方途は検討中」ではすまないことになると思われる。）。

2 沖縄の地位に関する継続的協議

(1) 昨年7月15日の大臣・米大使会談において、大臣より、沖縄の戦略的役割り及び安保条約、地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題につき日米間において検討方提案し、7月大臣訪米の際、国務長官に対し、沖縄問題について従来のいわば極東情勢の変化待ちということから一歩を進め、返還を可能ならしめるような基地の地位を探求するとの見地より、前記2点を検討すべき旨を説き、降つて11月の日米会談において、「沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に」沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことに合意したのである。

(2) 前記7月の大臣・米大使会談の前後におい

秘密指定解除
大臣官房総務課

て、基地の地位に関し事務的に種々米側と話合つたが、米側は、問題は沖縄の基地がその軍事的役割りを果すため「最少限」いかなる程度の自由を与えられるべきかということではなく、日本自身において日本の安全、極東の平和と安全のため、沖縄の基地がいかなる姿であることが日米双方にとり最大限の利益であるかについての判断があるべきであり、究極的には米国はこの判断に適応して行かなければならない立場にあるとし、基地の具体的条件の問題にはふれえずに終つている。

(5) 9月の大臣訪米の際、基地の地位の問題を大臣が提起したのに対し、米側は、(イ)米国は防衛の責任を引受ける以上はこれを遂行する手段を与えられなければならない(国務長官)、(ロ)問題は極東の安全のための行動の自由と核の持込みであるが(米大使)、(ハ)防衛のため核が必要であるという点は問題なく(国防長官)、核を必要の場合持込みうるということ(核基地のオプション)が必要である(国務

秘密指定解除
大臣官房総務課

長官）、(ハ)日本にきわめて困難な事情のあることは承知しているが、これらの点について政治的負担を引受けるか、あるいは現状を継続するか、の日本の選択の問題である（国務長官、国防長官）、等の見解を示した。

(4) 以上の経緯よりすれば、米側は戦闘作戦行動及び核持込みに関し、わが方がなんらかのフォーミュラを提起しない限り継続的協議を行なう手掛りがないとの立場をとるとみられ、これらの点についてわが方が「白紙」の立場をとるならば、たとえば在沖縄基地の現状とか、その整理とかの問題をとり上げようとしても、容易に応ずることは予期し難い。

(5) 他方、沖縄の地位に関する継続的協議は春秋日米会談の約束であつて、近くこれに着手する必要があるところ、以上の事情にかんがみ、差当り基地の問題の核心に入つて行くのは困難であるとすれば、協議はより広い範囲の政治的な諸問題をとり上げて行くのほかないものと考えられる。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特秘

次官 [illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

43.5.18

沖縄継続協議に関する大臣の考え

5月16日 三木大臣は大河原参事官に対し 極秘 の含みにて、対米継続協議開始の際、「核ぬき内土並」をぶつけてみたいと洩らされたのに対し、参事官より それは性質に再検討されるべきではないかと進言した。なお その際 大臣は大浜氏の最近の発明は独善的であるとの趣旨を述べられた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

秘

次官 [illegible]
近東亜代 [illegible]

朱局長 [illegible]
朱参 [illegible]
朱北長 [illegible]

沖縄米軍基地に関する質問点(案)

43.5.24
朱北

1. 基地の現状

◎ 基地が分散していることによる諸問題如何
— 道路の管理, 治安対策 等々

◎ 基地整理統合(は米側よりみてそ)の必要性ありや, その可能性
如何, また米側の意向如何

2. 基地の役割 — ベトナム戦後の米戦略の
枠内での —

◎ 対象地域如何, 重点指向地域ありや。

◎ 米国のコミットメント遂行上の役割如何

◎ 戦後戦略中の沖縄の役割における ~~沖縄~~ 最も
ESSENTIAL な部分は何か。

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

課長より通知

大部分は事務レベルで電話する事となります。

沖縄米軍基地の~~重要性~~に関する質問点（案）

1. 基地の現状

(1) 沖縄基地運営上における問題点及びその改善の方向に関する米側の見解如何。

(2) 現在沖縄全島に分散している基地を整理統合する可能性。

2. 米軍基地の役割

(1) 現在沖縄米軍基地の機能は(イ)訓練基地(ロ)作戦基地(ハ)補給中継基地及び(ニ)通信基地の4つに大分されるというが、それらの諸機能各々につき、沖縄に基地を置くことの理由は何か。

(2) 沖縄基地は米国の西太平洋地域における戦略の要といわれるが、とくに重点のおかれ

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

ている対象地域はどこか。（朝鮮半島、中国大陸、東南アジア）

(3) 沖縄米軍基地と極東地域における米国の軍事的 Commitment（日米、米韓、米比、米台関係）との関係。

(4) 具体的取り極めにおける沖縄の取り扱い。

(5) これらの Commitment 維持のため米国の戦略上における沖縄の役割。

3 ヴィエトナム戦争と沖縄

(1) ヴィエトナム戦争遂行上における沖縄基地の役割

(2) ヴィエトナム戦争後、西太平洋地域における米国戦略の方向、及び新戦略体制内における沖縄の基地の役割如何。

4 中共の核開発の進展に伴なう沖縄基地の役割の変化

秘密指定解除
大臣官房総務課

5、核の撤去(なし)有時持込みの可能性

(1) 技術的、時間的に容易か困難か

(2) 戦略的に多大のマイナス要因となるか

(3) ポラリスは沖縄の核に代替し得ないか

(4) 仮に有時持込みとした場合沖縄でも本土でも余り変らぬか

6、事前協議義務の問題点

(1) 補給中継基地が中心であれば事前協議義務があっても米側は実際上不便を蒙らないということにならないか

(2) 事前協議義務を免除せしめるということは米側にとりかけがえのない極大きな価値を有することか。形式的な事前協議でも(も)同じか。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(回覧番号 2369 ① 外務省電信案 (分類)

特秘・極秘・秘・平文・館長符号 (朱印) 極秘	※ 暗 略 平	※ 総第 24174 号
	※ 第 1057 号	※ 昭和 年 月 日 時 分発 43.5-27 2300
	大至急・至急・普通・LTF	※ 発電係 [illegible]

電信課長 代 [illegible]

(※印欄内は電信課記入)

大臣	主管 局(部)長	主管局課名 北米局北米課
~~政務次官~~	参事官	起案 昭和43年5月27日
事務次官	課長	起案者 佐藤 電話番号 44
外務審議官	課長補佐	
官房長		

協議先

条約局長
参事官
条約課長
本保課長 [illegible] (5/28 [illegible])

27 111

在 米 下 田 大使 ~~総領事~~ あて ~~臨時代理~~ 大臣発

転電報 在 大使 総領事 あて 臨時代理

件名

日米継続協議(沖縄)

往信 米北才746号に関し

沖縄の地位に関する日米継続協議の才1回

会談は、~~5月~~27日、本大臣とジョンソン米大使

との間で開催されたところ、その要旨次の通り。

(要綱公信)

写 沖縄事務所未岡次長あて直招ねいとし(昭和四〇・四・一改正) 送付 43.5.28

宰 斉

GB-1

秘密指定解除
大臣官房総務課

1. 沖縄の軍事的重要性

大使より(1)沖縄米軍基地の機能は大別して(イ)中継基地、(ロ)補給基地、(ハ)通信基地及び(ニ)米国軍事力の実在示威の4種に分けられること。(2)その重要性は、あらゆる事態に即応して、戦略核兵器、戦術核兵器、通常兵器を多面的に駆使して、反撃をしうる点にあり、(3)その重点的指向地域は、才一義的には日本、朝鮮半島及び台湾にある旨述べ、(4)現在予見しうる限りの将来においてはその重要性は変らない旨述べた。

~~大臣より、日本政府の返還時の基地のあり方に関する日本政府としての考えはまだ固っていない。国府世論の大多数は、核抜き本土並みである旨指摘し。~~

秘密指定解除
大臣官房総務課

本大臣より、沖縄基地の重要性については、日本政府、国民とも十分認識しているが、問題は施政権返還時における基地のあり方として、本問題についての日本政府としての立場は慎重検討中で依然「白紙」であるが、マスコミにあらわれた限りでの世論は、本大臣の見るところでは圧倒的に「核抜き本土並み」に固まりつつあるやに見受けられ、本大臣の私見ではあるが、即 ~~[illegible]~~ 合衆の足並みも或はこの辺で実際上そろうやも知れずと述べ ~~米側の~~ 1972年までにメースB基地の撤去との米側声明に関連し、米側の核基地撤去の可能性を質した。(注：一部報道機関は恰も政府の考えも「本土並み」かの如き報道を為す気配あるにつき念の為。) これに対し、先方 ~~[illegible]~~ は、

(1) 沖縄に核兵器がなくなれば、上記のあらゆる手段を備えた沖縄基地の

秘密指定解除
大臣官房総務課

抑止力を部分的に削減することになり、
ひいては、英産側にそれだけ行動の
自由を与えることになる。(2)沖縄には、
核と通常(両)兵器用に使しうる(dual
capability)兵器のあり。(核が~~あるか~~
実際にあるかどうかは云えないが)メースB
だけが核用兵器ではない。(メースB

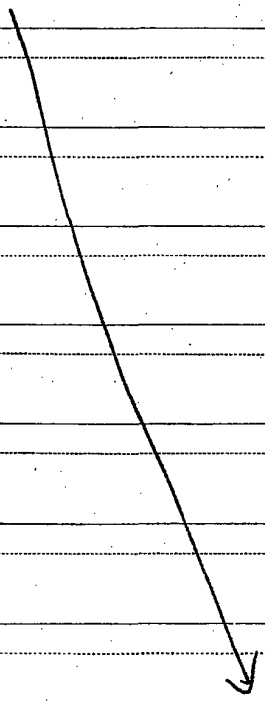

秘密指定解除
大臣官房総務課

が「ペーシングューロケット」に代えられるのがヨーロッパ等の例なりと付言。）と述べ、更に、(3)、むしろ、この問題は、日本側が返還後の沖縄の基地に如何なる軍事的役割をのぞむかの問題であり、今日でなくとも、ある時点において、この点についての日本政府の考えを聞きたいと質問し、(4)、日本側が現状のまゝの抑止力を期待するならば、現在の基地の態様を変える訳には行かない旨付言した。

これに対し、本大臣より、基地の重要性は、(イ)日米両国の世論の動き、(ロ)科学技術の進歩、(ハ)国際情勢の変化により変化すべく、これらの動きをふまえつつ、本件につき、継続協議の場で話し合って行きたいと述べたところ、大使より、(イ)については、日本政府、国民の

秘密指定解除
大臣官房総務課

考えが米国政府国民の考えに影響することもありうべく、(その逆もありうる。)米国としても日本国民の敵意の中で、基地を維持する考えはないか。(ロ)については、沖縄基地の多面的抑止力の重要性からみても、科学技術の進歩に伴ないますます、沖縄基地の重要性は増加するとし、更に(ハ)の点については現在の中共、比鮮の態度がつづく限り、沖縄基地の重要性は変らないと述べ、いずれにせよ、日本が沖縄にいかなる抑止的役割を期待するかは軍事技術の問題ではなく、高度の政治的判断の問題である。

本大臣より、政治判断の背景となる軍事技術の問題も必要なりと反論したところ、先方は、上記主張をくり返えしつつ、若干の在沖縄米軍の説明を行なった。)

秘密指定解除
大臣官房総務課

2. 朝鮮、中共及び、ヴィエトナム情勢

大使より、(1) 朝鮮半島の情勢については、ブエブロ号事件以降の北鮮の動きは、きわめて危険であり、十分なる注意を要する。(2) 中共については、スターリン時代のソ連にくらべて、ソ連がNATOの存在、朝鮮戦争における西側の決意の示威等を通じて教訓を得、柔軟な態度に変って来た経緯をみれば、現段階においては中共に対して、西側が断固たる決意を示す必要があり、その意味でも沖縄基地の存在は重要であると述べ、更に当方の質問に答え、(3) パリ会談については、北越の南越への侵略をやめさせることが当面の問題で、南越の統一政府樹立等の問題はその後に来るべきものである。いずれにせよ「北」側のtalk and

秘密指定解除
大臣官房総務課

fightの態度からみて、早急な和平はのぞみ得まいと述べた。この点につき、当方より、会談の第三者たる日本政府としては、現時点ではたゞ会談の成功をのぞむのみである旨述べたところ、大使より、日本側においても本問題が日本のinterestにも関係ある問題であることは十分御承知の事と了解する旨述べた。

3. 主席公選及び施政権返還の緊要性。

本大臣より、(イ)沖縄に関しては、主席公選に与党側を勝たせることが当面最も重要であり、(野党が勝ては今後の沖縄に関する日米協力にも支障あるべし)、従って本件継続協議に当っても常に念頭におくべく、この点を、また、(ロ)20余年にわたる外国統治という事実自体にすでに長すぎた感があり、この「時間的要因」により、沖縄問題を早急に解決すべき時が迫りつつある旨指摘し、1970年までに施政権返還のメドをつけるべきである旨述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

ニシメ

銘

89

それに対し大使より(イ)については基本的には同感なるも、米政府が正面に立てば西銘候補にとり逆効果あるべく、~~であるとして~~目斥党を中心にしつつ、米側としても裏面より沖縄目斥党に協力すべき旨述べ、また米側としては云う立場にはないが、日本側において諮問委員会の発足により沖縄返還のプロセスはすでにはじまっているとの説明をされては如何と提案した。——(ロ)の点については特にコメントせず(下記4の発表文の表現についてもこの点につき米側はコミットせず。)

4. 新聞発表

会談後我方が別電の通りの発表を行なうことに合意した。本大臣より、かゝる発表に現われる本会談のあり方も主席公選における西銘候補支援の一端となるべしと述べ先方了承。

5. 沖縄基地の現況

席上、大使より在沖縄米軍基地の位置を

秘密指定解除
大臣官房総務課

示す地図（公表可能）を示し、若干の説明を行なった。本地図は追って事務レベルにおいて当方に提供越す予定。

6. 継続協議の今後の進め方

継続協議の今後の進め方については適宜、森大臣大使間または事務レベルで討議を続行することとした。なお、次回会議の日取り、議題等は未定。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
10部の内
々号

沖縄の地位に関する日米継続協議第1回会談（三木大臣、ジョンソン大使）

昭和43.6.7
北米局北米課

沖縄の地位に関する日米継続協議の第1回会談は5月27日外務省において、三木大臣とジョンソン駐日米大使の間で約2時間にわたり行なわれたところ、その要旨次のとおり。

陪席者

日本側　牛場次官、東郷北米局長、
千葉北米課長、北米課佐藤事務官（記録）

米側　バーネル参事官、ジョージ参事官、アームストロング書記官、ウィッケル通訳官

（注）大使の発言（英語）はほとんど通訳されず、大臣の発言（日本語）の通訳には米北長が当つた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

目　　次

1. 継続協議の進め方（基本的合意）
2. 沖縄の軍事的役割りと基地のあり方
3. 極東情勢
4. 主席公選及び施政権返還の緊要性
5. 新聞発表ぶり
6. 継続協議の今後の具体的進め方
7. 米国の保護貿易立法問題（別途記録）
8. 会談終了

秘密指定解除
大臣官房総務課

1. 継続協議の進め方（基本的合意）

(1) 大臣より継続協議の進め方につき次のとおり述べた。

(イ) 本協議は昨年11月の佐藤ジョンソン共同コミュニケに基づいて開始されたものであり、「両3年中」に沖縄返還の目途をつけるべしとの佐藤総理の主張にも考慮を払いつつ、行なうべきこと。

(ロ) この協議は沖縄返還の目途をつけることを可能ならしめる諸条件の整理、検討を任務とする事、従つて、目途をつけるのは、この協議ではなく、日本の総理大臣と米国大統領の合意によるものとすること。

(ハ) 協議の中心議題は返還後の米軍基地の在り方であることは当然なるも、その他の問題で、日米琉諮問委員会の権限外の諸問題も本土との一体化促進のための共同協議の対象として適宜取上げること。

(ニ) 継続協議は今後適宜大臣大使間及び事務レベルにより行なうこととすること。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(2) これに対し、大使より、新聞発表との関連で、本件表現に若干問題あるも、上記方針には賛成である旨述べた。

2 沖縄の軍事的役割と基地のあり方

(1) 大臣より、沖縄基地の極東の安全保障上の役割につき米側の見解を求めたところ、大使より、沖縄基地の戦略的重要性については、安保協議等の場を通じて日本側にすでに説明ずみであると前置きして、次のとおり述べた。

(イ) 沖縄問題を日米両政府の満足しうる形で解決するためには、日本政府が返還後沖縄の米軍基地が日本及び近隣諸国の安全保障のためにいかなる軍事的役割を果すことを日本自体の直接的利害に照らしていかに期待するかにかかつており、この点についての日本政府の立場が決定されれば、議論が進められる。沖縄の返還は日米が互に駈け引きをして、日本としてどの位米国の取り分を少くさせるかを狙うのであつてはならない。米国が日本側に求めることは極東の

秘密指定解除
大臣官房総務課

安全保障のために、米側がとる軍事的行動に対する日本側の支持である。米側としては、この継続協議の場を日米のconfrontationの場とする考えはなく、むしろこの協議を通じて日米双方の共通の利益を見出し、そこから議論を進めて行くこととしたい。

(ハ) 沖縄基地の機能は大別して(イ)中継基地、(ロ)補給基地、(ハ)通信基地（西太平洋地域の通信網の中枢である。）及び(ニ)米国の総合的軍事力の実在示威の4種に分けられるが、その目的は「攻撃」ではなく、「抑止」（deterrance）であり、しかも、その対象地域は、日本のみならず日本の近隣諸国(第一義的には韓国、台湾、フィリピン)である。更に、沖縄基地の抑止力の有効さは、中共及び北鮮が沖縄基地の軍事力をいかに評価するかにかかつている。例えば、北鮮は、朝鮮半島における米国の反撃力を常に注視しており、その意味では、今のままの沖縄米軍基地の戦力は対北鮮抑止力として

秘密指定解除
大臣官房総務課

最も有効である。

(ハ) ポラリス・ミニットマンがある現在、沖縄基地の重要性は減つたという議論は日本国内でしばしば為されているが、これは誤りで、核及び通常兵器双方を含む豊富な対応措置をとり得ることに立脚した抑止力（Graduated deterrent）を最も有効にすることであり、核兵力がかるがるは使えないポラリス・ミニットマンに限られるとなると、戦略核使用に至らざる対応措置はとれなくなり、それだけ相手方を安心させ、抑止力の有効性を損うこととする。日本としては、米国がポラリス・ミニットマンしか使えなくなつてもよいかどうかにつき篤と考えてもらいたい。米側としても、本日とはいわないが、他日継続協議の過程において、日本側が施政権返還後の沖縄米軍基地にどの程度の戦争抑止力を期待するか、また、日本として戦争抑止力のためにどの程度の支持を米側に与えうるかについての日本側の考えを聞きたい。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(2) それに対し、大臣より沖縄基地の重要性については、日本政府、国民とも十分認識しているが問題は施政権返還後の基地のあり方であると指摘したところ、大使より、米側に関する限りは中共、北鮮が現在よりも less hostile にならない限り、現状のままの基地が必要であると述べ、予見しうる限りの将来において、中共、北鮮の態度が変るとは思わない旨付言した。

(3) 大臣より、基地の重要性は(イ)日米両国の世論の動き、(ロ)科学技術の進歩及び(ハ)国際情勢の変化により変化すべく、この継続協議の場においてもこうした流動しつつある背景を前提としつつ議論を進めて行きたいと述べた上で、本問題についての日本政府としての立場は慎重検討中で依然「白紙」であるが、マスコミにあらわれた限りでの世論は、それがどの程度正確であるかは別として、本大臣の見るところでは、圧倒的に「核抜き本土並み」に固まりつつあるやに見受けられ、本大臣の

秘密指定解除
大臣官房総務課

私見ではあるが、各党の足並みもあるいはこの辺で実際上そろうやも知れずと述べ、本問題に対する政府の態度も上記諸要素を頭に入れつつ決めたいと思う旨付言した。

これに対し大使より次のとおり述べた。

(イ) 日米両国がそれぞれの国益に基づいて本問題につき決定を下すことと、両国夫々の世論の動向に対処することは、互に関連しており、速かに日米双方の考えの一致が必要である。米国としても日本国民の敵意の中で、有効でなくなつた基地を維持する考えはない。日本政府の態度は米政府及び米国世論に影響を与えまた互に反応し合う。この継続協議の場でこの問題につき十分に話し合いたい。

(ロ) 沖縄基地の戦略的重要性が戦略兵器、戦術兵器、通常兵器等の各種兵器を多角的に利用しうる多面的抑止力にあることからみても、科学技術の進歩に伴いますます沖縄基地の重要性は減少せざるばかりかますま

秘密指定解除
大臣官房総務課

す増加する。沖縄基地のあり方の問題は、日本政府が同基地に graduated deterrence を与えたいか否かにかかつている。この点についての日本政府の考えを聞きたい。たとえば朝鮮半島の例をとれば、沖縄基地の軍事力を削減すれば、現在米国のとり得る対応措置が出来なくなり、その分だけ北鮮の敵対的行動を助長するというのが米国の基本的考え方である。

(ハ) 大臣より、問題の中心は核兵器であり、沖縄に核基地が存在しなくなることが極東の安全保障にそれほど支障ありや、米側の軍事技術的な観点よりの説明をききたいと質したところ大使より次のとおり述べた。

(イ) 原則は至つて簡単である。すなわち、沖縄に現に核兵器があるかどうかは明言できないが沖縄基地より、核兵器を含むあらゆるタイプの反撃を加えうるということが戦略的に重要なのであり、日米間のはつきりした合意により沖縄に核兵器がないという

秘密指定解除
大臣官房総務課

ことが共産側に知られれば、共産側としても、沖縄からの核兵器による反撃の可能性は考慮の対象から除外して行動しうることになり、それだけ、沖縄の戦争抑止力を低下させることになる。

(ロ) 基地の抑止力について何が絶対というものはないが、基地は最大限に有効であるべきと思う。その観点からすれば現在の沖縄基地は、現状において最も有効で、「核抜き」、「自由行動制限」などはその分だけ有効性を減殺することとなる。日本はこれをどの程度にしたいかを決定せねばならぬ。

(ハ) かかる決定は、軍事技術の問題ではなく、高度の政治判断の問題であり、政治的決定がなされた後、はじめて軍事技術的にそれをどう実施するかという問題が生ずるものである。

(ニ) 大臣より、政治判断の背景をなす軍事技術の問題も重要なりと指摘したところ、大使より、その点に関連して、次のとおり説明があ

秘密指定解除
大臣官房総務課

つた。

(イ) 戦闘機の例をとつてみれば、F111はF104よりも航続距離が長く、グァムから朝鮮半島をカヴァーできるが、それも片道であり、またF111の性能は近距離使用の方がより有効である。結局F111を最も防衛力の強い沖縄基地におくことが最も有効な使い方である。

(ロ) C5A巨人輸送機を利用しての米本土よりの急速展開については、米側でも十分研究を重ねているが緊張のある地域に、米本土から兵力を直接送りこむことは、緊張を増々高めむしろ逆効果になるおそれが大きい。それに対して、緊張の発生地域にあらかじめ兵力を展開しておくことは、緊張の発生を未然に防ぐという効果がある。

また、急速展開においても、米本土より運ぶのは兵員であり、装備は、現地にあらかじめ配置し、整備しおくことが不可欠である。(航空機があつても地上に充分な補

秘密指定解除
大臣官房総務課

給、整備施設がないと使いものにならない)
こうした意味から、急速に展開する足場として沖縄基地の役割はCSAの出現により減るどころか増々重要になる。

(ハ) (大臣の質問に答え)沖縄基地の対象地域は朝鮮に限定されず、日本、台湾及び東南アジアのすべてである。

(ニ) 大臣よりメースBを1972年までに撤去するとの米政府の言明についてメースB撤去と沖縄核基地との関連を質したところ、大使より次の通り述べた。

(イ) メースBは旧式になつており、それが撤去されるのは事実であるが、メースBを撤去した後、それに代るものを持つて来ないというのではないと思う。沖縄の場合はなにもこの点についての発表されていないが、メースBの代りに中短距離用パーシングロケットをおいたヨーロッパ等の例である。

(ロ) 沖縄には核兵器と通常兵器の両方の使用に供しうる(dual capability)兵器があ

秘密指定解除
大臣官房総務課

りメースBだけが核用兵器ではない。

(ハ)　（大臣より沖縄に基地があつても良いが、核基地だけは撤去して欲しいというのが日本の世論の大勢である旨指摘したところ）これらdual capability　を有する兵器のすべてを沖縄から撤去せよというのが日本政府として、十分議論の詰つた考えとは思わない。

(ニ)　日本政府の考えが固まるまでの間においては、いわゆる「白紙」論が日本自身の安全保障の見地からいつても賢明であると思う。

それに対し、大臣より(イ)現在諸情勢は流動的であり日本政府の態度も固定できない。(ロ)日本政府としては安全保障の重要性は十分認識しているが政府も国民も十分納得しうる形での安全保障という問題につき、目下慎重、かつ、懸命に検討中である。世論ばかりが政治でないが民主政治でこれを無視することは許されない。と述べ、しばら

秘密指定解除
大臣官房総務課

く時間はかかるが、いつかは決めねばならない旨付言したところ、大使より今日本側に決断を迫つているのでをいが、さきに述べた如く、原則を十分に考えてほしいと重ねて要望した。

(ア) 基地の現況説明等

会談の終期に大使より基地の位置を示す持参の地図（かかるものとしては初めて作つた由にて、公表可能、但し余部完成の上事務レベル当方に提供する趣）を使用し極く簡単に現況を大臣に説明した。なお会談の途中大使より(イ)沖縄には〃40カ所の基地があり、うち〃6カ所が主要軍事施設なること、(ロ)米国はこれらに〃10億ドルにのぼる投資を年々沖縄のGNPの半分以上にのぼる25億ドルの支出を行なつていること、(ハ)沖縄の米軍人は〃〃万、軍属・文官は3万、右の家族25万、現地雇用員5.3万、計〃28万人なることを説明した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

3. 極東情勢

大臣より米側の見方如何との質問に答えて大使より次のとおり説明があつた。

(イ) ヴィエトナム

(1) パリ会談が始まつて以来北側は一向戦闘をデスカレートする兆しを見せておらず、むしろ米側の死傷者は増加している。

(ロ) パリでは、北側がまず米国の北爆停止のみを求め全く非妥協的な態度をとりつづけているので、実際的な問題に入れないでいる。北側が戦闘により事態を改善しえないことを悟り、一面戦争一面交渉の態度を捨てた時にはじめて真面目な話ができることになろう。

(ハ) (個人的印象としては)ヴィエトナム戦争は朝鮮戦争以上に複雑であり、戦闘停止がそう早期に実現するとは考えない。

(ニ) (大臣より「北」との話しがついても「南」の中での和解がむずかしいのではないかと質したのに対し)現在最も重要な課題は「北」

秘密指定解除
大臣官房総務課

が「南」でやつていることをやめさせることであり「南」の中での和解がむずかしいことも事実だが、これは当面の交渉の目的が達成された後の話である。南越政府としては相容れざる敵のヴィエトコンを政府に入れることは、今日全く不可能である。南越政府の態度を理解してやる必要がある。

(ii) （大臣より、日本としても米国の直面している問題のむずかしさはよく理解できるも、第三者的立場にある現在は余計な口を出さず会談の成功を祈るのみだが、米側が逆もどりの行動をとらないよう望むと述べたのに対し）米国の方から逆戻りの行動に出ることはしない。米国としては、南越の利益を犠牲にしない解決を目標としている。日本も純然たる第三者ではないことは十分大臣も承知していられると了解している。

(2) 朝鮮

プエブロ号事件以降の北鮮の動きはきわめて危険であり、十分なる注意を要する。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(3) 中共

(イ) 現在の中共はスターリン時代のソ連に比すべくその後、ソ連指導部がＮＡＴＯの存在朝鮮戦争、ベルリン、キューバにおける西側の決意の示威等を通じて侵略的政策は成功せずとの教訓を得、柔軟な態度に変つて来た経緯をみれば、現段階においては中共に対して、西側が断固たる決意を示す必要があり、中共が侵略の非をさとれば現実的政策をとるに至るであろう。

(ロ) その意味でも沖縄基地の存在は重要であり、沖縄において米国中共の侵略阻止の決意が弱まつたという印象を中共側に抱かせるが如き行動にでることは、かえつて逆効果となろう。

秘密指定解除
大臣官房総務課

4　主席公選及び施政権返還の緊要性

大臣より、(1)沖縄に関して現在、自分が最も心配しているのは主席公選であり、なんとか西銘候補が勝つてもらいたいと思う。野党が勝てば今後の沖縄に関する日米協力にも問題が起るべく本件継続協議に当つてもこの点を常に念頭におくべきであると述べ、また(2)20余年にわたる外国統治という事実自体すでに長すぎた感があり、時間が経つほど無理がでてきて、問題解決がむずかしくなる（これは誰のせいでもなく、「時間」のなせることである。）ので、沖縄問題を早急に解決すべき時が迫りつつある旨指摘し、1970年までに施政権返還のメドをつけるべしと考える旨述べ、さらに米国にとつても、新大統領が就任したときが、本件の目途をつけるよいタイミングではないかとの感じを抱いている旨付言した。

それに対し大使より、(1)については、基本的には同感なるも、米政府が正面に立てば西銘候補にとり逆効果あるべく、むしろ本土自民党を

秘密指定解除
大臣官房総務課

中心にしつつ、米側としても裏面より沖縄自民党に協力すべき旨述べ（これに対し大臣より、日米両政府が協力し、よいふん囲気をつくることも必要であるとし、その意味からも本件協議の意義は大きいと指摘した。）。また米側としてはいう立場にはないが、日本側及び沖縄自民党において、「昨秋の共同声明に基づく諮問委員会の発足等により、沖縄返還のプロセスはすでにはじまつている。」との説明をされてはいかがと提案した（なお、その際諮問委についての広報は不十分と思つているととられる発言をした。）。(4)の点については特にコメントせず（下記5の発表文の表現についても、この点につき、米側はコミットをさけた。）。

秘密指定解除
大臣官房総務課

5. 新聞発表ぶり

別添の "Text of Minister Miki's Post Meeting Statement to the Press" を会議用の working paper として事前に米側に提示しおいたが、上記につき次のごとく意見を交換した。

(1) 大使より、全体としては結構であると思うと前置きして、次の2点を提案した。

(イ) 第2項(1)の It is likewise noted... 以下の表現につき、原文のままでは、大臣・大使間で、両3年内に返還の目途をつけるべしとの佐藤総理の主張等を再確認した趣旨に解釈されうるが、これらの点は、総理と大統領との間の問題であり、大使としては、それを確認しうる立場にないので、it is likewise noted を In this connection, the Foreign Minister noted ..... とあらためること。

(ロ) 第3項の表現は、基地の status をめぐって日米両国が対立 (confrontation) しているという印象を与えるおそれがあるので、

秘密指定解除
大臣官房総務課

沖縄の基地のあり方は、日本自身の安全保障にとつても重要な役割りを有している旨を明確にするため、"the status of U.S. Military bases on Okinawa after reversion" の後に "in the light of security interests of both countries" との字句を挿入すること。

(2) これに対し大臣より、(1)の提案については同意するも、(ロ)の点については、(a)沖縄の米軍基地がわが国を含む極東の安全保障に重要な役割りを果していることは、昨年11月の佐藤・ジョンソン共同コミュニケにも明示されており、本継続協議がその共同コミュニケに従つて行なわれるものであることは、本発表文冒頭よりも明らかなことであると指摘した上で、(b)本発表文は、法的文書ではなく、政治的文書でもあり、あまり法的に詰めることは適当でない。また(c)日本側としても、基地の重要性は十分認識しているので、この点につき大使に迷惑はかけないと述べたところ、大使も了承した。本日の協議は第1回のもの

秘密指定解除
大臣官房総務課

であり、その意味からも、本発表文の政治的意義は大きいと指摘した。

（最終発表文は、別途2の和文のみであつたが、会談後大臣記者会見の際配布した。）

秘密指定解除
大臣官房総務課

6　継続協議の今後の具体的進め方

大臣より、継続協議の今後の具体的進め方につき意見を問うたところ、大使は、北米局長－米側政務参事官などの事務レベルで討議を続行し、適宜大臣・大使間の会談を行なうこととしたいと述べ、大臣はこれに同意した。さらに大臣より、今後月1回ということも考えたが、あまり事前にコミットして実現しなくてはかえって逆効果と考え、特に月1回ということを提案しないこととしたと述べたところ、大使より賛成し、実際やりうること以上の期待を外部に抱かせることはさけた方が賢明であると述べていた。

また、当方同席者より、大臣・大使間のみならず、事務レベルでも討議を続けることとしたく、その意味で対プレス発表文に、「外交機関」によるとしたと述べたのに対し、先方も同意し、今後新しい情報などがあればいつでも会いたい、と述べた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

7. 米国の保護貿易立法問題（別途記録）

8. 会談終了

大使より、本日の会談は率直、かつ、相互信頼の空気のうちに行なわれ、きわめて有益であつたと述べたのに大臣も同意し、本日は継続協議の基礎をおいたきわめて記念すべき日である。沖縄問題は日米友好の枠内で解決さるべく、両国は互に自国の意見を押つけるのでなく、冷静に討議して行かなくてはならない。しかし、大使としても、沖縄問題解決の機が到来したことを十分知つていただきたいと述べたところ、大使は、日本さえ肚を決めればすぐにも解決できると答えた。大臣より、双方とも相手方の問題を十分考え合つて行こうと述べて、会談を終了した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

別添乙

沖縄問題の継続協議について

昭和四十三年五月二十七日

一、昨年十一月の佐藤・ジョンソン共同声明により沖縄問題は、はじめて、「返還の方針の下に」両国間で「継続的協議」に附されることとなり、本日は、三木外務大臣とジョンソン駐日米大使との間でその「継続協議」に踏み出した第一回目の協議であり、記念すべき日であつた。

これは戦後二十三年の情勢の変化、歴史の進展とともに、日米両当局が、日米友好協力関係を、時代の推移に適合せしめんとする相互努力の現れである。

今回は第一回の協議であるから主たる役割は、この「継続協議」に如何なる性格を付与するか、今後の進め方をどうするかを話合うことであつた。

二、そして三木外務大臣よりこの「継続協議」の性格につき、

秘密指定解除
大臣官房総務課

次のような発言を行ない、アメリカ側もこれに同意した。

(一) この協議は、日本首相とアメリカ大統領の共同声明に基づいて開始されたものである。なお、これに関連し、三木外務大臣は、共同声明には、沖縄返還のメドを「両三年中」につけるべきであると佐藤首相が強調したこと、そしてこの協議は「それをも考慮しつつ」検討すべきであるとしている点に注目すべきであると述べた。

(二) そこでこの協議は、沖縄返還のメドをつけることを可能ならしめる諸条件の整理、検討を任務とする。従ってこの協議自体がメドをつけるのではなく、最終のメドをつけるのは日本首相と米国大統領の合意によるものである。

(三) 協議の中心議題は、返還後の米軍基地の在り方であることは当然だが、しかしその他の問題で、先に現地に設けられた「諮問委員会」の権限外の諸問題も、本土との一体化促進のため共同協議の対象として適宜取上げる。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(四)「継続協議」は今後随時日米外交機関により行なうことにする。

三、本日の会議は、午後三時より外務省において、三木外務大臣とジョンソン米大使との間に行なわれ、継続協議の性格および今後の進め方について話合つた後、沖縄米軍基地の現況、今日の極東情勢並びにこれに関連する沖縄の地位につきアメリカ側より説明があり、日本側より沖縄基地のあり方に関する本土および現地の世論の動向、早期返還実現の緊要性につき説明した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

別添1.

(Okinawa Review)

Text of Minister Miki's Post-Meeting Statement to the Press

Tokyo, May 27, 1968

1. According to last November's Sato-Johnson Joint Communique, it was agreed, for the first time, that the problem of Okinawa should be kept under "joint and continuous review" by the two governments. Today is the memorable day when we opened the first meeting of this Review was held between Foreign Minister Miki and Ambassador Johnson.

This is an expression of mutual efforts by the two governments to adapt the Japan-U.S. relations of friendship and cooperation to the passage of time exemplified in the changes wrought by history during 23 post-war years.

Since today's was the initial meeting, its main function was to discuss the character to be given to and the future conduct of the Review.

2. Foreign Minister Miki made the following statement concerning the character of the Review, to which the American Ambassador concurred.

(1) This Review has been commenced in accordance with the Joint Communique between the Prime Minister of Japan and the President of the United States. ~~It is likewise~~ noted that in the Communique the Prime Minister is quoted as having "emphasized that an agreement should be reached

秘密指定解除
大臣官房総務課

within a few years on a date satisfactory to them for the reversion of these islands", and that the joint and continuous review should be conducted "in the light of these discussions."

(2) The task of this Review is to order and examine the various conditions which would make possible the reaching of agreement on a date mutually satisfactory for the reversion of Okinawa. Thus, the agreement itself will not be reached by this Review itself, but will be reached ultimately by common accord between the Prime Minister of Japan and the President of the United States.

(3) The Review's main item of discussion is, of course, the status of U.S. military bases on Okinawa after reversion. However, other problems, including problems beyond the terms of reference of the newly established Advisory Committee at Naha, will be taken up, as appropriate, in order to further identification of Okinawa with Mainland Japan.

(4) The Review will be carried on, as occasion calls, through diplomatic channels by the governments of both countries.

3. Today's meeting was held between the Foreign Minister and the Ambassador from 3 p.m. at the Gaimusho. After discussing the character and the future conduct of the Review, the American side gave an explanation of the U.S. bases on Okinawa as they are today, the present situation in

秘密指定解除
大臣官房総務課

the Far East and the position of Okinawa in relation to it. The Japanese side explained the trend of public opinion in both Japan proper and Okinawa concerning the status of the bases, and the importance of the early ~~reversion~~ solution of the problem of Okinawa.

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

大臣 政務次官 事務次官 外務官 官房 審議官 長

儀 人 会 書 計

総 文 電 厚 給

領 参 旅 移
移 領 位

国 [illegible]
長 [illegible]

ア 北 東
長 中 西

米 参 保 中 参 中
長 北 南 南

欧 参 [illegible]
長 西 東

近ア 参 [illegible]
長 [illegible]

経 [illegible] 国 米 ア
[illegible] 調 [illegible] カ 欧
[illegible] 統 ラ 近
長 [illegible] 通 ス

経 参 経 賠 償
協 政 技 賠
長 国 経

条 参 協
長 条 規

国 参 軍 社 専
長 政 経

情 参 [illegible]
長 道 外

文 文 文
長 一 二

68 年 6月18日 20時 40分 ワシントン 発
68 年 6月19日 09時 57分 本 省 着 米局長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題

第1865号 特秘

政策企画協議の際及び17、18の両日チバ北米課長が国務省スナイダー、国防省ウオーキン、ハルペリン、陸軍省マツクギフアート、シエナ等よりちよう取せるところ要旨次の通りの趣。内容機微につき配布等にじゆう分ご注意願いたい。

1、当面の問題（主としてスナイダー）

（1）協議委員会

日本側提出議題中（イ）山野報告に関し高等弁務官側に異議あり、在京大使館と調整中なるも近くまとまる見込。

（ロ）国政参加（下記2、参照）については政府部内に難しよくあり、（これに対し当方より、後者は日本側としてはどうしても取り上げざるを得ない議題にて、席上米側より極くちゆう象的な返答をしてもらえばたる旨説得した結果その線での検討方を約した）。

（2）国政参加（くれぐれも口外しないよう厳重注意を受けた）

（イ）目下ニシメイこう補を援護する最良の方法として先

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に

極秘

現在在京米大使館が北連絡を示させる方法で実現方検討中であるが、上層部に施政権をきづつけるとの反対の空気あり、目下極めて微みような段階なので、日本側からの雑音が最もこわい（従つて協議委員会で取上げることも、ちゆうちょした次第である）

（ロ）国務、陸軍両省は夫々努力中で、その結果あと一週間か10日以内に在京大使館から外務省に対しある申し入れ（当方の質問に対し内容はどうしてもいえないと困しつしつつも、グッドニュースなりと述べた）をすることとなろう。

（ハ）なお事務当局としてはオキナワ代表の人数はなん人でもよく、選任方法及び国会での資格権限は夫々オキナワ及び日本側にまかせることで問題ないと思つている。

2、中期的問題

（1）主席公選

ニシメイ第1でのぞんでいるが、本土自民党の援助が手遅れになることを最も心配し、在京米側より党に対しオキナワへの選挙資金送金方法改善方につき直接申し入れを行なつた位である。ヤラに勝たれては困るが、万一そうなつたらなんとか共存して行くほかない。（注、マクギファート等はニシメイのしよう利にやや自信ないもよう）

（2）最近の日米関係

大統領、国務長官、統合参ぼう本部等は最近一連の原潜及び在日基地をめぐる問題及び日本政府首のう部の対処振りにつき一時帰国のジョンソン大使に種々質問する等だいぶ

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

本土と同じく日本政府自らの保護下に入るので、安全なりと関係方面を説得していたのでちょつと困つている。そつ直にいつて大統領選挙間近くまでこれが続くとオキナワ返かんにＳＵＢＳＴＡＮＴＩＡＬ　ＤＥＬＡＹ（注。ウォーキン発言のまま）を生ずるおそれがある。

3。返かん交渉の見通し（スナイダー及びヘルペリンより全くの私見として口外せざるよう厳重注意を受けた）

（イ）タイミング（スナイダー）

上記2。（2）の成行き及び大統領がだれになるかにもよるが、12月はじめの次期政策企画協議に関係者が訪日する機会にても事務当局の意見調整を開始し、例えば明年なるべく早く日米外相会談で地ならしをした上、初夏にでも総理訪米の段取りとされてはどうか。

（2）内容及び問題点

（イ）核ちよ蔵の自由が第一で、ベトナム戦争継続中であれば基地の自由使用がこれに次ぐ。日本側が「核ぬき」を固しつしても交渉は決れつしないが、米側は本土の政情とも、にらみ合せ一層しん重となり、結論は長期間延期されよう（ヘルペリン）。

（ロ）米側としては核問題を特に表立つてうたわなくてもよいが、その場合日本が事前協議を拒否の方法としてのみでなく、文字通り協議の場として扱つてくれること、及び協議して同意した上は政治的責任を分たんすることを強く要望したい。特に韓国が再侵略された場合等は政府が世論

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

を積極的に導くことが期待され、米側としては戦略的要件（ＳＴＲＡＴＥＧＩＣ　ＲＥＱＵＩＲＥＭＥＮＴＳ）の変更の可能性をしんけんに検討する用意があるが、日本側もどこまで世論がのむかでなく、いかにたく山呑ませるかを検討すべきではないか（スナイダー）。

（ハ）取り極めの方法としては返かんの最終期日（くり上げ可）を決め、それまでの間に複雑な過渡的措置（おがさわらの比ではない）につき交渉することも考えられよう。明年６月とすればそれから２年半後の１９７２年末に返かんとしてよかろう（ハルペリン、　なお、スナイダー他は方法に危険を感じているかのごとき口ふんをもらした）。

（了）

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

沖縄問題の進め方について ~~対処方針~~ 43.7.15 アメリカ 米局長

返還

1. 沖縄返還問題は 客年11月の日米会談において 両政府間の話合の対象とされることとなった次第であるが、本件 三緯次のとおり。

(1)

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ロ) 以上の見地より、政府としては、本件に対する基本方針確定を考えるべき時期にきていると認められる(たとえば、来年の本国会では本件に関し、従来どおり「具体的方途は検討中」ではすまないことになると思われる。)。

2 沖縄の地位に関する基礎的協議

(1) 客年7月15日の外務大臣・米大使会談において、大臣より、沖縄の戦略的役割り及び安保条約、地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題につき日米間において検討方提案し、9月大臣訪米の際、国務長官に対し、沖縄問題について従来のいわば態度指導の変化待ちということから一歩を進め、返還を可能ならしめるような基地の地位を探求するとの見地より、前記2点を検討すべき旨を説き、降つて11月の日米会談において、「沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に」沖縄の地位について共同かつ緊密的な検討を行なうことに合意した。

(ロ) 前記7月の大臣・米大使会談の前後にお

秘密指定解除
大臣官房総務課

て、基地の地位に関し事務的に屢々米側と話合つたが、米側は、問題は沖縄の基地がその軍事的役割りを果すため「最少限」いかなる程度の自由を与えられるべきかということではなく、日本自身において日本の安全、極東の平和と安全のため、沖縄の基地がいかなる姿であることが日米双方にとり最大限の利益であるかについての判断があるべきであり、究極的には米国はこの判断に適応して行かなければならない立場にあるとし、基地の具体的条件の問題にはふれえずに終つている。

(3) 9月の大臣訪米の際、基地の地位の問題を大臣が提起したのに対し、米側は、(イ)米国は防衛の責任を引受ける以上はこれを遂行する手段を与えられなければならない(国務長官)、(ロ)問題は極東の安全のための行動の自由と核の持込みであるが(米大使)、(ハ)防衛のため核が必要であるという点は問題なく(国防長官)、核を必要の場合持込みうるということ(持基地のオプション)が必要である(国務

秘密指定解除
大臣官房総務課

長官）、(ハ)日本にきわめて困難な事情のあることは承知しているが、これらの点について政治的負担を引受けるか、あるいは現状を継続するか、の日本の選択の問題である（国務長官、国防長官）、等の見解を示した。

(4) 以上の経緯より明らかなごとく、米側は、戦闘作戦行動及び核持込みに関し、わが方がなんらかのフォーミュラを提起しない限り「継続的検討」を実施に進める手掛りがないとの立場をとっており、これらの点についてわが方が「白紙」の立場をとり続ける限り、たとえば在沖縄基地の現状とか、その整理とかの問題をとり上げようとしても、容易に応ずるとは期待し難い。

(5) 他方、沖縄の地位に関する継続的協議は各級日米会談の約束であつて、近くこれに着手する必要があるところ、以上の事情にかんがみ、差当り基地の問題の核心に入つて行くのは困難であるとすれば、協議はより広い範囲の政治的な諸問題をとり上げて行くのほかないものと考えられる。

秘密指定解除
大臣官房総務課

2、かくして施政権返還を目標としての「継続的検討」は爾来実質的進展を見ていないが、~~以下の事情を~~特に次の事情を考慮すれば、その具体的促進を図る時期になっていると考へられる。

(1) 「両三年内に返還時期の目途をつける」と云ふ日米共同声明において~~ある~~~~ある~~意図の強い意図~~表示~~が記録されていること。

(2) 今秋の沖尾~~首席~~主席公選の結果如何に拘らず、~~沖尾~~在沖基地運営上の問題は逐次困難の度を加へて行くと予想さ

秘密指定解除
大臣官房総務課

れ、日米両政府は施政権返還問題の核心に対処せざるを得ない状況になって行くと考へられること。

(3) 安保条約のいわゆる1970年問題との関連において沖縄問題についてより具体的な政府の方針の表示を迫られるであろうこと。

(4) 更に具体的には、~~今秋の外務大臣訪米~~ ~~並びに~~ 假に昨年夏以降総理訪米を計画するとすれば、沖縄問題について実質的に極めて重要な討議を行うと云う

秘密指定解除
大臣官房総務課

ことでなければならぬこと。

3. 沖縄返還は、小笠原の場合と異り、
~~或る程度の~~ 基本問題についての政治的決断なくしては
米側との話合を試みることも困難
である。この点を考慮しつつ今後の
進め方を考へ ~~なければならぬが~~
てみるに次のとおり。

~~(1) 8月中 大臣及び総理との懇談~~
~~会。~~

~~(2) 9月 日米安保協議~~

~~(3) 9月 大臣訪米~~

秘密指定解除
大臣官房総務課

(1) 8月中に大臣及び総理と勉強会を行い、(イ)凡そのタイムテーブル、及び(ロ)基本的考方の整理に努める。尤も明確な結論は期待し難い~~が、米側との話合の主要点で一ことを~~であらう。

(2) 9月の日米安保協議の際「基地の地位」の展望を試みる。

(3) 9-10月の大臣訪米のための準備作業の段階で再び米側との話合の主要点の採求に努める。

(4) 12月の日米政策企画協議の~~際~~の機会を利用して米側責任者と

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

沖縄問題の長期的検討を試みる。

(5) 此年1月夕々通常国会に備へて大臣及び総理と勉強会を行い、総理訪米問題を含め、両後の進め方を決定する。

4. 沖縄返還問題も~~基本的には~~結局わが不の防衛姿勢の問題~~であ~~になるが、「基地の地位」については、(イ)有事に際しての核のオプション~~を含む自由~~並びに(ロ)戦闘作戦行動~~の自~~のための自由使用について、わが方の基本的態度を固める必要がある。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
14部ノ内
9号

箱根勉強会の意見及び方針
（沖縄返還問題）

昭43.7.23

1. いずれにしても joint strategy に関する事務当局の blue print を作らないと事態が進展しないのではないか。

1. 詳細に検討すれば沖縄に核持込みのケースは極めて少ないのではないか。

小谷氏など二三適当な人に個別に頼んで沖縄返還方式に関するそれぞれの個人的見解を書いてもらつてはどうか。

1. 来年は沖縄問題に関する天王山であり、その前に安保条約の取扱方針をはつきりさすべきだ。

1. 両3年の表現は総理訪米直前の会議で大浜さんが使つた表現である。

1. 大臣は本土なみで、核は、絶対だめという立場であり、これは楽ではあるが早くいえば無責任である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

/. 「ともかく本土並みで交渉を始めればよい」という説を不可とする理由を明快に準備する必要あり。

/. 事前協議はいざとなれば無論 yes と言うことがあるのだが事前協議が行なわれねばならぬような事態は簡単に起らぬであろう。これは正に安保条約のおかげである。

/. 沖縄に関する継続的検討はこちらから何か言わねば進展しないことを大臣に話し、また8月中頃からでも事務的なペーパー作成を始めねばならない。

/. 何れにせよ、外務省事務当局として返還後の基地の条件(イ)有事に際しての核のオプション、(ロ)戦闘作戦行動のための自由使用)についての案を作成する要あり。

/. 来年総理の再訪米ということも考えられるし、次期通常国会前には沖縄返還に関する爾後の進め方をきめねばならない。そのために今から予定を立てて準備を進める必要がある。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
まで
部の内
号

沖縄に関する継続的検討について

昭和四三、七、三一
アメリカ局長

一、「本土並み」の交渉について

1 五月二十七日沖縄に関する「継続的検討」の際、外務大臣は、返還後の基地の地位に関し、いわゆる「本土並み」がわが国世論の大勢である旨を客観的に説明した。

2 今後「継続的検討」を進めるに当つては、返還後の基地の地位がその核心になるわけであるが、返還交渉の見地から、わが方の出発点を「本土並み」として臨むことの当否については、左の諸点を考慮する必要がある。

(1) 日本を含む極東の安全保障の見地から、基地の地位は「本

秘密指定解除
大臣官房総務課

土並み」で差支えないとの判断があるか。

(ロ) 交渉の結果、仮に「本土並み」以外の結論に到達した場合、わが方として(イ)交渉を打切つて施政権返還をしばらく見送るか、あるいは(ロ)「本土並み」以外の結論を引受ける用意があるか。

(イ) このような交渉のわが対米関係全般に及ぼすべき影響いかん。

3 交渉技術上の観点からすれば、事が核及び基地の自由使用に関するものであるにかんがみ、特に前記2(ロ)が問題である。すなわち、仮に「本土並み」で治らない場合、

(ハ) 交渉を打切るとすれば施政権返還はできないこととなるのを

秘密指定解除
大臣官房総務課

危れず、その結果は施政権返還運動を深刻化させるとともに、反米気運を助長することとなる。

(ロ) 「本土並み」以上にある種の自由を認めるとすれば、わが方にあらかじめその受入れの準備ができていなければならない。もし十分の準備なくして交渉の行かかり上受容れようとすれば国内に混乱を招来すべく、またかくして認められた「ある種の自由」は必要以上に対米改革の材料となるであろう。

(ハ) 従つて、交渉成立の見通しのない限り「本土並み」をもつて交渉を開始することははなはだ危険であり、しからずして交渉を行なうとすれば、あらかじめわが方として受容れうる「ある種の自由」につき十分の準備を整えたる上、これを基

秘密指定解除
大臣官房総務課

題に交渉を開始すべきである。

三、基地の地位

イ、施政権返還交渉の核心は基地の地位にあるが、基地の軍事的要件の判断は、第一義的には、極東の軍事的抑止力の主体である米国の判断にまたざるをえない。従つて、日米間の交渉は、実質的には米側の軍事的判断と、沖縄問題の政治的諸条件に立脚するわが方の主張とをいかに調整するかという交渉となるであろう。

この点に関し、米側は、既に日本側において日本を含む極東の平和と安全維持のため沖縄基地がいかなる姿であることが日米双方にとり最大限の利益であるかについての判断がある旨

秘密指定解除
大臣官房総務課

であり、究極的には米国はこの判断に適応して行かなければならない立場にある。としていることは注目を要する。

2　基地の地位に関し、「本土並み」を超える問題は、核兵器の持込み及び戦闘作戦行動のための自由使用の二点に関し、安保条約第六条の交換公文の事前協議をそのまま適用するや否やが中心的課題である。

事前協議は、本来特定の場合には承諾することを前提としたものであるから、もし極東の安全のため沖縄の果している役割りに相応して、日本が遅滞なく承諾するであろうということであるならば、抑止力としての効果の点から多少の問題ありとするも、「本土並み」であっても差支えない筈である。この点に

秘密指定解除
大臣官房総務課

関し、安保条約改訂交渉に当り、米側が事前協議の交換公文に同意した際、米国の軍当局としては、米施政権下の沖縄基地の存在を考慮に入れていたのであろうと推測せざるをえない。しかも新条約になつてからの事前協議に関する日本政府の立場は、と角米軍の行動を制約するいわゆる「歯止め」の議論であり、殊に核兵器に関しては、非核三原則からしていかなる事態に立至るも持込みを認めずという立場と解されざるをえないので、米側がにわかに「本土並み」を応諾するとは判断し難い。

3　核兵器及び戦闘作戦行動に関する自由使用の問題は、抑止力の主体たる米国の側からみれば、いずれに関しても完全な自由を最善とすべきことは論をまたない。また強いてその「本土並

秘密指定解除
大臣官房総務課

みを要求するならば、米側は条約上の義務を果す手段を与えられないなら条約上の義務の免除をもとめるのほかなしとの立場をとることもありうべきところである。しかしながら、施政権返還のためには、この間にあつて前記二つの自由使用の問題についてなんらかの調整を検討する必要がある。

三、核兵器の問題

イ、核兵器の進歩に伴つて沖縄に核兵器を配備する必要がなくなつてくるという説は、たとえばメースBのごとく、中長距離ミサイルについては妥当するであろうが、同時に戦術核兵器の進歩は核兵器配備の必要を強める結果にもなると考えられる。今後沖縄の核の問題は、

秘密指定解除
大臣官房総務課

(イ) 沖縄自体を防衛するための戦術核兵器配備。

(ロ) 局地戦用核兵器の貯蔵。

(ハ) 核のオプションがあるという事実の抑止的効果。

等にあると思われる。

2 わが方よりすれば、核兵器持込みに対する抵抗は当分きわめて強いものがあるべく、施政権返還に当り、明示的に核の存在を認めることはおそらく不可能である。従つて米側に対しては、「特殊の国民感情」の理由から「本土並み」を主張することとするが、その際、米側は前記(ロ)については、非常事態における持込み承認についてのなんらかの保証を求めることが予想され、またハについて、果して一旦の核弾頭引揚げに応ずるや否やは

秘密指定解除
大臣官房総務課

最後まで問題になるかと思われる。

3　いずれにしても、わが方は非常事態における持込みに関して事前協議の交換公文に加えてなんらかの保証を与え、常時配備は行なわないことを米側に説得する必要があろう。

四　戦闘作戦行動のための自由使用

1　沖縄は極東における有力なる前進発進基地の役割りを持つているから、米側が事態勃発の際直ちにこれに即応して発進しうる自由を重視することは明らかである。現実の問題として米国が沖縄を戦闘作戦行動のための発進基地として最も重視しているのは、朝鮮半島において戦争突発の場合であると考えられる。このような事態はわが国の安全に直接重大な影響ある場合であ

秘密指定解除
大臣官房総務課

つて、わが方としても当然これを認めるべきである。台湾海峡において戦闘が起る場合が次に考えられよう。ヴィエトナム戦争継続または五二による援蒋輸送のような事態は可能性が少なくなると思われる。

2　戦闘作戦行動のための自由使用については、以上のごとく想りうべき事態を米側との間で詳細に検討し、極東の安全のため、事前協議の例外たる場合を認める必要があると思われる。朝鮮半島の場合のごときはこれに該当するが、緊急の場合についても、突発事件に対する反撃の自由については十分考慮されなければならないであろう。もとよりありうべき事態をことごとく想定して、基地使用の態様を予定して行くことはきわめて困難

秘密指定解除
大臣官房総務課

であるが、およその輪かくについて実質的合意を図り、これを事前協議の交換公文との関連において適当な形にまとめる必要がある。

二、対米関係について

イ、すでに述べたとおり、基地の地位の問題は、抑止力として必要な自由使用の要請と、わが方の政治的要請の調整を図るところにあるので、沖縄返還がわが国民的要望であるとしても、政治的要請の故に軍事的要請を無視することはわが国にとつて危険である。もし前記二、のごとき調整がわが方として可能であるならば、これを基礎として返還を図ることがわが国自身の利益に即するところであると考えられる。

秘密指定解除
大臣官房総務課

2　沖縄返還については、米国政府は民に返還可能の日を待望するとしており、わが方が返還を可能ならしめるような提案を行なうことを期待しているものと観て差支えない。除に最近の米国の傾向として、平和維持のための責任分担を期待し、さらにはヴィエトナム以後にかけるいわゆる孤立主義的傾向の胎動もある現在、わが方がいかなる態度をとつて行くにせよ、米国のこれらの事情も十分念頭において対処することが必要である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
追加3部の内
乙号

沖縄の基地の地位について

昭和四三、八、六
アメリカ局長

一、「本土並み」の交渉について

1 五月二十七日沖縄に関する「継続的検討」の際、外務大臣は、返還後の基地の地位に関し、いわゆる「本土並み」がわが国世論の大勢である旨を客観的に説明した。

2 今後「継続的検討」を進めるに当つては、返還後の基地の地位がその核心になるわけであるが、返還交渉に際してわが方の出発点を「本土並み」として臨むことの当否については、左の諸点を考慮する必要がある。

(イ) 日本を含む極東の安全保障の見地から、基地の地位は「本

秘密指定解除
大臣官房総務課

土並み」で差支えないとの判断があるか。

(ロ) 交渉の結果、仮に「本土並み」の結論に到達しなかつた場合、わが方として(1)交渉を打切つて施政権返還をしばらく見送るか、あるいは(11)「本土並み」以外の結論を引受ける用意があるか。

(ハ) このような交渉のわが対米関係全般に及ぼすべき影響いかん。

3 交渉技術上の観点からすれば、事が核及び基地の自由使用に関するものであるにかんがみ、特に前記2(ロ)が問題である。すなわち、仮に「本土並み」で治らない場合、

(イ) 交渉を打切るとすれば施政権返還は遠のくこととなるのを

秘密指定解除
大臣官房総務課

免れず、その結果は施政権返還運動を深刻化させるとともに、反米気運を助長することとなる。

(ロ) 「本土並み」以上にある種の自由を認めるとすれば、わが方にあらかじめその受入れの準備ができていなければならない。もし十分の準備なくして交渉の行がかり上受容れようとすれば国内に混乱を招来すべく、またかくして認められた「ある種の自由」は必要以上に対米攻撃の材料となるであろう。

(ハ) 従つて、交渉成立の見通しのない限り「本土並み」をもつて交渉を開始することははなはだ危険であり、しからずして交渉を行なうとすれば、あらかじめわが方として受容れうる「ある種の自由」につき十分の準備を整えたる上、これを基

秘密指定解除
大臣官房総務課

礎に交渉を開始すべきである。

二、基地の地位

1 施政権返還交渉の核心は基地の地位にあるが、日米間の交渉は、実質的には、米側の軍事的判断と沖縄問題の政治的諸条件に立脚するわが方の主張とをいかに調整するかという交渉となるであろう。この点に関し、米側は、夙に日本側において日本を含む極東の平和と安全維持のため沖縄基地がいかなる姿であることが日米双方にとり最大限の利益であるかについての判断がある筈であり、究極的には米国はこの判断に適応して行かなければならない立場にある、としていることは注目を要する。

2 基地の地位に関し、「本土並み」を超える問題は、核兵器の

秘密指定解除
大臣官房総務課

持込み及び戦闘作戦行動のための自由使用の二点に関し、安保条約第六条の交換公文の事前協議をそのまま適用するや否やが中心的課題である。

事前協議は、本来その時の事態に則し承諾することあるべきことを前提としたものであるから、もし極東の安全のため沖縄の果している役割りに相応して、日本が遅滞なく承諾するであろうということであるならば、抑止力としての効果の点から多少の問題ありとするも、「本土並み」であつても差支えない筈である。この点に関し、安保条約改訂交渉に当り、米側が事前協議の交換公文に同意した際、米国の軍当局としては、米施政権下の沖縄基地の存在を考慮に入れていたのであろうと推測せ

秘密指定解除
大臣官房総務課

ざるをえない。しかも新条約になつてからの事前協議に関する日本政府の立場は、と角米軍の行動を制約するいわゆる「歯止め」の議論であり、殊に核兵器に関しては、非核三原則からしていかなる事態に立至るも持込みを認めずという立場と解されざるをえないので、米側がにわかに「本土並み」を応諾するとは判断し難い。

3 核兵器及び戦闘作戦行動に関する自由使用の問題は、抑止力の主体たる米国の側からみれば、いずれに関しても完全な自由を最善とすべきことは論をまたない。また強いてその「本土並み」を要求するならば、米側は条約上の義務を果す手段を与えられないなら条約上の義務の免除を求めるのほかなしとの立場

秘密指定解除
大臣官房総務課

をとることもありうべきところである。しかしながら、施政権返還のためには、この間にあつて前記二つの自由使用の問題についてなんらかの調整を検討する必要がある。

三　核兵器の問題

1　核兵器の進歩に伴つて沖縄に核兵器を配備する必要がなくなつてくるという説は、たとえばメースBのごとく、中長距離ミサイルについては妥当するであろうが、同時に戦術核兵器歩は核兵器配備の必要を強める結果にもなると考えられる。今後沖縄の核の問題は、

(イ)　沖縄自体を防衛するための戦術核兵器配備。

(ロ)　局地戦用核兵器の貯蔵。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(4) 核のオプションがあるという事実の抑止的効果。

等にあると思われる。

2 わが方よりすれば、核兵器持込みに対する抵抗は当分きわめて強いものがあるべく、施政権返還に当り、明示的に核の存在を認めることはおそらく不可能である。従つて米側に対しては、「特殊の国民感情」の理由から「本土並み」を主張することとなるが、その際、米側は前記(4)については、非常事態における持込み承認についてのなんらかの保証を求めることが予想され、また(1)について、果して核弾頭を一切配備せずとの点に応ずるや否やは最後まで問題になるかと思われる。

3 いずれにしても、わが方は非常事態における持込みに関して

秘密指定解除
大臣官房総務課

事前協議の交換公文に加えてなんらかの保証を与え、常時配備は行なわないことを米側に説得する必要があろう。

四　戦闘作戦行動のための自由使用

沖縄は極東における有力なる前進発進基地の役割りを持っているから、米側が事変勃発の際直ちにこれに即応して発進しうる自由を重視することは明らかである。現実の問題として米国が沖縄を戦闘作戦行動のための発進基地として最も重視しているのは、朝鮮半島において戦争突発の場合であると考えられる。台湾海峡において戦闘が起る場合が次に考えられよう。ヴィエトナム戦争終結後はB五二による渡洋爆撃のような事態は可能性が少なくなると思われる。

秘密指定解除
大臣官房総務課

2　以上のごとく極東において起りうべき事態を具体的に検討するならば、米側からすれば戦闘作戦行動について一々事前に協議するというのでは戦力として、あるいは抑止力としても、十分の機能を果しえずとする場合もありうべく、またわが方よりしても、米軍の自由使用を当然に認める場合もありうるわけである。朝鮮半島の場合のごときはこれに該当するが、爾余の地域についても、突発事件に対する反撃の自由については十分考慮されなければならないであろう。もとよりありうべき事態をことごとく想定して、基地使用の態様を予定して行くことはきわめて困難であるが、米側との間におよその輪かくについて実質的合意を図り、これを事前協議の交換公文との関連において

秘密指定解除
大臣官房総務課

適当な形にまとめる必要がある。

三、対米交渉について

1 すでに述べたとおり、基地の地位の問題は、抑止力として必要な要請と、わが方の政治的要請の調整を図るところにあるので、沖縄返還がわが国民的要望であるとしても、政治的要請の故に軍事的要請を無視することはわが国にとつて危険である。将来情勢変化に伴い「本土並み」の基本的方向を目指すとしても、差当り前記三、四のごとき調整がわが方として可能であるならば、これを基礎として返還を図ることがわが国自身の利益に即するところであると考えられる。

2 沖縄返還については、米国政府は夙に返還可能の日を待望す

秘密指定解除
大臣官房総務課

るとしており、わが方が返還を可能ならしめるような提案を行なうことを期待しているものと観て差支えない。殊に最近の米国の傾向として、平和維持のための責任分担を期待し、さらにはヴィエトナム以後におけるいわゆる孤立主義的傾向の胎動もある現在、わが方がいかなる態度をとつて行くにせよ、米国のこれらの事情も十分念頭において対処することが必要である。

3 沖縄の施政権返還後の日本を含む極東の安全保障に関しては、一九七〇年後の安保条約自体の安定ということが一段と重要となるべく、この点に関しては本土の基地問題の取扱いも大きな関連がある。この意味において沖縄返還問題解決には、わが方の日本及び極東の安全保障問題に対する積極的な姿勢が重要な要素となるであろう。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

次官 [illegible]　　アメリカ局長 [illegible]

近藤事務 [illegible]　　[illegible]

条約課長 [illegible]　朱保長 [illegible]　朱北長 [illegible]

沖縄返還問題（スナイダー、ハルペリン私見）

43.9.12

朱北長

11日宴席にて両名より別々に聴取せるところ次のとおり
（いずれも純然たる私見にて、しかも固った考えでなない旨強調）

1. 問題の取り進め方

(1) 12月の政策企画協議の及両名来日の際、

双方のラフな考え方を話し合う（ス、ハ）

(2) 明年央以降総理が訪米し新大統領と

本格的にdiscussする。その時期は6月位がよいのではないかと思う。何となれば新政権の補利が丁度固まり

新しい仕事をやる意欲が湧く時期だから。

1961年池田総理訪米は正にかゝる時期に

館長直接で米大へ第一部、すみ (1-1)

秘密指定解除
大臣官房総務課

当り、ケネディ大統領自身に、日本関係に深い関心を抱かせる効果があった。但し必ずしもそうは行かないことも可能であり、私一例えば10～11月――でも勾留ユい。(「ス」)

2. 基地の態様 (ハルペリンのみ)

問題は核をどうするかで、自由使用を抱かなくとも それほど困難はない。何となれば若し真に戦争行為に出来しなければならない様な超非常事態が起れば問題は自ずと解決されてから。他方核については平常は常置しないが有事の際迅速に持ち込めることの保障をとることが absolute minimum であり、これすら半例内部で強な対に合うであろう。

3. 返還交渉のタイミング

秘密指定解除
大臣官房総務課

(1).(ハルペリン) いついつという返還目標日を定め、それまでに交渉をまとめるという方式がよい。

何となれば(イ)目標日という圧力を加えなければ軍人を抑えつけることが出来ない (ロ)基地の態様、特に核の問題は目標日までに決めればよいという時間は余裕があり、焦点をおかして反対派の改善をかわし得る。

(何れの口の反対派か?)

(2)(スナイダー) 今後の半国は非常に強くgive and takeに徹しよう。返還実現には相当長期間かかることを覚悟すべきで、大事なことは世界の変動の中にあって自らも変って来た半例の事情を日本の最高指導部が常に理解するよう外務当局が政治家に説明することである。(従来は半例においてのみ事務当局から上層部に対し「日本の特殊性」を説明していたが、今後は両方でやらないといけない。)「いついつ」という目標日設定は

秘密指定解除
大臣官房総務課

日本及び沖縄の民心に impatience を起すのみであると思う。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

楠田秘書官　殿

沖縄問題米側担当者の私見

昭和四三、九、二六
北米課長

先般来日した国務省スナイダー日本部長、国防省ハルペリン政策企画担当次官補代理ら両沖縄担当者から、九月十一日夜私見として別々に、かつ、非公式に聴取したところ次のとおり。両名とも全くの自分一個だけの考えで、固まつたものではなく、今後も変りうるものであるとしており、またそれぞれの間に必ずしも一致していない点があつたが、御参考まで。

一、今後の沖縄返還問題の取進め方

(一)　両者とも、大統領選挙が終り新政権が準備されつつある本年内に日本側から早目に沖縄基地についての考え方を出すのが筋であ

秘密指定解除
大臣官房総務課

ると強調し、その最もよい機会は十二月はじめ日米政策企画協議で両名とも来朝する際で、日米の事務当局レベルがそれぞれの考え方の輪かくなりとも話合えれば非常に有益であると思うと述べた点は二人とも一致していた。

(二) スナイダーは、明年になつたら、しかるべき時点に総理が訪米して新大統領と本格的に協議すべきである（その先駆として外相が新国務長官と話合うこともよい。）。その時期は、新政権の体制が固まり、新しい仕事をやる意慾がわく六月頃が最もよいかも知れない。ケネディー政権のときの池田訪米（一九六一年夏）は、まさにかかる意味で日本を印象づけるのに大変役立つた。しかし、別にこれにこだわる要はなく、秋の十、十一月でもよかろうが、

秘密指定解除
大臣官房総務課

あまり早すぎては受入体制不十分、逆にあまり遅くなつては期を失して了うだろう、と述べた（ハルペリンは特に意見なし。）。

三、返還交渉のタイミング

(一) ハルペリンは、総理が大統領との間に「いつまで（あるいは何年以内に）返還する」という目標日を定めて交渉を進める方式がよい。これにより(イ)と(ロ)角囲いことをいい勝ちな軍人に圧力を加えるとともに、(ロ)沖縄基地の態様、特に核の問題はゆつくり決めればよいという時間的余裕を生じ、日本国内の反対派に肩すかしを喰わせうるという利点がある、と述べた。

(二) しかし、スナイダーはこれに同調せず、目標日をおくことは、(イ)たださえ沖縄返還に消極的な米議会筋を刺戟して、不測の妨害

秘密指定解除
大臣官房総務課

を招くおそれがあること、(ロ)沖縄現地の民心を刺戟し、米国の施政の終了を待ち切れないふん囲気を醸成し、混乱を招くこと、(ハ)基地問題をボカしたままで返還交渉を進めることは日本本土内で疑惑を招き反対運動を盛り上げるおそれあること、を指摘して難色を示した。

三　沖縄基地の態様、特に核の問題について

スナイダーはこの問題についてはきわめて慎重で、ヴィエトナム戦後の米側新布陣体制下での沖縄基地の価値は一層高まりこそすれ、減ることはないと強調するのみであつたが、ヘルペリンは戦闘作戦行動のための自由使用については、沖縄からの出撃を必要とするような非常事態においては、問題は自然に解消するとの考え方もある

秘密指定解除
大臣官房総務課

かも知れないが、核の問題については、抑止力、特に「一朝有事」の際を考え、米軍部のみならず議会方面からも強い圧力があり、交渉に当つてはますますこれが強まるものと予想されると述べた。

四　米国新政権による人事異動

両名とも、(イ)ハンフリー、ニクソンいずれが勝つても、米国の沖縄問題に関する基本政策にはさして差異がなかるべきこと、(ロ)いずれの政権となつても政府の上層部の人事異動はあり、特に政治的任命の多い国防省の文官について目立つであろうが、国務省は職業外交官制度が確立しているので、大幹部は別として事務レベルの中枢分子は動くことがなく、特に日本のように米政府全体として専門的知識に欠けている分野については、スナイダー本人のレベルからは全然変動はないであろうと述べていた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(3) 沖縄 P.5

外 東京

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写 総番号(TA)[illegible] 主管

68年10月6日00時10分 国連発
68年10月6日14時12分 本省着

外務大臣殿 鶴岡(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

三木大臣のラスク長官との会談

第1628号

極秘 至急

三木大臣は6日午前11時より当地滞在中のラスク国務長官を往訪され、1時間半にわたり極めて有効的かつそつ直な意見の交換を行なわれたところ要領次のとおり。(当方本使のほかシモダ大使、コンドウ審議官、トウゴウ局長、シゲミツ局長、アカタニ審議官、先方トウ=サン顧問他2名同席)。

1. 日米関係

(1) (冒頭三木大臣より、今回のラスク長官との会談はあるいは国務長官としての貴下とお会いする最後の機会になるかも知れないが、オカザキ外相時代1952年来日の際初めてお目にかかつて以来16年間にわたり常に日本の最もよき理解者として一かんして日米関係の強化につくされ最近のオガサワラ問題の解決に至つた同長官の努力に感謝し、過去をふり返りつつ友人としての立場から今日はふくぞうのない意見交換を致したいと前置きされた後、今後日米関係を一層強化せしめるために何をすべきかにつき、

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ラ長官が現在有しておられる考え如何。とたずねられたところ）

ラ長官は戦後の日米関係は三段階に分けて考えることができ。即ち（イ）占領時代。（ロ）日本が国際社会に復帰したがその対外政策等においてＴＩＭＩＤＩＴＹ，ＲＥＬＵＣＴＡＮＣＥを払しょくし切るに至らず米国の後だてを必要とした時代。を経て（ハ）日米間のパートナーシップ然も責任あるパートナーシップの時代に入つた旨指摘し。今後日米両国間には経済問題等に関しＣＯＭＰＥＴＩＴＯＲＳの間に当然起るようなまさつは避けられまいが。大道（ＧＲＥＥＢＡＬ　ＰＡＴＨ）を等しくする両国が特に日本が単に日米相互間の問題のみでなく。インドネシアを初めアジアの後進国の発展に対し。より多くの関心を注ぎその責任を果されることが重要なるべき点を強調した。

（２）大臣より。右の如き施策を具体化するプラン如何。と聞われたのに対し。長官は。

（イ）かつて第二次大戦のいたでをとおむつたヨーロッパ諸国に対して米国がマーシャル・プランの下になした如く日本がアジアの諸国のため種々の分野において密接に協力援助を与えられる関係をじゆ立すること。

（ロ）日本がその防衛力を少なくとも自国防衛のためのＥＬＥＭＥＮＴＡＲＹ　ＲＥＱＵＩＲＥＭＥＮＴＳを果し得

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

るまでに強化すべきこと（然らざる場合は日米双方の国民にとつて好ましからざる心理的影響の生ずる恐れあること）

（ヘ）昨年来の中共情勢。最近のチェコ情勢に代表される共産主義じん営内の変化。特にリーダーシップ変化。中共の動向等につき。日米両国間において情報の交換を含め今後とも協議（CONSULTATION）を継続すること。

（ニ）技術援助主として科学の分野において日米両国が協力してPRE-SCIENTIFICな段階にあるアジア諸国の水準を上げるため援助すべきこと

を挙げるとともに同じ問題に関する三木大臣の構想如何と反問した。

（3）これに対し大臣は

前記（イ）については。日本だけでなく米。加。豪州。ニュージーランド等太平洋沿がんの先進諸国が一致してアジア諸国の開発に協力することが必要である旨

（ロ）については。日本にとり海外派兵等の措置はもとより論外として日本自身の安全のため防衛努力を強化する必要のあることには同感である。ただしこれは急激には行ない得ずぜん進的に進めることが必要である旨

（ハ）従来わが国は中共に対し米国よりもじゆうなんな立

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

場をとつてきたが、中共のかたくなな態度を変えさせようとする両国の根本の考え方(には)差異がなく、またわが国としても日米、日中、米中の3関係にはＶＩＴＡＬな関心を有するものであり、今後における日米両国間の協議継続には異存なき旨

（ニ）技術協力特に科学関係分野における協力にも全く賛成である旨述べられた。

2．安全保障問題

（イ）（イ）大臣がラスク長官の安保問題の将来に関する考えを質問されたのに対し、ラスク長官は現行安保条約の内容に変更を加えることは日米双方の事情にかんがみ適当に非ず、同条約はそのまま延長するを可とする旨述べ、

（ロ）大臣も同感の意を表され、わが国としては日米安保条約の維持は絶対に必要と考えおり、国民の大多数も右を支持しているが、最近の基地問題の発生にかんがみ米軍にとつて必要な在日基地の確保は日本政府の責任と考えるが、米側からみても整理可能のものはたく次整理して行くとの態度を打ち出してくれれば好都合なる旨、

（ハ）（ム）日本の防衛力増強については日本国民に対しては、日本が自らのイニシアチブにより独自の（ＩＮＤＥＰＥＮＤＥＮＴ）政策をとつているとの印象を与えるため、また（Ｂ）米国民に対してはわが国は米国のみに過大な防衛負担を負わせて自らは経済的利益のみを追求しあまい

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

しるをすつている。との印象をぬぐいさるため日本はアジアにおける米国の負担をかた代りするとのかく度からではなく。自らの決定に基づきアジア諸国とともに生き。かつ発展して行くという根本的立場から防衛努力の強化に臨みたい旨述べられた。

（2）右に対しラ長官はじよう談まじりにフランスの例を挙げ。自国が米国からＩＮＤＥＰＥＮＤＥＮＴな政策をとるという場合は大低米国の政策に反対（ＤＩＳＡＧＲＥＥ）することを意味するのでいく分心配だが と述べたので。大臣より。日本が自らの利益のために自らの信ずる政策を行なつているとの確信を国民に与えるのがＩＮＤＥＰＥＮＤＥＮＴの意味なる旨重ねて強調された。

（3）なお現政権交代後の安保問題につきラ長官は次期大統領にだれがなつても。日米安保条約存続の基本方針に対する変更は予想しえない旨語つた。

3. オキナワ問題

（1）大臣より次期政権下でオキナワ問題のスムーズな解決を進めるためには如何にすべきかにつきたずねられたところ。ラ長官は。自分はいずれ後任に本問題をよくブリーフするつもりであり。まただれが後任になつても日米友好関係維持が最重要の問題であるとの基本的考え方に変りのあろうはずがないから心配ないがと前置きした上で。本件

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

については。（イ）たとえ米側がオキナワの施政権を返しても米軍事力による保護は存続させたいとの希望が日本側にあることが先決問題であり。また（ロ）オキナワ基地の重要性はＰＵＢＬＩＣ　ＯＰＩＮＩＯＮ如何によつて左右される面もあるが。本質的にはれい厳な国際情勢に対処すべき安全保障の問題であること。更に（ハ）例えば中共が間違にもせよ。他国を核兵器をもつて攻撃するが如き事態の発生を防止せんとすれば。中共をして自由諸国の意図につき誤算を犯さしめざることが必要であり。このかく度よりすれば米軍前戦基地を地理的に変化させることによつて中共をして誤算せしめる危険性が増大することは否定し得ないこと等の点は十分考慮にいれしん重に対処する必要があると述べた。

（２）大臣より。オキナワ基地の必要性については全く疑問がないが。本問題解決の順序として中共の態度が変わるのを待つていてはいつのことになるか判らないから。まず基地の態様決定を先に協議することは考えられないかと問われたのに対し。ラ長官は。中共問題の如く根の深いむずかしい問題に対しては解決策も不むかしいものとなるのはやむを得ないことである。核兵器の発達により国家存亡の問題が文字通りＯＰＥＲＡＴＩＯＮＡＬな問題の領域に移行した現在。核兵器をようする中共をして他国侵略

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

を行なわしめない保障は核抑止力以外になく。このことを中共に十分認識させておくことが必要であり。オキナワの基地の問題もこのかく度より検討すべき問題と考える旨述べた。

4。ヴィエトナム問題

（イ）ラ長官はパリ会談進展の兆しが何らない原因は。米側が北越の望む者ならNLFの代表でもだれでも会談への参加を認める旨明らかにするなど数々の可能性。選択の余地を提示し続けているにもかかわらず。北越がかたくなに南越代表の会談参加を拒み。全く歩み寄りの気配を示さぬことにあるとして強く北側を非難し。米国の政策を批判するものは多いが。もし北爆が停止されたらいかなる事態が起るか確信をもつて答え得るものは一人もいない現在北爆停止にふみ切ることは出来ない旨述べた。

（ロ）大臣より往電第1912号の仏外相との会談の模様を伝え更にソ連に北越に対する影響力を行使せしめる可能性につき問うたところ。長官は問題は北越がだれにも相談を持ちかけぬことであり。それなくしては仏ソの影響力にも限界がある。それでも北越がパリにいるのは。（イ）本件会談が自国にとりGOOD　DEALであり。（ロ）米国世論に働きかける機会もあると判断したからに過ぎな

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

いと思われる旨答えた。

5. 中国代表権問題

本件につきラ長官は、もし将来中共が安保理常任理事国の地位につくようなことがあれば国連そのものの機能がマヒすることになる。そのような危険を招く位いなら憲章を改正して安保常任理事国の構成変更を計つた方がよい。現在の国際情勢の下では従来の中国代表権問題とり扱い振りを変更する理由はないと思われる旨述べ。そこで重要事項方式について日本は如何に考えるかと聞たのに対し、大臣より日本としても従来の方針を変える理由はないと考えている。中共自身の態度に重大な（SIGNIFICANT）変更があればわれわれの態度も無論再検討の要があるが、然らざる限りこれを変更する必要はない旨述べられた。

6. チェコ問題

大臣の質問に対しラ長官は、本件は米ソ平和共存の努力に対するSERIOUS INTERRUPTIONであつた。米国は依然ソ連との接触は続けるつもりであるが、ジョンソン大統領はNPT、米ソ領事条約締結、航空問題等を通じ、国内の批判にもかかわらず米ソの了解点（POINT OF AGREEMENT）を見出すべく多大の努力を払われて来ただけに、今回のチェコ事件は大統領のこれまでのくふうに水をかける結果となつたものである旨答えた。

- 8 -

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

7。NPT批准問題

大臣より、本件につき米側の事情をたずねたに対しラ長官はチェコ事件発生前においては上院の批准反対論者は4、5人に過ぎなかつたが、同事件後反対の空気が強まり問題が複雑化したが、選挙前に批准が行なわれることを今なお希望している旨述べた。

8。その他大臣より長官に対し、太平洋航空問題は日本政府としても重大な関心を有する問題であり、米政府側においてもしん重に検討ありたい旨申し入れられ長官もしん重検討すべき旨答え、最後に大臣よりオキナワ国政参加問題等につき9日に日米協議委員会を開催する運びとなつている旨を通報し会談を終了した。

米に転電した。

(了)

(6日 17.00 半先課長
19.00 小木曽参事官 国政課長 入電連絡済)

電信課

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

米大使と懇談の件（沖縄）

43.11.12 米局長

11日他用を以て在京米大使と懇談の際、沖縄問題につき触れたところ要旨次のとおり。

本方―主席公選は登覚候補当選確実のようであるが今後沖縄の事情はむつかしくならう。

大使―公選は日本側の要求であり、その結果がどうなっても致し方なからう。だも立法院を登覚が制する事態が生ずれば同じことであるから米国にとっても同じことであらう。

本方―「継続協議」はその後行はれていないが、昨年の総理の「両三年」の発言もあり、沖縄の事情がだんくむつかしくなることが予想され、更に昨年後

秘密指定解除
大臣官房総務課

半の原理訪米という可能性を考へれば、いつまでも放っては置けない。新内閣要望後の問題

であるが、私見によれば、有事における核のオプション、就辞就業再費の場合の自然使用、とえろよう

なことで話を始めるしかないと思うが、それでも新内閣の大臣が承認するかどうか分らない。

右に対する大使の私見如何。

大使 — 話の序の口とえろことにはなるであらう。又假にそういうことになったとしても、之をどういう文書でまとめるか大問題であらう。

自分の見るところでは、ヴェトナム就業が今の様な状況である限り米国が沖縄について決断することは極めて困難である。次に沖縄返還を

米国内で説得するためには日本の防衛努力に

秘密指定解除
大臣官房総務課

付 破れる材料が是非必要である。単に防衛
姿勢と云うことでなく、現実に沖縄自体の防衛
を日本側が引継ぐのだと云うことでなければ
容易に説得出来ないであらう。小笠原の場合
にも観念的には同じ問題があったが、沖縄に
ついては小笠原の場合とは規模の異る問題
である。防衛庁で何等かの準備を始めている
だらうか。

本宮 — 沖縄自体の防衛ということは在沖米軍の
規模と役割のうちに性質した格好である
が、その点は御指摘のとおりなるべし。防衛庁でも
紙上の研究はあっても現実具体的な問題として
採り上げられていることはない。

土使 — 日本側において具体的に考へられるべき

秘密指定解除
大臣官房総務課

であると思う。

新政権下に自分が留任するとの前提で申上げるが、新内閣要望後 筆と時間と意見を交換した上、~~2月に一時~~帰国し、両後のスケジュール、例へば秋の総理訪米及び之に先立つ外務大臣訪米、を打合せたいと考へて~~いる~~いる。

先日米議会 Armed Services Committee の古顔の事務局の者が来ての話で、沖縄を返還して在沖基地を安保条約にのせた協会、70年後は1年の予告で沖縄から出て行かなければならなくなると云うのでは不安定であるから困ると云う意見をどう考へるかと質問あり、自分は今迄左様な問題を考へたことはなかった。

秘密指定解除
大臣官房総務課

本元一先日一新聞記者より同様の質問を受け、自分は安保条約は廃棄されたが米国は

平和條約上の権利に基いて沖縄に頑張っている、とえらような状態は考へられない、と応

酬しおいた、成程 Armed Services Committee は
それ程簡単にはすむまい。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

政第8530号

昭和43年11月15日

外務大臣殿

在米
下田大使

沖縄問題に関する米国防当局との意見
交換（報告）

11月13日、当地出張中の大河原総事官は
国防総省統幕第5部 Epes 海軍少将（極秘
担当）と沖縄問題等につき意見交換を行な
ったところ、要旨下記のとおり御報告する
先方より統幕第5部次長 Orwat 陸軍少将
（1部のみ）および同部日本、沖縄担当 Warfle
空軍大佐が同席し、当方より浅尾書記官が

秘密指定解除
大臣官房総務課

同席した。

記

1. 主席公選

先方より屋良氏の当選は我々にとって low blow であったが、当選後の同氏の声明には穏健な調子がみられ、また長い間占領が続いている反動として或る程度已むを得ないことであると述べた。

~~民に~~(昨13日スナイダー国務省日本部長と主意見を交わしたが、由であった屋良当選の沖縄問題に与える影響については明確な見透しをたてかねているようであり、日本側の反応を知りたがっていた。)

当方より日本人士のとりあえずの反応および今後の無向につき1かるべく説明し、特に屋

秘密指定解除
大臣官房総務課

良氏自身は穏健であって、人民党を含めた野党連合にのって当選したので、今後野党連合の要求に振りまわされるのではないかどうかという点を留意すべきであると述べておった。

2. 沖縄経済

先方より沖縄経済は米軍基地に依存するところ極めて大きく、基地を抜きにして経済上の目立を達成し得るか疑わしいと考えているが、日本側はどうみているかとたずねた。

当方より沖縄経済問題に関する大来調査団の報告大要を披露し基地に依存することなく経済目立を図かることは容易でないと考えていると答えた。米側はハワイの例を引用しつゝ観光に依存するとしても才月を要すること、および沖縄の地理的位置等から観光等ゆう致には

秘密指定解除
大臣官房総務課

種々問題あるべき旨指摘した。

3. 基地問題

先方より沖縄問題の中心は基地の取扱いであり、現在のまゝ~~ゆくか~~または日本なんなみのつずれも極端であり両者の中間に解決策を見出さざるを得ないとのべた。更にこれをふえんして、米軍としては在沖縄基地に対する核兵器の持込みと基地の自由使用が認められることを望んでいるところ、これに対する日本側の感触はどうであろうか。特にヴィエトナム戦争が終結し、アジアの情勢が現在よりも鎮静化した場合には核の持込みは別にして基地の自由使用につき日本国民の同意を得るのは今よりも容易になるのではなかつかと述べ~~反問~~した

秘密指定解除
大臣官房総務課

これに対し当方より核持込みは今日平静な情勢になっても日本国民が容認するものとは考えられず、基地の自由使用については、ゲイストさん罪重終了後は現在に比べれば多少とも受入れ易くなるかも知れないが、不安的な問題は残って居り平時において古くのために基地の自由使用が必要なのかを国民が納得するのかは却って困難に思うかもしれないと答えた。

当方より米国としては核持込みと自由使用のいずれを重視するのかとたずねたのに対し先方は直接答えず次のようにのべた。

(イ) 核持込みにしろ基地の自由使用にしろ、これが否定されれば米国の抑止力を減退することになる。

(ロ) 沖縄の地理的位置に、かんがみ式音しうる基

秘密指定解除
大臣官房総務課

地を他に求めることは困難であり、そのことは韓国に事がおきた場合を想像すれば明らかである。（韓国自体に核兵器を貯蔵することは余りに前線に近すぎるとの口振りであった）

(ハ) 三次等日本の米軍基地に核持込みが可能であれば事情は異なってくる

(ニ) ヴィエトナム戦後も米国は前進基地を沖縄に保持する意向で、たとえば目下ヴィエトナムに展開している第3海兵師団を沖縄に再展開することを考えている（この展開を行う場合の現地の反響を気にしていた）

(ホ) B52を沖縄に配置したのはプエブロ事件との関連で韓国の情勢に対処したものである。北鮮側はプエブロ号を放棄せず同事件によりたいた韓国情勢の悪化に基本的変更がないのでB52の沖縄配置も継

秘密指定解除
大臣官房総務課

続している（当方より沖縄住民はB52の配置
を（韓国情報よりもむしろ）ヴィエトナイの戦局と結合けて考えており、北爆
全面停止により、また、B52の駐留が長引いて
いることでもあり、B52撤去の要求は次第に
強まる（慣れがある）と考えられると指摘しておいた）

先方より沖縄返還が実現した場合には基地問題は消滅するかとたずねたので、当方より沖縄の基地問題は本土の基地問題と同じ性質の問題に加えて米国施政下の基地に対する不満、反対があるので、施政権が返還されても本土と同じ性質の基地問題は残ることになると説明した。

4 主の他

(1) 先方より小笠原の日本返還後の状態（島

秘密指定解除
大臣官房総務課

民復帰の状況、自衛隊派遣の有無、観光地としての将来性、経済情勢等）につき質問したので しかるべき説明しておいた。

(2) 先方より日米安保協議は極めて有益であると評価しており、これの経験にかんがみ近く豪州、ニュージーランドとも同様の協議を三国間で事務次官より下のレベルで行なうことになっていると述べた。

(3) 先方はミクリン新政権下では国家安全保障会議の活用、また国防総省内における軍人の発言権強化のための機構改革が行なわれるという観測をもらすとともに ~~ものとの前提にたち~~、シビリヤンについては次官補代理以上の幹部に大巾入れ替えが予想されるのに対し、制服組には特別の人事異動は考えられないと述べていた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

1次官手
2 直接事件官

アメリカ局長 コピーを所管にやってよろしきや？（千書）

極秘

参事官 北米課長

極秘

米保長 政第8839号

2ピー要 12/3 [illegible]

昭和43年11月26日

外務大臣殿

在米 下田大使

ハルパリン国防次官補代理との意見交換（報告）

11月22日 当地出張中の大河原参事官は国防省ハルパリン次官補代理と沖縄問題等につき意見交換を行ったところ、先方発言中興味ある部分を下記のとおり御報告する（浅尾書記官同席）。なお、本人より下記発言を引用せざるよう要望があったので申記し添える。

要処理
事務官
方
調査
業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

43.11.29

GA-4

10155 外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

1. 沖縄問題

(1) 沖縄問題解決の鍵は日本側が沖縄返還の必要性をいかに効果的に新大統領に対し説得し得るかにかかっている。その際、沖縄返還は日米友好関係を長期にわたって維持するため、かつ、日本国内の政治事情にかんがみ不可欠である旨を力説すべきであると考える。

日本側から沖縄米軍基地のあり方についてはふれない方が得策であり、殊に、同基地の重要性をminimizeするような説明はさけた方がよいと思う。

(2) 沖縄基地の自由使用をめぐる論議はphony issueである。なぜならば、同基地を戦斗作戦行動のために使用する場合は日本の同意を得た際か、しからざれば事態が

秘密指定解除
大臣官房総務課

極めて急迫し緊急を去を得ず日本の同意を求める暇なく同基地を使用せざるを得ない場合の何れかに限られるからである。

核の問題をどう考えるかは難しいところであり、国防省内の軍人は核、基地の自由使用等に軍事的に不可欠であると主張している。

(3) 議員中沖縄問題に関心を有しているのはステニス(二人)等上下両院軍事委員会の委員である。また、在郷軍人は議会に強い影響をもっているところ、在郷軍人は沖縄において多くの米軍将兵が戦争中血を流したことから国民にはEMOTIONALなものを抱いている。彼らは、米軍が日本本土から追いだされる場合を想定すれば、沖縄をおくまでも死守すべきものと考えている。安保条約が廃棄された場合には沖縄の米軍基地も基地としての機能を果せなくなると説明してみても彼らには容易に理解されない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(4) バーク元作戦部長は在郷軍人の考え方を代表するものであり、議会に対するその影響力も強かった。沖縄問題討議の京都会議に彼も出席すると聞いているので、その際沖縄をめぐる諸問題につき同氏の認識を深めさせることは意義深いと考える。

キャラウェー元高等弁務官は余りにエクセントリック(エクストリームであり)であり過ぎる。

(5) 国防省において沖縄問題の長期政策を担当しているのは国際安全保障局(ISA)と統幕第3部(J-5)とである。ISAにおいては自分とステッドマン次官補代理(East Asia & Pacific 担当)とが担当している。

エナ陸軍次官補代理のところは本土との一体化、国政参加問題等の短期的問題の処

秘密指定解除
大臣官房総務課

理に限られている。

なお、アンガー高等弁務官は国防省に戻って沖縄問題と関係ない部局に移る予定であり~~るので~~、却って自由な発言が出来る立場にたつので日本側として同氏と今後とも充分接触を続けられたら良いと思う。

2. 日米安保協議

同協議は国防省の軍人に対し直接日本の外務省の考え方を聞く機会を与える意味で非常に効果がある。国務省や自分達の如き国防省のシビリアンが間接的に日本政府の当面している国内政治問題等をこれらの軍人に伝えるよりも、安保協議を通じて直接日本側より彼等に説く方がはるか

秘密指定解除
大臣官房総務課

に効果がある。このことは制服組に限らず、ウオンキー次官補にとっても言えることである。

同次官補の場合は効果はそれだけにとどまらず、同次官補よりクリフオード長官に対する報告を通じて長官にも日本側の主張が現実味をおびてとどくこととなる。

3. 在日米軍基地整理

ジョンソン大使より東郷局長に申入れずみのとおり、米側は在日米軍基地整理案を作成した。本案は去る9月の家宅協議の際日本側に出された提案を受けたものであり、国防省も同意済みであり、先ず安保協議委員会で取り上げ（publicityを与えるため）、ついで具体的検討を合同委員会で行なう段取りを考えている。

4. 米ソミサイル交渉およびNPT上院承認

米ソミサイル交渉については我々事務当局も

秘密指定解除
大臣官房総務課

原則的には
より速やかな開始に同意しているので、新大統領の決定を待つだけである。

NPTの上院承認については今年中に特別会期を招集して承認されることは考えられず、また、ニクソン次期大統領の手によって議会の承認を求める方が国内政治上望ましい。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
6部の内
6号

沖縄返還問題の進め方について

昭和四三、一二、一
アメリカ局長

一、沖縄返還問題は、客年十一月の日米会談において両政府間の話合いの対象とされることとなつた次第であるが、本件経緯次のとおり。

1、客年七月十五日の外務大臣・米大使会談において、大臣より、沖縄の戦略的役割り及び安保条約、地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題につき日米間において検討方提案し、九月大臣訪米の際国務長官に対し、沖縄問題についての従来のいわば極東情勢の変化待ちということから一歩を進め、返還を可能ならしめるような基地の地位を探求するとの見地より、前記二点を検討すべき旨を説き、降つて十一月の日米会談において、「沖縄の地位につい

秘密指定解除
大臣官房総務課

て共同かつ継続的な検討を行なうことに合意した。

2　前記七月の外務大臣・米大使会談の前後において、基地の地位に関し事務的に種々米側と話合つたが、米側は、問題は沖縄の基地がその軍事的役割りを果すため「最少限」いかなる程度の自由を与えられるべきかということではなく、日本自身において日本の安全、極東の平和と安全のため、沖縄の基地がいかなる姿であることが日米双方にとり最大限の利益であるかについての判断があるべきであり、究極的には米国はこの判断に適応して行かなければならない立場にあるとし、基地の具体的条件の問題にまで立入りえずに終つている。

3　九月の外務大臣訪米の際、基地の地位の問題を大臣が提起した

秘密指定解除
大臣官房総務課

の に対し、米側は、(ｲ)米国は防衛の責任を引受ける以上はこれを遂行する手段を与えられなければならない（国務長官）、(ﾛ)問題は極東の安全のための行動の自由と核の持込みであるが（米大使）、(ﾊ)防衛のため核が必要であるという点は問題なく（国防長官）、核を必要の場合持込みうるということ（核基地のオプション）が必要である（国務長官）、(ﾆ)日本にきわめて困難な事情のあることは承知しているが、これらの点について政治的負担を引受けるか、あるいは現状を継続するか、の日本の選択の問題である（国務長官、国防長官）、等の見解を示した。

4　以上の経緯より明らかなるごとく、米側は、戦闘作戦行動及び核持込みに関し、わが方がなんらかの考え方を示さない限り、一歩

秘密指定解除
大臣官房総務課

続的検討」を実質的に進める手掛りがないという立場をとっており、これらの点についてわが方が「白紙」の立場をとり続ける限り、たとえば在沖縄基地の現状とか、その整理とかの問題をとり上げようとしても、容易に応ずることは期待し難い。

ニ　かくして施政権返還を目標としての「継続的検討」は、「将来実質的進展をみていないが、特に次の事情を考慮すれば、その具体的促進を図る時期になっていると考えられる。

イ　日米共同声明において、「両三年内に返還時期の目途をつける」という総理の強い意図が記録されていること。

ロ　在沖縄基地運営上の問題は逐次困難の度を加えて行くと予想され、日米両政府は施政権返還問題に本格的に対処せざるをえない

4

秘密指定解除
大臣官房総務課

状況にをつて行くと考えられること。

3　安保条約のいわゆる一九七〇年問題との関連において、国内において沖縄問題についてより具体的な政府の方針の表示を迫られるであろうこと。差当つては明年通常国会における施政方針演説はじめ、国会論議における態度をかためおく必要がある。

4　さらに明年夏頃日米閣僚会議を予定し、秋以降総理訪米を計画するとすれば、沖縄問題について実質的にきわめて重要な討議を行なうということでなければならぬこと。

二　沖縄返還問題は、基本問題についての政治的決断をくしては、米側との間に予備的な話合いをこれ以上試みるとしても容易に進展を期し難い。すなわち、返還問題の核心は、返還後に存続すべき基地の

秘密指定解除
大臣官房総務課

にあるが、これに加え、返還後の沖縄自体の防衛に関してわが方として所要の措置をとり、また基地問題に対処するため治安その他広い範囲で十分の用意がなければならない。沖縄問題は結局わが国の防衛姿勢の問題にもなるが、「基地の地位」については、(1)有事に際しての核のオプション、並びに(2)戦闘作戦行動のための自由使用について、わが方の基本的態度を固める必要がある。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

再臣 [illegible]

総理との打合　43.12.7 米局長

12月7日午前10時より2時間総理との打合を行った。出席者総理、大臣、保利官房長友、木村副長友、次官、米条西局長、北米課長。

1. 総理より日本の安全のため沖縄の基地が何故必要かが一番重要な点で、返還の結果基地が弱くなっては困るではないか、との趣旨の発言あり

2. 「日本を含む極東の安全」は「日本及び日本を含む極東の安全」と表現する等「沖縄の基地は朝鮮、台湾等のために日本の領土を使はせる」と云うことでなく、「日本の安全のために必要」と云う考方の徹底が必要なりと

秘密指定解除
大臣官房総務課

の指摘あり。

3. 次いで「愛知大臣説明会の件」別添2「沖縄の基地の地位について」を朗読。

第一項に付 総理より「その通り」と強いコメントあり。第二項以下については特定問題についてはコメントはなかったが、全体として反対なく、次いで資料1を朗読。「俺が読むから」いうことで資料を預かられた。

4. 対米交渉については、大臣より米大使と懇談に着手すること、ジンソン米大使2月一時帰国前充分張すこと、できればニクソン大統領就任前人を派遣する(「岸がよいと思う」与付言)可能性を検討すること、

秘密指定解除
大臣官房総務課

来年外務大臣訪米 右等に拘りなく日米関係全体を是非やること、その

当分務省においても具体的に米側と話合って実体を固めることに努めること。

先づ返還時期の目途をつけ、最終的の形は逐次やって行けばよからう。等の要望あり

最後の点については ~~[illegible]~~ 基地の地位につき凡その合意なしば時期のみ先に決める

ことは無理ありと見られる旨 ~~[illegible]~~ 米局長より指摘し、総理も首肯された。

5. なお総理より前記1.2についてのPRの必要（「一人だけ言ってあとから話もついてまなかったら駄目だから」）、官房長官より返還自体をそっちのけにして基地問題にして之

秘密指定解除
大臣官房総務課

を本土の反安保勢力が利用している状況は実にまづい、との趣旨の発言あり。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

総番号（IA）52323　主管
68年12月23日23時55分　ワシントン　発
68年12月24日15時14分　本省　着　米局長

外務大臣殿　下田　大使　臨時代理大使　総領事　代理

ラスク長官との会談（報告）

第3695号　特秘　至急

ラスク国務長官に対し、本使一時帰国前に会見方申込中であつたが、本23日漁業取極の署名後に引き続き会談することとなり、約40分間会談したところ、要領次のとおり。

1. 本使より、過般日米新原子力協定署名の際も、国務長官がこの種協定に署名されるのは初めてのことであるとのことであつたが、今回また漁業交換公文を長官自ら署名し、本使との交換に当られたのは、貴長官の日本に対するなみなみならぬ配慮に出ずるものと解しおり、この御好意に感謝するとともに、この際貴長官御在任中日本に対し、また本使個人に対し与えられた御協力と支援に対しふかく感謝する次第なる旨のべたところ、ラ長官は自分は既に20年来対日交渉のしように当つて来ており、日本との間の意義あるし事にたずさわることのできたのは、自分の常によろこびとするところであつたと述かいした。

2. 本使より、今夏バンデイ次官補との間に、オキナワ問題は別として、日米間の諸けん案は米国の政権交替前に出

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

一般秘

電信写

来る限り解決ずみとしておくよう。おたがいに努力しようではないかと語り合つたことであるが。現在（イ）日本側にとつて重要な民間航空（パシフイツク。ケース）の問題。及び（ロ）米側にとつて重要な日本の残存輸入制限削減の問題を除き。重要けん案は概ね解決ずみと認め得る段階に達したことをよろこぶ旨のべたところ。ラ長官も同感の意を表した。（残存輸入制限問題については別電第３６９７号。パシフイツク。ケースについては別電第３６９６号のとおり会談した）

３。本使より。日米経済合同委員会は。本年は大統領選挙の年でもあり。延期されたが。過日アイチ大臣よりジョンソン大使への申入れのとおり。来年は日本で開催する番になつており。日本政府としては本会議の重要性にかんがみ。新政権発足後も本会議が継続されることが極めて望ましいと考えておるので。これが実現方貴長官の側面的御協力をわずらわしたい旨のべたところ。ラ長官は。後任ロジャース氏とは連絡のため定期的に会談することとなつているので。次回会談の際。お申し出での次第をよく伝えておくこととしようとのべた。

４。本使より。日米間に存する最重要案件はいうまでもなくオキナワ問題であり。本使の一時帰国もこの問題の打合せを主目的とするものであるが。この際貴長官の御意見な

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

ハレアドバイスをうかがえればこうじんてあると前提して

（ノ）明年はサトウ総理が再びこの問題につき、自ら米政府首のうと交渉するため訪米することになると思うが、前回総理訪米の際の日米共同コミュニケどおりＷＩＴＨＩＮ Ａ ＦＥＷ ＹＥＡＲＳにオキナワへんかんの時期的目どが明年あきということになるべく、本使の個人的見解によれば、総理訪米を明年秋と予測すれば、明年夏ごろにはアイチ大臣と新国務長官との会談が行はれる必要があり、さらにその前提として、新政権発足後なるべく速かに通常の外交ルートによる下交渉を始める必要があると考えるところ、このような進め方につき何か貴長官のＲＥＭＡＲＫＳをうかがいうればさいわいとする旨のべたところ、

（2）ラ長官は、貴使の話されたスケジュールはリーズナブルなものと思うが、具体的には新政権発足後お打合せ願いたい、自分としてはオキナワ問題全般に関しぜひこの際一言そつ直に言はしてもらいたいことがある、自分はかねてから感じ、現在もそう思つていることであるが、どうもオキナワ問題についての日本側の考え方にはむじゆんした両面があるような気がする、すなわち（イ）日本政府のみならず日本国民の大部分は自国の安全を保つために米国の保護の必要性を認め、かつその保護を確保するため安保条

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

約を継続することを望んでいると了解している。日本を軍事的に保護するためには。米国の抑止力がフルに働らきうることが絶対必要の前提条件であり。日本侵略を企てるものは必ず米国の強力な反撃にあうべきことを。一点の疑いもないよう明りように侵略者に理解せしめおくことが必要である。そのためには米国の抑止力の働らく基ばんが。日本を含む極東の地域内WITHIN THE REGIONに現存し。しかもそれが抑止力として十分強力なものであることが必要である。お断りして置きたいが。米国政府及び国民は何も好きこのんで日本の軍事的保護をかつて出ているものでもなければ。いわんや日本側が好まないのに。これを押し付けようとするものでもない。事実日本に対する軍事的保護は。米国の納税者やせい年に対し常時相当な負担を課するものであるのみならず。イザというとき日本に対する約束を守るためには何百万という米国市民の生命が核攻撃により失はれる危険をもかくごしての上のことである。（ロ）然るにこの点が日本側により十分理解されていないように感じられることは誠に一残念である。ベトナム戦における作戦上の必要により。または台ふう避難等の必要により。例えばB52がオキナワに赴けば。オキナワ住民のみならず。本土に住む日本人までが強くこれに反

－4－

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

一極秘

対する情況である。これは前記の必要性を全く理解しないか。あるいはその必要性は理解するが。そのための手段の提供を拒否するものであつて。このような日本側のすがたは率直にいつてはなはだむじゆんしたものとしか米国民のめにはうつらない。従つてオキナワ問題の満足な解決をもたらすためには。先ず米側のめにうつる日本の し勢をもう少しスツキリした筋の通つたものとされることが極めてかん要であると思う旨のべた。

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

（3）よつて本使より極めて率直なリマークを多とするものであり、貴長官の述べられたところは予ね予ね自分もつう感していたところで、今回帰国の際貴長官の意のあるところ重ねて政府に伝達することとしたいところ。お話しの点は正にオキナワ問題の核心である基地のステータスの問題に触れるものである。この問題は客観的国際情勢や兵器の進歩等種々の要素を考慮に入れ決すべき問題であるが、現在日本政府の考え方は決定しおらず、明年日米間につ込んだ話合が行なわれ、双方を満足せしめうる何らかのフオーミユラが見出されることを希望している次第である。本使も率直に言はしていただきたいが、私見によれば、基地のＳＴＡＴＵＳと施政権のへんかんとは別個の問題であり、この際最も必要なことは施政権へんかんの時期をなるべく速かに決定することであると思う。米側には施政権をへんかんした場合に、オキナワの基地の利用に障がいを及ぼすことにならないか、を危ぐする向きがあるが、本使のみるところによれば、現状をこのまま続ける場合にはかえつてこの危険が増大する。現状が続く場合にはオキナワ及び日本本土の左よく反米主義者、一部の過激な労組員、学生等をして、ますます基地反対運動に走らせる危険があると認められ、これらの運動が一般国民の支持を得るようになる前に、施政権返かんを実現することがかん要である。日本政府は在京米大使館の安全を有効に保護し、米大使館を

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

して安んじてその職務に従事することを可能ならしめているところ。オキナワにおいても施政権を日本側に移譲し、日本政府をして自己の責任において基地を保護し、以て米軍をして安んじて基地を使用し、その使命を達成せしめることとする方が、はるかにけん明な策と考えられる。オキナワに対する施政権はサンフランシスコ条約により合法的に米国に与えられたものであり、この点北方領土の場合と異るが、当該施政権の行使が合法的なものであると否とを問はず、100万に近い日本国民が20数年の長きにわたり外国の施政権下に残されていることが一切の問題の根げんをなすものであり、かれ等の日本復帰の自然な願望には何人もてい抗することは不可能であつて、この願望に速かにMEETすることがオキナワ問題の根本的解決を図るための前提条件と確信する旨強調した。

（4）ラ長官は、オキナワ人のそ国復帰の希望がGENUINEなものであることはよく理解しているが、しかし同時に日本には帰りたいと思うものの、日本に帰つた場合の経済的地歩に対する不安等の理由により、速かな返かんを希望しないものもあるやにそく聞しているが、その間の実情についてはどう思うかとたずねたので、本使より、経済的利益の点で復帰後のことを心配する向きもあることは事実であろうが、現在ではその収入の道を全部米軍にあおいでいる基地関係労務者にいたるまで、ことごとく速かなそ

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

国復帰を望んでいる。結局この問題は施政権返かんのタイミングの問題に帰着し、この点についても日本政府としては、未だ2年後とするか、3年後あるいは5年後とするか、具体的な期間についての考えを決めていないものと思うが、前述のようなオキナワ本土及び内地の情勢にかんがみ原則として返かんの時期は早ければ早いほど良いものと考えており、また昨年の日米共同コミュニケの線にそつて、早期返かんが実現する場合も、社会的、経済的なヒツチを来さざるよう、すでに内りゆう一体化の諸措置が進められている実情を詳細に説明しておいた。

（5）最後に本使より、オキナワ問題の重要性及びその早期解決の必要性についても、貴長官よりロジヤース次期長官にとくと御説明おき願いたい旨のべ、ラ長官もこれをかいだくした。

(J)

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

12.27 大臣打合資料

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
まで
内の部
号
10
5

一二、二七 大臣打合資料

四三・十二・二四 条条

以下は、沖縄における米軍基地の取扱いに関し、観念上考えられる類型的な場合の条約上の処理振り案を一応掲げてみたものであるが、それぞれの場合のヴァリエーション及び数個のコンビネーションがありうることもちろんである。

もつとも、(イ)いわゆる「核付き」の場合に、軍事的観点から「核付き」なる事実及び具体的にいかなる内容の「核付き」であるかを文書で公示しうるものであるか疑問であるので、(事前協議制から包括的にはずす場合は別として)はたして条文化に馴染むものであるかの疑問があり(技術的に核装備艦艇の寄港承認をいかに処理するかの問題もある。)、他方(ロ)本土なみ又は少なくとも返還時には

秘密指定解除
大臣官房総務課

「核なし」で出発する案の場合に、核の不存在（撤去されたこと）をいかにして国民に説明しうるかの問題がある。

一　事前協議三事項（配置の重要な変更、装備の重要な変更、戦闘作戦行動）すべての適用除外

1　三事項につき、返還前どおりとする方式

返還にあたりしかるべき文書（交換公文等）により次の趣旨を合意＝国会承認の対象

「安保条約第六条の実施に関する交換公文（事前協議交換公文）は、沖縄については適用しない。」

2　三事項につき当分の間暫定的に返還前どおりとする方式

返還にあたりしかるべき文書（交換公文等）により次の趣旨

秘密指定解除
大臣官房総務課

を合意－国会承認の対象

「安保条約第六条の実施に関する交換公文は、日米両政府が合意する時期まで沖縄については適用しない。」

別途行政府限りの文書（合意議事録等）により次の趣旨を合意する。

「日米各政府は、同交換公文の適用の可能性を絶えず検討するものとし、返還の日から遅くとも×年たったときは、両政府は、前記の時期を合意する目的で協議する。」

（注）　この方式のヴァリエーションとして、事前協議条項の全面適用でなく修正適用を暫定期間経過後に行なう方式が考えられるが、その場合には、改めて国会の承認を必要とすることとなる。

秘密指定解除
大臣官房総務課

二　事前協議中「重要な装備の変更」の適用除外

1　核付き（返還時に存置されるもののみならず、その後の新規導入も含む。）方式

返還にあたりしかるべき文書（交換公文等）により次の趣旨を合意＝国会承認の対象

「安保条約第六条の実施に関する交換公文は、沖縄については、「合衆国軍隊の装備における重要な変更」に該当する行動に関する限り、適用しない。」

（注）1　これを暫定的なものとする方式もありうる。＝前記一の2案参照

2　核の持込みのみならず、その戦闘作戦行動としての使用（施設・区域からの発射等）をも自由にする

秘密指定解除
大臣官房総務課

場合には、「職関作職行動の基地としての施設・区域の使用」からも適用除外する必要がある。

2 核に関する現状維持方式（返還時に存置されるもののみ）

本方式は、実際上、存置核兵器を特記、公表することに米側が同意せざる限り採用不能であり、米側がこれに応ずるとは考えられないが、一応の考え方として挙げれば、

(1) これら列記の核兵器について、事前協議の交換公文の不適用を合意し、国会承認の対象とするのが、自然な処理振りであるが

(ロ) 事前協議交換公文は適用されることとした上で、現存核兵器の存置については、返還と同時に事前協議を行ない、その

秘密指定解除
大臣官房総務課

存置に同意するたてまえとし、右協議における核兵器（相当程度に具体性をもつた記述が必要）の存置に対する同意をあらかじめしかるべき文書に記載し（場合によりイニシャル）、これを国会に提出する方法も理論的に考えられないこととはない。（右文書は、理論的には参考文書として提出すれば可なるも、政治的意義から承認対象とすべきや否や検討の要あり）

3　有事核オプション案

返還にあたりしかるべき文書（交換公文等）により次の趣旨を合意―国会承認の対象

「(i)　米国政府は、日本国の安全若しくは極東における国際の平和及び安全に対する急迫した脅威が生じたとき（注―四

秘密指定解除
大臣官房総務課

条後段協議の事態に該当）又は日本国の安全若しくは極東における国際の平和及び安全が外部からの大規模かつ突発的な武力攻撃により危くされたとき（緊急事態）は、条約第六条実施に関する交換公文の規定にかかわらず、日本国政府に対する通報の後、核弾頭（及び中・長距離ミサイル）を沖縄に導入することができる。

(b) (a)に定めるような事態に備えるため、前記の交換公文の規定にかかわらず、合衆国軍隊は、沖縄に（返還時に）現存する核兵器貯蔵用施設（及び中・長距離ミサイル用基地）を施設・区域として維持することが認められる。

(c) 合衆国政府は、(a)に基づき導入された核弾頭（及び中・

秘密指定解除
大臣官房総務課

長距離ミサイル）を、その導入を必要とした脅威又は事態が消滅したときは、直ちに沖縄から撤去しなければならない。」

（注）1　中・長距離ミサイルにつきかかる特例を設けるか否かは、オプションを軍備管理に限るか否かの問題で検討を要する。

2　(i)及び(ii)の事態の判定は、米国政府にまかすほかないかと考えられる。

3　返還時における核の撤去の確認の問題のほか、(ii)における日本政府への通報などの程度に行なうべきか、(ii)における存置施設の確認の問題、(ii)における撤去の事実の確認の問題がある。

秘密指定解除
大臣官房総務課

三　事前協議中職闘作戦行動の適用除外

1　職闘作戦行動自由使用案

返還にあたりしかるべき文書（交換公文等）により次の趣旨を合意し国会承認の対象

「安保条約第六条の実施に関する交換公文は、沖縄については、沖縄から行なわれる職闘作戦行動（同条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための恒久施設・区域の使用に関する限り、適用しない。」

（注）1　これを暫定的なものとする方式もありうる（前記一の2案参照）

2　また、職闘作戦行動をさらに限定して、これを事前協議からはずす方式も考えられる。

秘密指定解除
大臣官房総務課

~~3~~ 2 戦闘作戦行動から適用除外する場合には、実際上「装備の重要な変更」からも除外する必要（兵力増強の要）が生じうる。

2 特定有事の戦闘作戦行動自由使用案

戦闘作戦行動は、あらゆる場合に「有事」の際に行なわれることとなるわけであるが、そのうちたとえば韓国、台湾に対する侵略等特定有事の場合に限つて前記1の適用除外を規定する方式も考えられる。（ただし、韓国については、国連軍活動との関係で慎重処理を要する。）

秘密指定解除
大臣官房総務課

四　「本土なみ」

1　三事項につき一応「本土なみ」とした上で、事前協議に関する政府の一般的態度を通報しおく案

本案による場合、米側を納得させるためには、非核三原則はある事態においては修正することがある旨をなんらかの形で宣明する必要があるであろう。

返還にあたり日本政府よりの書簡により次の趣旨を一方的に米政府に通報する（米側の諒解等意向表明を妨げない。また、右のやりとりを合意議事録等に収録する方法もありうる。）

「返還後の沖縄に対しては、もちろん、安保条約第六条の実施に関する交換公文が適用されることとなり、したがつて、米

秘密指定解除
大臣官房総務課

国が同交換公文に基づく事前協議の主題となるべき行動を沖縄において執ろうとするときは、日本国政府は、当該事前協議の際に具体的事例に照らして提案される行動に同意するかどうかを表明することとなるが、沖縄にある施設・区域の合衆国軍隊による使用が沖縄を含む日本国全体の安全のため並びに極東における国際の平和及び安全の維持のため果たす役割にかんがみ、また、一般的にこのようにして維持される極東における国際の平和及び安全が日本の安全のためきわめて重大な関係をもつことを考慮し、日本国政府は、前記の具体的な事前協議の際には、提案される米国の行動に対して同情的態度をもつて対処する意向であることを通報する。」

秘密指定解除
大臣官房総務課



（注）1　本案は、「返還前までに「装備の重要な変更」に該当するもの（核弾頭、中・長距離ミサイル、その基地）を撤去しおくことを前提とする。したがって、右撤去の事実の確認の問題がある。

2　本案は、「事前協議の特例を設けた（したがって、法律上国会承認の対象となる）程度に至らないで、なおかつ沖縄については本土なみと全く同一でないようなものが考えられないかとの観点から試みに起案してみたものであって、この点で日本側の一般的姿勢を示す場合の表現として「同情的態度をもつて」等）のごときものではたして適当であるか否か慎重検討を要する。いずれにせよ、この部分を「米側の行動提案を好意的に考慮する」のごとき表現とする場合には（一方的意向の表明であつても）事前協議の特例を包括的に設けたものと解され、国会承認の対象とすべきものではないかと考えられる。

秘密指定解除
大臣官房総務課

3　右2の結果「同情的態度」その他事前協議の特例を設けたと解されない範囲にとどまる表現が見出だされる場合は、法律上は国会承認の対象とする必要はないわけであるが、実際上は事前協議の際にいわゆる非核三原則を修正することがありうるとの一般的姿勢を示すこととなるので、政治的には国会承認の対象とすべしとの考え方が十分成り立ちうる。

4　本案を核、戦闘作戦行動にしぼつて処理する方式も考えられる。

2　三事項「本土なみ」方式

返還にあたり事前協議交換公文の適用につきなんらの措置も執らない（交換公文をそのまま適用）。

（注）　核の不存在の確認の問題あり。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
10部の内
4号

共同声明案

昭和四三、一二、二六

総理大臣と大統領は、日米両国の相互信頼関係の枠内で、沖縄の施政権返還問題の解決をはかるため、沖縄の地位について検討した。その結果、総理大臣と大統領は、日米両国共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還する取極において満しうることに意見が一致した。よつて、両者は沖縄の日本への復帰を日本及び日本を含む極東の安全を最も有効に確保しつつ、一九七二年末までに達成するための具体的な取決めに関し、両国政府が協議に入ることに合意した。この協議は、沖縄の防衛の責任の多くを引受けるという総理大臣が表明した日本政府の意図を考慮に入れるであろう。総理大臣と大統領は、日本及び日本を含む極東の安全保障を最も有効に

秘密指定解除
大臣官房総務課

確保する必要を考慮しつつ、米国が沖縄において両国共通の安全保障上必要な軍事施設及び区域を日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく施設区域として供与されることに意見が一致した。総理大臣と大統領は、沖縄の返還が友好的な話合いにより行なわれることは、日米両国の強い友好関係の証左であることに意見が一致した。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

大臣 次官 [illegible] 事務官 [illegible] 米局 [illegible]

12月28日 大臣米大使会談の件

43.12.28 米局長

12月28日 午前8時半より 午前45分まで 大臣米大使会談、要旨次のとおり。同席 米局長 ウィケル通訳

大臣 — 明年秋 婦人官帯の際には是非沖縄 [illegible] 特勤を決めたし、沖縄の軍事的価値

は二つ認識しており、秘密連絡として[illegible]

たところでは本土並みの声が強く、この間の方

途[illegible]に長原している、半断でも[illegible]の方式を

研究していると承知するが、それも承りつつ

我方の方も進めて行き度い。

大使 — 個人ベースでお話し致し、

[illegible]に三本[illegible]大臣にも[illegible]質問したが

秘密指定解除
大臣官房総務課

来秋「時期」を決めようと云う程度は何か、
条件を決めずしてどうして時期がきめられ

るか。条件がきまればあとは具体的手続の
みで時期などきめるまでもないと思う。

dateが決まれば時期としては条件を決
めると云うmotiveがなくなってしまうのでは

ないか。date決定についての過程のお考が
どうも分らない。

大臣— 同じく個人ベースでお話し致し、
基地の重要性はよく認識している。条件

が決まれば~~時~~dateも決まる訳であるが
例へば「現状通り」ということであれば

主ちに返還と解して差支ないか。

大使— 返還のprocessをeaseにaccreditす

秘密指定解除
大臣官房総務課

べし。一つは返還と云うことが米子内に如何なる political repercussion を齎すかと云うことであり、もう一つは若干の条件であるが現状通りなら後者の問題は解消し、若し別の条件なら新な political problem になる

大臣— 沖縄は返還後も安全でなければならぬ。今迄は米軍の自由使用で安全が確保された。返還後は自衛隊が家族の制約後で沖縄防衛に参加することにより米国の負担は軽減すべく、又日本の sentiment ~~[illegible]~~ 族を常時置かなくてもすむのも考慮しではないか。これ等の点は今迄暗中模索であるが joint study を必要とすべし。

大使— 今朝は条件のお話もしないが、その

秘密指定解除
大臣官房総務課

前にdateの件に戻り度し、総理の考方はdateを決めてから条件を決める、ということか、或はdateを決める時に条件も決めるということか。

又dateを決めれば半周にとって返還が容易になるべしとえうことか、或はdateを決めればその後日本国内の態度が変って現在では受けられぬような条件が受流し得るようになる、とえうことか。

大臣―現在のままでは沖縄県民が半年の活動を支持することに対する阻害要因が強まる~~ということである~~べし。

(大臣図示)

→ 69/11 → × date →

◎

秘密指定解除
大臣官房総務課

◎において◎—Xの間に検討すべき基本問題を列挙してXの回答を伺う。◎—Xの間に正式説得を行う。その間絶過事もあり得べく、「本土並み」「核抜き」等の興論の啓蒙に努めX以後あるべき姿に落つける、と云う。荷水の陣の構である。

その通告で~~[illegible]~~◎にまとめるべき文書の案も略は考へているが、以上は~~[illegible]~~

~~[illegible]~~そのまゝ、説明の考と云うことではない。◎—Xの間に日常的で詰さなければならぬことを◎までの間にも詰していかなければならない。

説明の心境は、~~[illegible]~~興論に組み、なるべく「本土並み」に近い形でX

秘密指定解除
大臣官房総務課

以降の構想を立てたい、ということを推測する。例へば核も常時あると云うことでない方が望ましく、大衆的感覚から現状よりは自由使用に制限が附されたと云う形が望ましいという感覚である。

土使 — 条件に関する discussion を◎までにやって◎の時に合意するのか、或はそれを◎以後にやるのか。

大臣 — 出来れば◎までに基本的合意に達するよう◎までにやり度い。然し◎以後も続けられるのは当然である。

土使 — 若し◎までに条件に付合意が出来たと假定した場合、それでも将来の

秘密指定解除
大臣官房総務課

dateを考へるのか、或は力望系のように
直ちに協定作成と云うことか。

大臣— ◎で全部決まれば最も望ましい。
今日の想像では 過程が◎の時点で
相当詳細に至り、半例り満足し得る合
意に達し得るや 疑問なしとせず。今後
の努力にしよるが、過程として 内容上どの
辺まで国内説得が可能かの仕人つの
問題であり、過程遅滞もあり得るとすれば
Xに適当な処置に導き得るため 極重
な考慮を要する。

大使— 考方としては ◎のcommuniqueで
X dateの通過を合意し、X dateまで 条件
をdiscussする、ということか。X dateの通過の

秘密指定解除
大臣官房総務課

旧約の下に条件をdiscussする、ということが

大臣ー 個人的には前者である。

大使ー 前者ならば、大統領は議会等に対し、条件の了解なしに返還をcommitしたと

云うことになり困難である。又大臣及び

仏の期待に反し ◎以後 less favorable に

なることもあり得る次第であるが、その場

合~~の学ぶの立場~~は、米国の立場は◎よ

りもXにおいてより悪くなる。~~前者の~~

~~方式は大統領も採り得ないであろうし~~

~~仏も進言致し兼ねる~~

大臣ー それもよく分る。その辺をどうするか

ということで◎までに双方の国内強行の

秘密指定解除
大臣官房総務課

限定を撮れなければならない。そこまで入ると更に考えねばならぬことが多々あり、苦慮する所以である。

大原 — date setting の方式は、いわゆる安保の1970年問題から沖縄問題を remove する効果ありや。

大原 — 安保聖持が基本的条理である。之を立まる丈抵抗のすくない形でやり度く、その中で沖縄処理り目指に進めたい。「本土並みよりが総論の具点になっていることは、或は楽観的見方かりといれぬが、即ち安保条理であるが、沖縄では安保反対の返還運動が行われている。X date の考方は

秘密指定解除
大臣官房総務課

安保し気のて日本国際をよしするとえろ基本的な考方である。

大使— それは理論である。然し条件なしの date とえろ考方は大使館も採り得ないであらうし、自分も造言し兼ねる。故に⑥まで条件につき全力を盡して discuss し新く、⑨までに firm agreement に行けるよう努力したい。そうざれば大使館としても後者の方式しか採り得ないであらう。若し条件が決まれば date 次々までもなく agreement まで行き得べし。

条件についてであるが、自衛使用に関し、日本では核を重視されるが、~~[illegible]~~ 伴に も重要である。

~~[illegible]~~

訂正

秘密指定解除
大臣官房総務課

~~[illegible]である~~ 又「本土並み」であると、日本は米国の分動に対政治的責任をとらねばならぬ立場に追込まれるが、自然使用ならば米国のやっていることと云うことで責任をとらないで済む。要は日本側から如何なる政治的責任を引受け得るかを示に置くことが必要である。

又条件に対了解に達し得た場合の米国に対する selling point は日本が沖縄の防衛に対責任を引受けて行くと云うことであり、例へば海軍などに対共体的に何を行うかと云うことを示すことが望ましく、之は日本の政治上意味上、可能では

秘密指定解除
大臣官房総務課

イキル → ~~ないかと思う~~

核兵器についての問題は、how to avoid wrong signals to Peking and Pyongyang が一番重要な点である。

自分は昨夜急遽一時帰国の訓令に接し、昨日ワシントンに立変するが大臣の御都合次第で今昨日いつでも参上致し度く。

大臣一 貿易制限で御返事の用もあり午後ないし昨日でも是非もう一度御会することを致し度く。

秘密指定解除
大臣官房総務課

外部に一切発表せず

極秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 52815　主管
68年12月28日00時58分　ワシントン　発
68年12月28日15時24分　本省　着　米北

外務大臣殿　下田(大使)　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ問題（パンディ次官補との会談）

第3735号　極秘　至急

27日パンディ次官補を往訪の際、本使より米政権の替り目においてオキナワの如き長期的問題に関する発言は差しひかえたい、とされる貴官の立場は十分了解するところであるが、本使一時帰朝の任命にかんがみ、この際双方とも政府をこう束しない建前できたんのない意見の交かんを行ないたいと前提し、大要次の通り会談を行なつた。

1、本使よりオキナワ問題に関する明年のスケジュールとして、全くの私見であるが、（イ）新政権発足後なるべく速かに通常の外交ルートによる交渉の開始、（ロ）夏ごろ外務大臣の訪米、（ハ）夏または秋日米貿易経済合同委員会が日本で開かれることとなる場合、ロジャース国務長官と日本政府首のう部との会談、及び、（ニ）10、11月ごろ総理訪米の順序が考えられるところ、このスケジュールについての具体的協議は追つて新政権との間に行なうべきものであるが、差当つて、（イ）の交渉開始時期が先ず問題となる。新政権発足後の最重要関心事は何といつても

外務省

大政事外外官
務務 房
次次
臣官官審審長
儀人会 計
(総)文電厚給
領移長 参旅移 領
[illegible]
(ア)長 参北東 中西
米長 参保中 参中 北 審南
欧長 参英 西東
近ア長 参ア 近
経長 次商国米ア 二カ 者 欧 統ラ 総国 近 一通ス
経協長 参経賠償 政技 賠経 国
(条)長 参協 条規
国長 参軍社専 政経科
(情)長 参内 道外
文長 文文 一二

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

対外的にはベトナム問題。対内的には法とちつ序確立の問題であり。他の問題はこの次とならざるを得ないと見る者があり。従ってこの二つの問題で新政権の頭がいっぱいであり。オキナワ問題については準備が出来ていない際に。日本側が早急に本問題をとり上げることは差しひかえるべきかとも思はれるが貴見如何とたずねたところ。ベンディは。（イ）自分はオキナワ問題を極めて重要視しており。次期政権に引継ぐべきリポートの中でも本問題の重要性を十分に申し送る所存である。（ロ）ただし新政権発足後直ちにとり上げず。適当の間を置くとの考え方はＶＥＲＹ　ＳＯＵＮＤである。（ハ）ロジャース長官はしゅんびんな人物であるが。外交問題の専門家ではないので。やはり就任直後からすぐこの問題に取組むというわけにはいかないであろうと述べた。

2。本使よりオキナワ問題の最重要点は結局のところ。（イ）施政権返かんの時期及び（ロ）その際における基地の態様。の2点に帰着するところ。日本側としては特に（イ）を重要視するものであること言うまでもない。右時期としては。2年。3年。5年。あるいは10年といろいろ考えられるであろうが。日本側にとつては早ければ早いほどよいわけである。2年はあるいは米側にとつて余りに早過ぎるかも知れず。10年では日本側にとつて問題とならず。結局時期的のはばは3年ないし5年の間にせばまれて行

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

くこととなるべく。日本の新聞では1972年返かんがうたわれているが。私見としてはそのへんの時期が良いところではないかと考えられる旨述べたところ。ペンデイは。米側にとつては返かんの時期もさることながら。基地の態様が極めて重要な問題である旨強調し。また同席のブラウン次官補代理は。基地の態様如何が。逆に返かん時期の長短を決定するファクターとなるであろうと述べた。

3。ペンデイは基地の自由使用（FREEDOM OF USE）は単にペンタゴンだけの関心事ではなく。米議会（特に軍事委員会。外交委員会）もこの問題には極めて大なる関心をいだいていることを指摘したいと述べた。

4。本使より基地の態様について日本政府の考え方は未決定であるが。日本世論の帰すうとしては本土なみを要望する声が次第に強くなりつつあるように認められる。自由使用についての米側関心の強いことは良く承知しているが。自由使用といつても。（イ）完全自由使用（ロ）部分的自由使用（核ぬき自由使用）（ハ）ざん定的自由使用（ベトナム戦争継続中。あるいは極東における国際的緊張継続中の自由使用）。の外。建前としては自由使用を認めず。事前の承認を必要とするが。緊急事態発生の際は包括的承認を与える旨の予約。の方式も考えられ。「本土なみ」と「自由使用」の間には様々な中間的FORMULAが理論的

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

には考えられる次第である。これらのFORMULAについて新政権発足後適当な時期にふくぞうなき意見の交かんを行ない双方の満足し得る線を発見することとしたい旨述べたところ。バンディは一々うなずいてきいていたが。特に如何なるFORMULAに対するPREFERENCEも示さなかつた。

5。本使よりかかるFORMULAについての話し合いは何分数年先きの事態を想定してかからなければならないだけに必ずしも容易に意見が一致するものとは限らないが。万一話し合いが妥結に達すること不可能となつた場合においては。とりあえず施政権返かんの時期のみを決定し。基地の態様については後日改めて日米間に協議決定することとして。問題をPOSTPONEするという解決方策については如何に考えるかとたずねたところ。バンディは首をひねり。その点については何とも申上げかねる。米側としては次期政権の責任者の考えに一任する外ない問題であると述べ。ブラウン大使は基地の態様を決めないで。返かんの時期のみを決めることについては。おそらく米議会の同意を取付けること困難なるべく。米議会領しゅうの中には。軍事的かく度を重視すること決して軍人におとらざる人物がいることを御承知おきありたいと述べ。例えばとして。ラッセル上院議員の名を挙げていた。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

6。本使より。本日お話の次第は良き参考になつたとして謝意を表すると共に。本使の述べたところも。米側の考え方を知る為めことさら問題を提起した点が多々あり。もとより何ら日本政府をこう束するものではない旨重ねて念を押しておいた。

（了）

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

極秘

12月28日 大臣米大使会談（第2回）

43.12.29 米局長

12月28日 午後3時より5時まで 午前の会談に引続き 大臣米大使会談 要旨次のとおり。

同席 米局長、ウィケル。（最初の30分は 各僑問題（記録略））

大臣 ― 今朝 date をきめたいと申したが 之を[illegible]つば 共同声明を 念頭に描いて (1)

両国共通の利益は 返還実現により よりよく充し得る。(2) 最も有効に安全保障を確保しつつ

X date までに返還できるよう 両国が最終に入る とえう2点になる。重要な点は 安全保障を有効にするため 基地の態様をどうするかによって 十分を保障 とえうことで 今朝 [illegible]

秘密指定解除
大臣官房総務課

程、条件の話ができてから date をきめるとの御意見であったが、基本的な考方を明確に出しておけば date を先に出しても同じことになるのではないか。

大使 — 尚し条件の合意ができなかった場合の implicit or explicit assumption は何か。

大臣 — 意識的に言へば背水の陣である。

大使 — 条件の合意に達せざる儘 date 到来の場合は、日本は米国の条件を forced to accept されることになるのか。

大臣 — 実際には yes と云うことになる。

大使 — Can you really put you in that position?

大臣 — さればこそ自分の苦慮する所以である

秘密指定解除
大臣官房総務課

る。wordingは日本の責任をどこまでとれるかを明らかにする必要がある。

大使―日本何れの政府もそのような立場に自らを置くことはできぬと思う。

米国としては、X date到来の際、日本側との了解如何に不拘、日本政府の受諾し得る条件で返還せざるを得ないことになるような約束は為し得ない。日本側もX date到来の際米国の条件で返還実現とえう約束は出来ないと思う。

大臣―いろく話し下ら更に考へて行かねばならない。御指摘の難点は自分の難点でもある。

大使―今まで常にその難点を感じ、どうしてもそれで、よいとは考へられない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

大臣 — 自衛使用に関し、現状よりは事実の
流れで個別的にやる方が本土・沖縄の
説得に容易であると思う。

大使 — それは「本土並み」と云うことになる。

大臣 — 形式的に然り、その場合は周囲の
状況に応じ説得できる訳である。

大使 — 逆のことも考へられると思う。今朝甲
上げた点であるが、例へば朝鮮で事変宣
変の際、今までは日本政府がとらずにすんだ
責任を、その都度 positive responsibility を
とらなければならないことになる。今日まで
日本政府は左様な責任をとりたくなかつ
たのではないかと思はれる。若し日本政
府が自衛使用には「本土並み」を主張され

秘密指定解除
大臣官房総務課

るなら、日本政府が willing and able to Take responsibility であることを米国政府に説得されなければならないと思う。

日本双方に問題あり、自分にも答がない。現に朝鮮半島において米国は軍隊を置いており、日本は置いていない。假に半島で1950年程はっきりしない ambiguous な事態が発生したとする。米国は自己の軍隊を守らなければならない。その際米国が米軍を守るのに日本が veto を持つことは米国として受認できない。事前協議に関し朝鮮半島の協会の private understanding は御承知と思うが、之を沖縄に及ぼす協会、米国政府は国内説得のた

秘密指定解除
大臣官房総務課

め之を公にする必要がある。然し之を公にすることは日本側にとって支障があろうと思う。

大臣ー その辺が去つかしい所である。日本側が「現状通り」に踏切って保証するとえうことなら一変で片付くが、然らざれば返還問題は去つかしい、とえうことに一口で言へばなる訳である。

大使ー その通りである。同時に日本側が踏切ることが如何に去つかしいかも分る。日本の様な大国が war and peace の決定を外国に委ねるとえうことは去つかしいのは当り前で、自分は決して日本に critical であるのではない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

date setting の問題について、自分の範囲は、date を決めることにより問題の解決がより容易になると云うことではないのではないかということである。自分には本当に解決の筈がない。両国共 high priority で取組まなければならない。

沖縄問題はできる丈早く決着させなければならず、自分は假に特別に努力する積りである。さし邪魔立てする意味でなく、本当に解決の妙手は自分にはまだ分らない。安全保障も日本だけの問題ならより容易であるが、他の地域特に朝鮮半島が入って来ると むつかしい。前に申した通り、米国は日本本土及び沖縄よりの

秘密指定解除
大臣官房総務課

支持なくして朝鮮半島に米軍を維持し得ない。沖縄返還のためには、日本及び沖縄に米軍基地があり、それが使用し得るということを米国内で明らかにしなければならない。自分もより容易な解決を提案したいが、沖縄返還については、日本が朝鮮半島の防衛に関しては Japan stands with US であることを予め公に明らかにすることが必要である。日本がそういうことが出来るかどうかは別とし、その事実は回避し難いところと思う。

大臣ー12月23日の安保協議委員会で話した幕僚研究会同は ~~沖縄問題~~ この種の問題を進めるのにも役立つと思う。

秘密指定解除
大臣官房総務課

大使ー幕僚会同でdetailを研究するのはいいことと考へるが、こゝから基本問題の解決が生れると期待することは出来ない。

大臣ー与倫出り。

大使ー今朝 有事の際のみ核を置くという考方の話が出たが、核について何か御考ありや

大臣ー米国の考方を聴きたい所である。物理も出来れば核が現に存在~~[illegible]~~しないと云う形を考へておられるものと推測する。核対照として核が置いてあると云うことが絶対必要かどうかと云うことも分らないから、今朝 触れた訳である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

大使— 基本的な答は比較的簡単である。何か特定のものが絶対必要と云うことは言へず、理論的には核は太平洋の他地域に置き有事に持込むと云うことも可能であるが、問題はその結果遅延が生じ、抑止力として信憑性が弱まると云うことである。又危機をより悪化させたくない時に、持込むことにより余計悪化させると云う問題もある。要するに北京、平壌に対する signal の問題である。現実に使用すると云うことよりも、核使用に prepared and capable であると云うことが抑止力であると云う考方である。日本では沖縄の核即ちメースBであると云う loose and ambiguous な考方

秘密指定解除
大臣官房総務課

があるか。メースBは only one system に過ぎない。沖縄にはその他航空機を含め、dual capable の戦術的性格の多くの systems がある。ポラリスや ICBM のみでは相手方はどの途使用しないだらうと判断するであらう。核全面戦争に至らざる段階で使用可能な tactical nuclear capability があり、各段階で対処し得る能力があると云うことが抑止効果を持つのである。半国が主ちに核を使用することが立来ないと云うことになり、それが相手に判れば、それだけ抑止力が reduce される、と云う事実は回避できない。

大臣 — 今家、自衛使用の方が核より

秘密指定解除
大臣官房総務課

more fundamental であるとの御話があったと思うが如何。

大使ー申上げた通常は、核と自然使用の二つの点には、日本では核に関心が集中しており自然使用について充分深く考へられていないように見受けられるので、自然使用も核と同様むつかしい問題であらうとえうことを申上げた積りである。核と自然使用を対比し、米国から見てどちらがより重要であるとえうことは言へないと思う。

誤解をお与えしたとすれば申訳なし。

大臣ー重要なことであるので本日の如く内々の対談を続け度いが大使の留守中は如何。

秘密指定解除
大臣官房総務課

大使ー名事なし。何れにせよ再び戻って来るのでその際お打合し方し。本日も問題をお話したのみで no solution to offer である。新政権の事はまだ分らないし新政権も大臣と同じく大いに考って行かねばならない。

大臣ー長時間申上げたことは事を造り上げて行く為めの private and personal のものとお扱願方。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
6 部の内
4 号

沖縄返還問題に関する米側見解の件　昭和四四、一、六
アメリカ局長

旧臘、沖縄返還問題に関し、外務大臣と在京米大使、在米下田大使とラスク国務長官及びバンディ国務次官補と懇談の過程において、米側の示したる見解注目すべき点左のとおり。

一、時期と条件について

(イ) 条件についての了解なくして時期を決めることは困難である。けだし、条件につき合意に達せざるまま時期到来の際、相手方の条件をのんで返還を実施するような約束は、日米いずれもできるとは思われない。他面もし条件につき合意に達すれば、あらためて時期を決めるまでもなく返還協定作成にとりかかれるのではないか。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ロ) 設問

1 時期だけを決めてその後条件の合意ができない場合はどういうことになるのか。

2 時期を決めると爾後問題の解決が容易になるとの判断か。
(たとえば日本国内で現在は受けられないような条件が受諾しうるように変つて行くということか。)

3 時期を決めることはいわゆる安保条約の一九七〇年問題と沖縄問題を切離す効果があるか。

ニ 条件について

(イ) 「自由使用」を重視するのは国防当局のみならず、議会、特に軍事委員会、外交委員会もきわめて大きな関心を持つている。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ロ) 「現状どおり」ということであるならば、返還のプロセスは容易になるが、別の条件であれば米国にとつて新しい政治的な問題となり、きわめて難しい問題になる。

(ハ) 条件に関し、日本では特に核の問題を重視されるより見受けられるが、戦闘作戦行動もひとしく重要である。

(ニ) 戦闘作戦行動に関しては特に朝鮮半島の防衛が問題である。米国は日本本土及び沖縄にある米軍の支持なくしては、朝鮮半島に米軍を維持しえない。朝鮮半島で事が起れば、日本本土及び沖縄にある米軍は半島にある米軍を守らなければならず、これに対して日本が拒否権を持つということでは米国内を説得できない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ロ) 核の問題は、要するに抑止力の強さと信憑性の点について、北京、平壌がいかに判断するかの問題に帰着する。ポラリス、ICBMのごとき究極兵器のみでは核抑止力としては十分ならず、現に沖縄にはメースBのほかに、核非核両用の幾多の戦術的兵器システムを置いており、これらが一体として抑止力を構成している。米国が直ちに核を使用することができないということになり、それが相手に判れば、それだけ抑止力が低下するのは不可避である。

(ハ) 問題は、これらの問題について日本がいかなる政治的責任をとられるかということである。「本土並み」として個々に事前協議ということであれば、日本はその都度政治的責任をとられ

秘密指定解除
大臣官房総務課

ることになるし、他面「現状どおり」にふみ切ることの困難さもまた非常大きいことは当然である。

三　新政権の説得について

(イ)　今後の日米間話合いのタイミングは、新政権の準備よりは、むしろ日本側の新政権説得の準備によるところの方が大きい。

(ロ)　新政権説得については、

1　沖縄基地が重要使命を引続き遂行するため日本側がいかなる便宜を供与する用意ありや（具体的にいかなる使用態様を認めるか。）。

2　日本が沖縄自体の防衛にどこまで責任をとるか（特に海上自衛隊による沖縄水域の防衛に関する具体策等）。

秘密指定解除
大臣官房総務課

につき日本政府の決意を米側に明示して、安んじて返還に応ぜしむるよう誘導することが重要であり、さらに

3　基地問題やB52問題を通じて米側に映る日本の姿は、米国の抑止力の必要性を認めないか、あるいは認めてもその手段の提供を拒否するという矛盾したものであり、沖縄問題解決のためにはもう少し筋のとおったものとすることが肝要である。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
4 評の内
4号

1月90大臣ナリ-7

一月十日大臣発言案

昭和四四、一、七
アメリカ局長

昨年末の会談において、沖縄施政権返還の時期及び条件に関し、貴大使の見解を篤と承つた。大使離任に先立ち、本大臣の見解を述べて国務省の要職に就かれる大使の検討を求めたい。

一、時期について

施政権返還の要望は今後ますます強くなるべく、殊に一九七〇年を迎えて返還の時期につきなんらの見通しなしということでは、政治的にきわめて困難である。よつて本年秋に総理が訪米し、時期を取決めることとしたい。本大臣としてはこれを一九七二年中とすることを期待する。

秘密指定解除
大臣官房総務課

三、条件について

(イ) 返還後の基地の地位については、国内において「本土並み」であるべしという強い圧力がある。殊に「本土並み」以上の条件の場合には、またまた沖縄を差別待遇するものであるとの非難を説得することはきわめて難しい問題である。政府はこれらの事実を念頭に置きつつ条件を決めて行かなければならぬ立場にあり、従つて条件はなるべく「本土並み」に近く、また「本土並み」以上の条件は暫定的であり、やがては「本土並み」に到達するのが目標であるとせざるをえない。

(ロ) いわゆる「自由使用」については、本土に関しては幸いにして今日までわが方が事前協議を受けるような事態は発生してい

秘密指定解除
大臣官房総務課

ないが、沖縄に関しては、戦闘作戦行動のための基地使用及び核の問題につきさらに具体的に話合つて行く必要があると考えている。

(ハ) 戦闘作戦行動のための基地使用については、朝鮮半島における戦闘再発のごとき事態を想定すれば、わが方としても当然かかる基地使用を認めることとなろう。軍事的見地から、想定しうるいかなる事態において米軍が自由出撃を必要とするかにつき、より具体的な検討を試みることにより、わが方のとるべき政治的責任の内容もより明らかになるであろう。そのような基礎の上に立つて意見の一致点を見出すことができるならば、これを対日本国内、対米国内、並びに対北京、平壌の観点から、

秘密指定解除
大臣官房総務課

いかなる形にまとめるかは表現の問題になると思う。

(4) 核兵器の問題は、わが方からみれば自由世界の問題よりも明らかに困難な問題である。段階的核抑止力についての貴大使の説明は理解しうるところであるが、核に関して「現状どおり」全く自由であるということでは、核に対する日本国民の特殊の感情からして到底日本国内を説得できないと思われる。他方仮になんらかの取決めを行なうとしても、わが方においては沖縄の現在の核兵器体系についての知識が欠如しており、また安保条約改訂交渉の際の本土のごとく、核の不存在を前提としないフォーミュラはなかなかむずかしいであろう。思うに核持込みについては、(1)中長距離ミサイル発射基地維持、(2)戦術的核弾

秘密指定解除
大臣官房総務課

頭貯蔵、(3)核弾頭搭載艦船、航空機の立寄り、(4)核使用、等の問題があると考えられるが、これらの諸問題について、米側の軍事的立場から、極東全域の米軍配備体系の一環としての沖縄に関し、さらに米側の解明を求めたいと考えている。

(ホ) 条件の問題は、「本土並み」と「現状どおり」の間において日米双方が受諾しうるなんらかのフォーミュラを探求することに帰着する。本大臣はこの見地より、前記(ハ)(ニ)につき米側と討議を重ね、総理訪米までになんとか結論をえたいと念ずるものである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

米参 [illegible] 秘

1月10日 大臣米大使会談録

44.1.11 米局長

1月10日午後3時より4時半まで大臣・米大使会談要旨下記のとおり。米局長、ウィケル、同席。

大使―ラスク長官より プエブロ号事件に関し特に初期段階における日本政府の協力支持を謝する旨伝達方電報に接した。

大臣―長官の日米関係に対する意力は外務省のみならず我方広く多としている。大使諸氏は諒念であるが日米間には沖縄、安保、経済問題等重要問題あり、今後も御意力を期待する。

大使―今後共日米関係に自分は大きな関心をもって意力致すべきは御承知のとおりである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

大臣ー 大使就任に先立ち 本日は多少の重複をいとわず 自分の考をもう一度纏めて申上たし。

大使ー 極めて重要な機会である

大臣ー 別除要請により お話あり（別除相手書込みのほか 自治立事及び核に関し 以下のとおり 付加ってお話あり）

例へば 再録半島で事変突変の如き場合、総理は、日頃、日本を守る最高の責任者として、又 米国の 要国の最高の責任者として 最大の責任をとるのは 当分前だと言って振られる。 気持は同じであると思うが之を細かく文書で書くことは遅け変いというのが実情である。 最近も総理と話をしているが

秘密指定解除
大臣官房総務課

之は裏話であるが、米国的商は米国民に、
総理は日本国民に、それぞれ最も売り易い

接点をどこに求めるかに総理は苦慮して
おるのであり、本降流に言つば肚はかつて

いるが売り方の方法が むつかしいのである。
国内的の climate からして「本土並み」を活

かしてやる方法なきやと云うのが総理の苦
慮している所である。自治立寧も具体

的に検討して肚を合せることができれば
表現・形式は方法もあり得べし。

嵌については我方に知識がなく、又今
迄知識を求める立場にもなかつた。そ

れがここまで来ると或は知識のないこと
が支障になるのではないかとも思はれる

秘密指定解除
大臣官房総務課

沖縄の戦術的戦略的核能力に付、日本側が知った方がよいのかどうかについても大使の見解を承知しない。我方から質問して回答を著~~[illegible]~~うのに適当な問題なりや否やも事件処理の一つのポイントになると思う。因みに墨の碇時委会で自分は基地の現状に付経緯一貫知るべきでない立場にあり、知らぬものは説明できぬということで通し、又それが当然であると考へている。1960年には本土に核はないとの前提でネーミングを作ったが、之が沖縄の処理と違うだらうと言った所以である。

日本だけの立場から言へば「本土並み」から空前をスタートして行き新しい。然し

秘密指定解除
大臣官房総務課

米側はおくとも現在は「現状通り」を考へていると思はれる。この旨のおみ寄りをどこに求めるかに苦慮し続けている。

何れ大使館住前総理とも会はれることと存ずるが、首脳来の大使の話は自分の臨時法とこゝを総理に答えてする以外その方積りで総理とも方法頼む。

この際(1)総理が今秋11月頃訪米を希望されておること、(2)新国務長友を含め夏頃閣僚会議を行い度きこと、を新経済に公式にお頼しておく。なお岸前総理訪米の件は更に慎重検討中である。

今後の進め方については沿ンソン演言より

秘密指定解除
大臣官房総務課

合図を立されることを期待する。

大使 — 新大使が早く決まり早く着任することを望んでいる。それまでは松ギン仲理と何でもお話願えない。
関係会議は既に備えてあり、なるべく早く回答する。人数が多ければ多いだけ恐つかしくなるが、今後更に御相談したいと思う。

大臣 — 個人的には人数は闘つても差支なしと思うも国務長官は是非来て貰はねばならぬ。

大使 — ~~pres~~ arrangement under which present nuclear use is phased out in several years の可能性が一体あるのであろうか。或は時間的の期間で

秘密指定解除
大臣官房総務課

はなく、一定の条件が整ったところでなくする、というような方式の可能性ありや。

大臣― 段階的に解消して行く考へ方（phased reduction）と、時間的要素を加へ、核系の緊張の解消、月をより基礎的に乾鮮半島の事態改善と云うような抽象的な期限を設ける考方と、二つの考方があり得べし。又そのコンビネイションも考へられるのではないか。

大使― これは全く新しい考方で、充分検討に値すると思う。formula of that kind based on conditions は、時間に於て段階的に可能であるなら或はできるかも知れない。大臣の可能

秘密指定解除
大臣官房総務課

は、沖縄の基地は原則として「本土並み」であるが、両政府が合意し得る若干の条件が整うまで暫定的に「現状通り」とする。(in principle bases in Okinawa are hondo-nami, but until certain conditions which can be agreed between the two Governments are satisfied? they will be temporarily left in present condition). ということであるが、

大臣 — 地象的に考へると それが我方の行き得る最大限であると考へられる。

タイミングも関連要素であらう。即ち早ければ早い程 説得は多少楽になるであらう。

秘密指定解除
大臣官房総務課

大使一 朝鮮半島の場合の自衛力等に関し、「本土並み」の場合は、本土に関するprivate understandingを表向きに出ざるを得ないこととなると思はれる。この点では米双方の主張が衝突することとなり、どうしてよいか分らない。この問題は現在の個人的限度ということでは困る所で、恒まで続くはっきりした形でなくてはならない。

核の問題については米国の情報上日本政府と詳細を入ることはできない。詳細な情報提供のためには取決めが必要であり、現にNATO諸国とは取決めを行い、之に基き オマハのSAC司令部にもNATOの軍人が来ている。日本政府のお

秘密指定解除
大臣官房総務課

立場上 核に関する詳しい話をする為の
取決めを結ぶことができるとは思はれない

以上の事情で自分から沖縄に核がありや否やを申上げる訳には行かず、常に

假説の問題としてしかお話できない。
然し如何なる核兵器が何処を向いて

配備されているかと云う詳細に立入らなくとも、原則の話をすることは同様にでき

るのではないかと考へて来た。詳細が分ったとしても原則は変らないのではない

かと思う。日本と特殊関係の取決をやるには Joint Congressional Committee on Nuclear

Affairs の同意を要するが、今のところ右委員会 ~~[illegible]~~ を説得する充分の強強かで

秘密指定解除
大臣官房総務課

きるとも思はれない。沖縄に核配備を
認めるような返還取決ができた上で

今申上げた暫設交換取決を作れば
NATO 諸国と同じくお話できる訳である。

核に関する詳細を話合うことが どの
程度 沖縄問題解決促進に役立つか

よく分らない。

大臣— お話はよく分った。先刻も、我方
から質問すること自体が今後の話合を

回避に進める訳となるや についての
判断も含めてお尋ねした次第である。

自分は package の中に核が入っていること
が抑止力になると考へる。基地の機

能を有効に果すために必要なら必要

秘密指定解除
大臣官房総務課

ということで承知することができれば
又方法もあり得ようか と云う意味から
伺ったのである。~~[illegible]~~ 我方の関心を
承知しておいて貰えば充分である。

返還問題促進の要因となり得る中配中
を明らかにしたかったので、米側見解が
お話のとおりならばそれでよろしい。
朝鮮半島に関する private understand-
ing は我方も承知しており「本土並み」の
場合は 当然 之が沖縄にも及ぶの
である。

土使一 問題はその表向きの扱である。沖
縄について 事別の取決めをすれば
別であるが「本土並み」の場合は ~~[illegible]~~

秘密指定解除
大臣官房総務課

本土に関する private understanding が表に出ざるを得ないと思う。

朱子長 — academic な問題として、先刻の野主的「現状通り」で行く場合、条件成就の際に米国が旅は完全に撤去したと公言することは可能か

大使 — 条件成就せる場合は出りと考へる。

本日のお話は大変有益であった。今まで気のつかなかった点もあり今後大いに研究すべし。ワシントンにおいて下田大使ともいつでもお話致すべし。

大臣 — 親国家、御家柄の際有益な話をする機会ありしことを多とする。

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

一月十日大臣要言案　四四・一・七　[illegible]

昨年末の会談において、伊藤旅政権返還の時期及び条件に関し、貴大使の見解を篤と承った。大使雅任に先立ち、本大臣の見解を述べて、国務省の要職に就かれる大使の検討を求めたい。

一、時期について

旅政権返還の要望は今後ますます強くなるべく、殊に

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

「七二年中のいつか」というのは大臣の個人的な感じである。

覚内においても「本土並み」ということがこびりついており、新聞や選挙後の沖縄の状況の2は御承知のとおり

一九七二年を迎へて返還の時期に付、何等の見通しなしと云ふことでは、政治的に極めて困難である。よって本年秋に総理が訪米し、時期を取決めることとしたい。本土屋としてはこれを一九七二年中とすることを期待する。

二、条件について

(イ) 返還後の基地の地位については、国内において「本土並み」であるべしという強い圧力がある。殊に「本土並み」以上の条件つ

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

暫定的」例へば極
東状勢の変化という
ような時局的要素
を含めるということで
ないとむつかしい。

場合には、又々、仲絶を実行待遇するものであるとの非難を説
得することは極めてむつかしい問題である。政府はこれらの事
実を念頭に置きつつ条件を決めて行かなければならぬ立場
にあり、従って条件はなるべく「本土並み」に近く、又「本土並み」
以上の条件は暫定的であり、躯ては「本土並み」に到達する
のが目標であるとしてさるを得ない。

(ロ) いわゆる「自治使用」については、本土に関しては幸いにして今

秘密指定解除
大臣官房総務課

日まで、わが方が事前協議を受けるような事態は發生して
いないが、沖縄に関しては、戦闘作戦行動のための基地使用
及び核の問題に付、さらに具体的に話合って行く必要があ
ることをうたっている。

(八) 戦闘作戦行動のための基地使用については、朝鮮半島に
おける戦闘再發の如き事態を想定すれば、わが方としても当
かゝる基地使用を認めることとなろう。[illegible]軍事的見地から、

秘密指定解除
大臣官房総務課

想定し得る如何なる事態において自由出撃を必要とするか

米軍が

米国が

に付、より具体的な検討を試みることにより、如何方の取るべき政治的責任の内容もより明らかになるであらう。そのような基礎の上に立って意見の一致点を見出すことができるならば、これを対日本国内、対米国内、並びに対北京、平壌の観点から、如何なる形に纏めるかは表現の問題になると思う。

(二) 核兵器の問題は、如何方から見れば自由出撃の問題よりも明

秘密指定解除
大臣官房総務課

ふかに困難な問題である。段階的核抑止力についての貴大使の説明は理解し得るところであるが、核に関して「現状通り」全く自由であると云うことでは、核に対する日本国民の特殊の感情から

して到底日本国内を説得できないと思はれる。他方假に何等か

の取決めを行うとしても、少か方においては沖縄の現在の核兵器

体系についての知識が缺如しており、又安保條約改訂交渉の際

の本土の如く核の不存在を前提としないフォーミュラはなかなかむつ

秘密指定解除
大臣官房総務課

7

かしいであらう。思うに旅持込については、(1)中長距離ミ
サイル基地維持、(2)親衛的核弾頭貯蔵、(3)核弾
頭塔載艦船航空機の立寄り、(4)核使用、等の問題が
あると考へられるが、これ等の諸問題について、米側の軍事的立
場から、極東全域の歩軍配備体系の一環としての伴絶に
関し、米側がどこ迄日本側の要事情に出来得るか、
さらに
[illegible]米側の解明を求めたいと考へている。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ホ) 条件の問題は「本土並み」と「現状通り」の間において日米双方が妥協し得る何等かのフォーミュラを採求すること に帰着する。本大臣はこの見地より前記(ハ)(ニ)に付米側と討議を重ね、総理訪米までに何とか結論を得たいと念ずるものである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特秘

要写　部

発電係　11　総第　974　号
昭和　年　月　日　時　分発

電信課長　電信案　(分類 44.1.11 17.30)

暗　略　平　第 40 号 (LTF)

代 平

~~大臣~~
~~政務次官~~
事務次官 [illegible]
外務審議官 [illegible]
官房長 [illegible]

主管 [illegible]
主任 [illegible]

起案 昭和 44 年 1 月 11 日
起案者 [illegible] 電話番号

[illegible]

[illegible]

漢

11-110

在 米 吉田　臨時代理 大公使 総領事 宛　愛知　大臣発

転電報　在　大公使 総領事 宛

件名
沖縄問題の件

1.10日 本大臣 在京米大使を招き同大使
就任に先立ち 沖縄問題に関し 実ねて
要請した. 本大臣より (イ) 今秋復帰
前米の際 時期を きめること. (ロ) 本土

写済

GB-1　外務省　回覧番号 10531

秘密指定解除
大臣官房総務課

並み以上の条件は暫定的たらざるを得ないこと (ハ) 自然立撃については朝鮮半島の場合のわいく問題なしと思う場合もあり更に具体的に検討して宅方的に意見が一致すれば表現形式は考へ得べきこと. (ニ) 核をそのまゝでは我方要(ジュ)院(ダク)周辺はと思うがなお核について~~[illegible]~~具体的に情報を求めたい等諸点を述べ一たるに対し、大使より (ロ) に付、一定の条件が成就するまで暫定的に現状を認めると云う考方は可能なりや. (ハ) に付何等かはっきりしたる解が必要なるべきこと. (ニ) に付 核に関する詳細な情報は別途特別取決めを要する処何れにせよ詳細(ショウサイ)に立入らずして予期の話

秘密指定解除
大臣官房総務課

はできるのではないか等コメントし、更に
次官就任後も ~~日米間の重要~~ 鋭意研
究を続けるべき旨を ~~[illegible]~~ 述べた。

2. 本会談の際(イ)今年秋11日頃の
極理訪米及び(ロ)夏頃の関係会議
開催に付 新政権に要請する旨下
式に申入おいた。

委細は下記土使帰任後聴取
あれたし。

(3)

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

大臣 [illegible]

大臣米高村地理大使会談の件

44.2.15 米局長

2月15日 大臣 オズボン米高村地理大使を白金公邸に招致、約1時間会談された処、

その際 先方が、沖縄返還問題について米政府は未だ白紙であり個人的意見として申述べるとして述べたるところ要旨次のとおり。

1. 基地の地位について 核や航空事について本土並みでない取決めを公にした場合

それが日本国内の福祉に曝されてerodeし本元まで崩れて来るのを最も憂えている。

公にされるものは日本の国内で受諾されるところに止め、本土並みを越えるような問題

については秘密取決めをしっかりやっておく

秘密指定解除
大臣官房総務課

と云うことが最も常識的なやり方と思う。

2. 日本側としては、或一線を主れば防衛がつぶれる。又或一線以上を公に約束しても直ぐ erode して本元まで破れる危険がある、と云う一線があるであろうから、先づそれを米側に提示し、それに対して米側をして反応せしめる、と云う行き方が最も望ましいであると思う。

3. 本土には一つの態勢が立事上っている（注. 朝鮮半島の件を含めて「本元」と称している）沖縄がそれでいいかどうかと云う点では統合参謀本部の意見も参酌されなければならぬが、国本部が承知すれば統合の方も納まると思う。

秘密指定解除
大臣官房総務課

要は公の取決めは日本国内で陸軍を招かない様なものでなければならず

それ以上のものが必要なら秘密取決めでやるとこうのが両国の利益に合致する

と思う。

4. 国会解散は日本の問題であるが今総選挙で件尾基地の地位が issue に

なることは危険と思って心配している。又総選挙の結果民社、公明の伸びの如

何によっては mandate を与つられたかどうかという問題も起り得ると思って心配

している。

5. 以上は全くの私見であり本国政府に1報告はしないので御了承願ひ

秘密指定解除
大臣官房総務課

配布先修正

特秘扱

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 6372　　主管

69 年 02 月 18 日 22 時 10 分　ワシントン　発　米北一

69 年 02 月 19 日 12 時 37 分　本　省　着

外務大臣殿　下田 大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ問題（ジョンソン次官との会談）

第473号　極秘　至急

18日本使ジョンソン国務次官を往訪の際オキナワ問題につき要旨次の通り会談した。

1、本使より、現地のゼネストが回避されたもようを説明したところ、同次官は日本政府のご努力を深く感謝する旨述べた。

2、本使より、B52移転問題については1月末ウシバ次官よりオブボーン代理大使に申し入れの次第があるが、なんらかのINDICATIONに接し得るやとたづねたところ、ジョンソン次官は、自分が東京で最後にご説明した以上に申し上げることは現在までのところなく、くり返して申し上げれば、米側としては決してオキナワにB52をこうきゆう的に駐留せしめる意図はないが、時期を明示して撤収をお約束することは現在のところまだ出来ないと述べた。

3、労働総合布令につき本使より2月13日東京において同布令第10号の修正方を申し入れたので、好意的に検討

外務省

大臣 事務次官 官房 儀文会 人電庫計 国長 領移長 参領旅移 参北東経 中西経 米長 参北北保 中西 参一二 参西東洋 西東 近長 参書近ア 次総経国万 参貿統国 参政技二 国一理 参条協規 参政経科 軍社専 情長 内外 文長 一二

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ありたい旨要請したところ、同次官は右のお申し入れについては未だ承知していないが、もちろんじゆう分検討致すべしと述べ、同席のファイン日本部長は、米側としては3月/日までに各方面から提出されるOBSERVATIONSが出そろつた上で総合的に検討する方針なる旨説明した。

4、先方の質問に答え、本使より日本国会の審議状況を説明し、与野党双方にオキナワ基地を本土なみとすべき旨の要求が強まりつつある旨、及びサンタバーバラ会議、日米議員会議における米側出席者が好意的な発言をされたので、ますます右要求は強まりつつある旨を述べた。

5、本使より、貴次官東京出発前アイチ大臣との会談においてオキナワ基地は本土なみを原則とするが、国際情勢に応じざん定的に所要の例外を認めるとのラインまで話合いがつまりながら、貴下の離任のため話し合いが途切れたことをアイチ大臣は残念に思つておられるが、今後の問題はかかるMODUS VIVENDIの内容をいかにするやをさらにつめることに在ると考えられるところ、この話し合いをいつ、いかなるチャネルで継続することが米側にとつて好都合であるかとたづねたのに対し、同次官はオズボーン代理大使は、本件話合いを続けるじゆう分の権限

(マ)

秘密指定解除
大臣官房総務課

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

をさずけられており。東京で同代理大使を相手として話されるのもよく。また。当地で貴使とお話ししてもよく。かつ米側としてはいつでも話合いを開始する用意がある旨答えた。

(1)

(2)

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
8部の内
7号

沖縄返還交渉の進め方について

昭和四四、一一、一二五
アメリカ局長

「「本土並み」について

(イ) 「本土並み」の主張は、(1)核持込みに対する国民感情の反撥、(2)自由出撃は日本を戦争にまき込むという考え方、(3)沖縄を本土と差別してはならないという主張、等を主たる根拠としていると思われる。

(ロ) この主張はさらに対米交渉は「本土並み」をもつてわが方の出発点とすべしとの主張を包含することは当然であるが、これは交渉は須く最大限を目標にして出発すべく、仮に最大限が獲られなかつたとしても、最大限を目標に努力したということで、

秘密指定解除
大臣官房総務課

その結果が受諾し易くなるという考え方であると思われる。

三　返還交渉における「基地の地位」について

(イ)　米国が日本を含む極東の平和と安全維持という観点から、純軍事的には基地の「現状どおり」を最も望ましいとするのは見易き理である。これに対してわが方の主張は、前記のとおり、専ら政治的な理由からする「本土並み」である。

(ロ)　不幸にして返還交渉は「米国の主張する現状どおり」に対して、わが方が「本土並み」を要求するという形でとり上げられ、従つて基地の「現状どおり」に対するなんらかの修正は米側の譲歩であり、わが方がかちうべき交渉上の成果であるというふうに受取られているようである。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ハ) 政府は従来より沖縄が日本を含む極東の平和と安全のため重要な役割りを果しているという認識を繰返し明らかにしており、返還後の沖縄の基地も、その必要な役割りを果せないように弱化されてはならないという立場を公に示している。けだし、返還後の沖縄が日本を含む極東の平和と安全維持に必要な機能を引続き果しうるということが、日本自身の国益の命ずるところであり、従つて、仮に日本を含む極東の平和と安全のため基地が「本土並み」以上の地位であることをより有利とし、ないしは必要とするということであるならば、そのような「本土並み」以上の地位は、むしろわが方からこれを米側に求めて納得させるべき事柄であり、米側がわが方の要求を無視した結果である

秘密指定解除
大臣官房総務課

という性質のものではない。発言すれば、客観的に日本を含む極東の平和と安全維持のため沖縄の基地は「本土並み」で十分であり、「本土並み」以上は逆に日本にとつて有害であることが明らかであるにも拘らず、米側がなんらかの理由により「現状どおり」ないし「本土並み」以上を主張して譲らないという場合にのみ、交渉は前記(ロ)のごとき要求と譲歩の関係となるのである。

(ハ) 返還交渉におけるわが方の立場を固めることについて

事情右のごとくであるとすれば、わが方として、わが方の立場からみて基地の地位はいかにあるべきかの判断が重要である。しかるに、日本を含む極東の平和と安全維持のため、純軍事的

但し内政上有事ということで

秘密指定解除
大臣官房総務課

的に基地の地位がいかにあるべきかの問題は、現実に軍事的抑止力の主体を担つている米国の判断にまつべきところが大きく、わが方の見解は公平にみて評論家流の見解を出でることは容易でない。

(ロ) 他方前記(イ)の「本土並み」の主張の根拠はいずれも感情的ないし政治的であり、軍事的ないし安全保障確保の方途としての判断に基づくものではない。従つて仮にこのような主張のみで交渉に立向つて、米側から日本側の安全保障に対する見解いかんと質される場合に、「本土並み」以上の取決めを行なえば、内政上の混乱より基地の機能が妨げられるとか、ひいては基本的な日米関係に支障を及ぼす等の危険を指摘するとしても、多

秘密指定解除
大臣官房総務課

かれ少なかれ米国からみたわが方の防衛姿勢に疑点を残す危険を免れないであろう。

(4) さらに日本を含む極東の現在の平和と安全は力の関係の上に成立つており、一方の力を弱めれば他方もこれに応じて後退するということではなく、逆に一方の後退は他方の進出を意味するという関係にある。沖縄基地の現状の修正は、このような力の関係にいかなる影響を与えるかという点について日米間に十分の意思疎通を図る必要がある。すなわち、現状の修正により抑止力として純軍事的に弱化するということは、相手方にとってはいわば思う壺であり、従つて日米間においては、何故に弱化しても差支えないか、あるいは弱化することをなにによつ

秘密指定解除
大臣官房総務課

て補償しうるか、という問題について今後に誤解を残してはならないのである。

二　返還交渉の進め方について

(1)　返還交渉を進めるに当つては、前記の諸点を十分考慮しつつ、具体的な話の進め方としては、次の諸項目についてわが方の見解を説くこととしてはいかがかと思われる。

(1)　施政権返還を実現することが日米関係全般からみて必要な時期にきていること。

(2)　返還後の沖縄に常時核が配置されているということは、わが方として受諾困難なること。（従つて、返還実現の際には沖縄に核は現に配置されていないということをなんらかの形

秘密指定解除
大臣官房総務課

で明らかにすること。）

(3) 朝鮮半島等において事変勃発し、沖縄より出撃を要するごとき事態においては、わが方も米軍の出撃を認める政治的責任をとる用意あること。

(4) 補給、通信等の面における沖縄基地の機能達成について、わが方は十分の支持を与えること。

(5) 沖縄自体の防衛についてわが方は責任を負うこと。

(6) 極東諸地域の平和と安全のため、わが方は種々の分野において積極的に貢献すること。

(ロ) 「本土並み」をもつて交渉の出発点とするや否やの問題は、前記のとおり実質的に意味のある問題ではないので、仮に右の

以上現行安保条約(日本政府指定)は、その中、適用することにより充分達成されるべき。

秘密指定解除
大臣官房総務課

ごとき諸点について話合いを行なう場合、国内においていかなる説明ぶりを与えるやは別途考慮することとする。

以上の他 reversion に至る
タイミング、段階、オカニスム
等々を言う。（基地を作れ？）

＊ みかげ — ad Cte?
[illegible]

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

極秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外官 電信写

務務次次
臣官官審審長
儀書文会営繕
総人電厚計

国資長	参調析
領移長	参領旅移
ア長	参北東経 中西経
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋 西東
近ア長	参書近ア
経長	次総経国 参貿統国
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 8304　　主管
69年3月1日20時25分　ワシントン　発
69年3月2日11時07分　本省　着　米局長

外務大臣殿　下田　大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ返かん（内話）

第587号　特秘

ヨシノ公使が一時帰国にあたり、2月27日及び28日ホワイト・ハウス及び国務省責任者にそれぞ本件につき米側の準備ぶりを打しんしたところ、未だ上司の承認を経ていない担当官限りの考え方である旨断りつつ先方の内話するところ次の通りの趣である。何ら御参考まで。

1.（1）オキナワ問題についてはニクソン大統領は特別の関心を示しており、大統領をまじえての協議の際、大統領より特にオキナワについてペーパーができているかどうか質問があつた。この関係もあり目下関係省と本ペーパーを調整中であるが、その内容はいくつかのALTERNATIVESをあげ、それぞれの日、米に対する利害得失を記述したものとなろう。以上のとおり本件に対する米政府の態度は事務当局も含め未だ何ら固まつていない。

（2）オキナワ返かんに当り一番問題となるのはヴイエトナム戦争との関係である。これが返かん時までに確実に収

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

しゆうの目途がついているか、その処理が終つているとの前提に立ちうるならば、基地の態容もゆるやかなものとなし得ようが、戦争が現在のように続いている前提であるならば、そつ直に言つて基地の態容は現状と大差ないものとする外ないのではなかろうかと思う。（現に例えばB52は近く引き上げることになつているが、戦争が悪化した場合は再び帰つてくることがありうることを排除できない）。

（3）（当方よりヴィエトナム問題がそれ程重要であるならば、万一和平会談が急速に進展し、貴大臣来訪のこちょう度国務省極東局が本件交渉で大わらわであるというような事態が起きた場合、オキナワ交渉に如何なる影響を及ぼすと思うかと質問したところ）今回のニクソン訪欧の目的の一つは米国の関心事はヴィエトナムのみではないことを世界にしゆう知せしめることであつた。オキナワ問題の重要性については米政府は十分認識しており、御指摘のような事情が万一発生したとしても国務省及び大統領府としては本件に対し十分時間及び注意を払いうるだけの余ゆうはあると思う。

（4）（当方より、そのようなことはないものと考えているが、万一貴大臣来訪までに日本側の態度が依然白紙であり、ただ、種々のALTERNATIVESについて協議

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

する用意があるだけの状況にある場合、米側としては困わくするかと問うたところ）、米側としては本件に関し日本側の真意を承知したいと考えていることもち論であるが、日本側が各ＡＬＴＥＲＮＡＴＩＶＥＳについて相当具体的に論議できる体勢にあるならば、それもやむを得ないかも知れない。本来交渉は日本側がイニシアティブをとるべき性格のものであり、米側としてはこれに対しただうけて立つという関係にあるにすぎない。

（５）しかしながら今回の西欧訪問でも明らかな通りニクソン大統領はできる限り聞き役にまわっている。大統領は極めてＯＰＥＮ　ＭＩＮＤＥＤであり、如何なる提案であってもまず相手の見解を十分きくだけの度量と関心をもっている。しかも大統領の言動から察すると日本の友人ないし知人に対し常にＡＣＣＥＳＳＩＢＬＥであると思われる。先般ナントウ総理に私信を出されたのも常に日本側の意見を聞く用意があることを示したものである。

2.（１）米関係省もオキナワ問題について最近検討を始めている。それは結局（イ）基地の現状維持と（ロ）本土なみという両極たんの中間に存在する種々のフォーミュラのうちどれが返かん後日米双方の安全及び友好関係の維持

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

に最も好ましいかという見地から、それぞれの利害得失を検討することにつきる。米側事務当局の意見は未だ固まっておらず、これらのALTERNATIVESの中から日、米の要求を最大限にマッチさせるには、どの点を譲り得、どの点を固執する必要があるかを研究している。事の性格上米側の態度は極めてFLEXIBLEであり、これは交渉が始つても変りないと思う。

（2）米側が日本側に特に考慮を求めたい点は2、3あるが、その中の一は特しゆ兵器の問題である（当方の質問に対し右はB52の如きものを意味せず、核兵器のことであると補足）、これは戦略核、戦場核、対空核、対潜水艦核の4種類に分れ、これらの機能や意味を米側から説明すると共にこれとオキナワ基地との具体的関係について日本側の検討を求めることである（これに対し当方よりそのような専門的問題をアイチ、ローデヤース会談で突然出されても日本側は応答のしようがないとコメントしたところ）、できれば新駐日大使の赴任後日本側と前もつて本件について話合いを始めてもよい。（更に新駐日大使はそれ程早く定まりそうかと反問したところ）新駐日大使の任命については何も聞いていないので、具体的にどうするか直答はできかねるが

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

。いいずれにせよ日本側で以上の問題について予め研究しておいてもらうだけの余ゆうが十分あるよう東京で話合いを始めることとし結構である。何もこれらの武器をオキナワに配置するとか配置しないというだけの問題ではなく。これと極東の安全との関係を日本側と十分協議したいとの趣旨である。（なお先方はこの点は極めてデリケートな問題であるので東京へ報告してもらつては困る。貴官帰国の際口頭で報告してほしいと付言した）。

（3）次に韓国及び台湾の安全とオキナワとの関係についてであるがオキナワについては、米軍（国連軍ではない）が韓国ないし台湾（必ずしもしゆうへん島しよを含まなくてよい）において攻撃された場合、協議なくしてオキナワから出撃できるという取極について日本側の考慮を求めることとなるかもしれない。この点も本土なみより多少はみでる部分の一つではないかと思う。

（4）返かん予定時期までにヴイエトナム戦争の終結していることを前提とするかどうかはもう一つの問題である。この点は何らかの態容ないし条件を付することにして合意することは可能であろう。

（5）米側としては（イ）6月初旬の貴大臣の来訪、（ロ）

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

ローヂャース長官以下の訪日（これはまだローヂャースのサインをもらつていないが。実現の見とおしである）。（ハ）貴大臣国連総会の際の来訪の数回の会談で以上を含む諸問題を実質的につめ。／／月の総理来訪の際は。返かんの時期の問題だけを残しておくことを考えている。前述の諸問題につき意見の一致を見れば同きよ頭の会談で返かんの時期を定めることは差程困難ではないと思う。軍の中には返かん時期をおくらせればおくらせる程よいと主張するものがいる。以上の基地の態容。施政権の返かんに伴う諸問題について合意に達した上は。返かん時機はなるべく早くして日本の与論を不要にしげきしない方がよいと考えるものもあり。返かん時期は案外早く定めうるのではないかと思われる（ただし施政権の返かんと基地の態容を別々の時点で定める案は後者につき日本側にバーゲニングパワーをとられるということでだれも支持する者はいない。）。

（3）

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘
無期限
内の部
号

沖縄返還問題

昭和四四・三・一五
アメリカ局長

一、沖縄の施政権返還問題は、日本においては領土問題であり、その故に感情的にきわめて単純かつ強いものである。この問題は、太平洋戦争に結んで日米間に残された最後の大きな問題であり、現政府としては、是非施政権の全面返還を実現し、将来にわたり日米双方に満足しうる解決を図る必要があると強く考えている。面して沖縄の施政権返還は、日米両国間の主要な政治的案件であるのみならず、日本を含む極東地域全体の安全保障に関係するところである。従つて施政権返還問題は、今後のアジア情勢の長期的展望と、その中における日米両国の果すべき役割りについても、

秘密指定解除
大臣官房総務課

両国間に十分の意思疎通を図り、そのような背景の下に、日米友好関係の枠内において対処しなければならないところである。

三、沖縄問題については、すでに久しく日米両政府間において話合われてきた。特に一九六七年十一月の佐藤総理とジ・ソン大統領の会談において、「日米両国政府が、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に、・・・沖縄の地位について共同かつ緊密的な検討を行なうこと」に合意し、爾来沖縄の施政権返還に関する諸問題について、両政府当局者間において協議検討を重ねてきた。この間日本国内並びに沖縄現地において、施政権返還の要望は日を追うて高まり、前記日米会談において総理大臣が「両三年内に双方の満足しうる返還の時期につき合意すべきである」こと

秘密指定解除
大臣官房総務課

を強調された経緯もあり、日本政府は施政権返還問題を米国政府との間に具体的に推し進めるべき時期に到達したと考えるものである。

二、沖縄の施政権返還と、日本を含む極東の安全保障の問題について、以下いくつかの点に関し日本政府の見解を述べる。

(イ) 安保条約は戦後の極東情勢変遷を通じ、日本を含む極東の安全のため重要な使命を果してきた。このことは事実により実証されているし、日本国民の大多数も安保条約を支持している。日本政府は一九七〇年以後においても現行安保条約を堅持する方針であり、米国政府も同様に考えることを期待する。

(ロ) 沖縄の施政権返還後においては、安保条約及び地位協定が沖

秘密指定解除
大臣官房総務課

種にも適用されることとなるが、沖縄自体の防衛について日本政府がその責任を負つて行くことは当然であり、日本政府関係当局においてその準備検討を行なつている。

(4) 安保条約及び地位協定が沖縄に適用される点に関し、日本国内多数の意見は、返還後の沖縄に適るべき米軍の施設区域は、機能的に本土の施設区域と同様の地位であるべしとする、いわゆる「本土並み」を期待している。ここにいう「本土並み」とは、具体的には安保条約第六条実施に関する交換公文に定められた事項、特に核兵器の持込み並びに戦闘作戦行動のための施設区域使用に関し、事前協議を適用すべしという主張である。

この主張の背景は主として、(i)返還後の沖縄を本土と差別すべ

秘密指定解除
大臣官房総務課

きてない、(3)核に対する特殊の感情より核兵器の導入を許すべきでない、(4)日本の意思にかかわりなく戦争にまき込まれてはならない、という国民的感情に発するものである。

(ハ) 日本政府の見解によれば、現在並びに予見しうる将来における極東の国際的の力の関係において、米軍のプレゼンスが力関係の一つの柱となつており、この事実が日本のみならず、極東の自由諸国の平和と安全のため枢要な役割りを果している。従つて日本政府は、施政権返還後においても、安保条約に基づき米軍の施設区域が沖縄に供されることが、日本及び日本を含む極東の平和と安全のため必要であると考えるものであるが、このようにして沖縄に残るべき米軍施設区域の態様が、軍事機能

秘密指定解除
大臣官房総務課

的にいかにあるべきかについては、現実に軍事的抑止力の主体を担っている米国の判断を確認する必要がある。

(注) 施政権返還後の沖縄における米軍の地位に関しては、本土と同様に地位協定が適用されるべきものと考える。具体的に地位協定を沖縄に適用するについては、たとえば引続き提供されるべき施設区域の画定、公益事業の引続き、道路の管理等、[redacted]詳細な調査調整を要すると思われる多くの問題があるので、日米両政府間において、あらかじめ事務的に検討と準備を行なうべきものと考える。

二 以上の諸点を念頭におきつつ、日本政府は沖縄の施政権返還問題に関し、米国政府との間に具体的に話合いを行ないたい。日本

秘密指定解除
大臣官房総務課

政府は、返還に関する最も重要な要請である返還後の施設区域の態様につき、いかなる解決を図りうるや打診しているところであるにかんがみ、米国政府と話合いを進めるに当り、まず以下の二点につき米国側に対して要望し、その見解を聴取したい。

(i) 日本政府としては、返還後の沖縄に核兵器の常時配備を容認することは困難であると認めざるをえない。よつてもし現に核兵器が配備されているとすれば、これを施政権返還実現の時までに撤去し、返還後は、核兵器持込みは事前協議の対象とすることとする。

(ii) 返還後の沖縄の米軍施設区域を戦闘作戦行動のために使用することは事前協議の対象とする。この問題を検討するために、

秘密指定解除
大臣官房総務課

予想しうる敵国作戦行動のための使用の可能性について日米間で検討する。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

大政事外外官
務務
次次 房
臣官官審審長
儀書文会営給
総人電原計

国資長	参調析
領移長	参領旅移
ア長	参北東経一 中西経三
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋 西東
近ア長	参書近ア
経長	次総経国万
	参賀統国三
経協長	参政技二 国一理
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 12908　主管
69年3月27日22時10分　ワシントン　発
69年　月28日12時37分　本省　着　米局長

外務大臣殿　下田　大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ問題（対米接しよく）

第942号　特秘　至急

21日より26日までの非公式話し合い（未び（注））における北米第1課長及び同行の木内の得た感しよく概要次の通りの趣。（委細は同課長帰朝後報告する由。）

1、国務、国防両省とも本格的検討方作業中であるが、首のう人事の交たいもあり、まだ十分つめておらず、国家安全保障会議提出用ペーパー（各種政策のOPTIONを列挙）の完成は4月10日ごろの見通しである。

2、両省とも問題の中心たる核と戦闘作戦行動の自由に関し極めてしん重であり、まず日本側の考え方を聞かなくては何も言えないとしているが、どちらかと言えば重点を後者（特に韓国、台湾に関連して）に置いているものと見受けられた。

3、米側は上記2、の処理ぶりに関連し、現在の抑止力を弱めることが中共及び北せんの指導部に如何に解しやくされるかをしきりに気にしていた。（当方よりは単に軍事力の強弱のみならず、政治的安定、不安定とも組み合せた見

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

方をすると思う旨私見として述べておいた。）

4。米側は日米間で上記2。につき合意に達したところで共同して韓国。台湾に説明したい意向の如くであつた。今後の取り進め方の大筋については彼我概ね一致しているが。ナッター。フインの訪日ははつきりせず今のところ4月下旬ないし5月初めを考えているが如くであつた。（従つてアメリカ局長訪米は5月中旬ころが適当かと思考される）。

5。ジョンソン次官をはじめ一致して米側関係者。就中両院軍事委員会には（イ）日本はアジア防衛の責任分担の気持はなく。オキナワ返かん後も従来のFREE RIDEの継続を求めているのではないか。返かん後米基地の撤去とまでは行かなくても。なしくずしに基地をさん食して行くのではないかとのさい疑心が強いことを指摘の上。（ロ）日本側としても単にちゆう象的な政治論のみでなく。米首のう部を説得するに足る十分に練つた具体的プランを貴大臣訪米時に提示され日本の真けんな気持をのみ込ませるようにするのがかん要であるとしていた。（このほか。両院軍事委員会と日本側との接しよくが。何れ必要になろうとの意見もあつた。）

6。また。ニクソン大統領は性格的に用意しゆう到かつ。

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

ち密て自分がとり上げる前に十分事務当局につめさせる型である（この点、豪たん型のジョンソン前大統領と異る。）だけに本問題の解決はバーゲニングによつてではなく日米共同のれいせいな準備作業により合意に達するようにすべきてあろうとも述べていた。

7。なお、総理訪米時にはベトナム戦争は未だ続いているべく、大統領としては同戦争とオキナワ問題とを切りはなして考えることは対内説明上からしても不可能であろうことを日本側とされても十分念頭に入れておいてほしいとのことであつた。

（注）。ホワイト・ハウス エルズワース。スナイダー。ヘルペリン各補さ官。国務省ジョンソン次官。ブラウン大使。フィン部長。国防省ナッター次官補。ステッドマン同代理。シェパード少将。統参エプス少将。ウォーフル大さ。陸軍省ピール次官。シエナ同代理。メロイ少将。

（スコット上院議員はトルードー首相の訪米等で未だニクソン大統領に本件を報告するに至つていないが、明週でも本問題につき大統領に報告する機会を持ちたいと思つている旨述べていた。）

(7)

秘密指定解除
大臣官房総務課

二極秘

特

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号（TA）14741　　主管

69年4月8日20時30分　米国　発
69年4月9日11時05分　本省　着　米局長

外務大臣殿　下田 大使 臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ問題（内話）

第1056号　特秘　至急

7日、大統領府ハルペリンが他用で会つたヨシノに対し内話したところ次の通り。多少らく観的であるが何ら御参考まで（なお、カッコ内は当方の質問）。

（1）（オキナワ問題に関する日本政府の立場については何ら正式な通報を受けていないが、新聞紙上に伝えられる国会の質疑応答や国内政治の動向から察すると日本政府の立場はあくまで本土なみであり、安保条約の事前協議条項のFLEXIBLEな運営により現在のオキナワ基地の果している役割をある程度ACCOMODATEしてゆくよりほかないとの印象をうけているが、これについてどう思うか）

日本側の内政上の事情でそのようになつて来ているのはやむを得ないと思われる。米国に対しては日米国交関係の維持の方が他のあらゆる考慮よりも重要であるという議論で説得するよりほかに手がないだろうと思う。

（2）（核問題も同様で日本国民の特殊な心理状況からこ

大臣　政務次官　事務次官　外務審審　外官房長
儀書文会営給
総人電厚計
国資長　参調析
領移長　参領旅移
長　参北東経一 中西経三
米長　参北北保一 二
中南審　参一二
欧長　参西東洋一 西東三
近ア長　参書近ア
経長　次総経国万一 参貿統国三
経協長　参政技二 国一理
条長　参条協規
国長　参政経科 軍社専
情長　参道内外
文長　一二

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

の存在を許さないと思うがどうかと質したところ）

その点も度々の日米協議に出席した自分としては理解している。ホワイト・ハウスについては自分とスナイダーがキッシンジャーに対し既に上記（ノ）の点も含めよく説明しているから、それ程問題はないと思うがやはり軍はできるならばあらゆる既存の特権をそのまま維持しようという当然の心理から、その抵抗は相当あると思う。然しながら最終的にはニクソン大統領が断を下すことになるのであるから、大統領に対し極東の平和維持のためにはオキナワにおける核の存在よりも日本国民の対米友好態度の方がはるかに重要であることを印象ずけることがかん要である。

（3）（韓国、台湾等がオキナワの米軍基地を弱化させることに反対しているのではないか）

その動きも多少あるが、これについては日本が米国はもち論関係国政府に対し日本本土の基地及び日本国民の果す役割の方がオキナワ自由使用よりはるかに彼らの安全に資する所以であることを説明すべきであると思われる。

（4）（しかし、韓国等はオキナワに核がある方が北せんに対するい圧になると考えていないか）、何も核兵器をオキナワに置かなくても、必要ならば韓国においた方がこの目的をより直接的に果すと思う。

（5）（オキナワの極東における役割の重要性はよく分る

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

が、米側が台湾に対して特に考慮を払っているように見受けられるが、どういう訳か）

これはきゆう極的にはやはり国府政府をがつかりさせないようにとの政治的考慮から出ているもので、日本が国府に対しよく説明すれば先方も了解するのではないかと考える。

（6）（以上の貴方の説明によれば、大した問題ないような印象を受けるが、オキナワ返かんに伴い米側は更にどのような要求を提示する積りか）

日本が返かん後のオキナワの防衛について直接責任を負うことはもち論であるが、これ以外に、一般に米議会がいだいている日本はＦＲＥＥ　ＲＩＤＥをしているとの印象をふつしよくする必要がある。これはもち論日本の防衛力の強化と対外援助の増大ということに要約されよう。自衛力の強化については日本の憲法が規定している以上のことを求める訳ではない。ただし、例えばヴィエトナム和平成立後においてはＣＩＶＩＬＩＡＮによる和平の監視隊位を派遣することは――そのような段取になれば――当然期待される。経済援助についてはヴィエトナム和平成立後、北も含めての復こうのための援助（これについては日本側も構想をもつていることを指摘）及びアジア開銀に対する

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

特別基金の更に／億ドルの増額等が考えられよう。また。開発途上国に対する援助を国民所得の／％にまで増額するという積極的な姿勢を表明することは効果があると思う。ニクソンはジョンソン前大統領とは違いＨＯＲＳＥ－ＤＥＡＬＥＲのような態度はとらない。ジョンソンは日本がこれとこれをする場合には米国はこれをするというような計算ずくの取引をしたが。ニクソンはもっとＳＴＡＴＥＭＡＮ－ＬＩＫＥに大きな立場から決断する。従って日本側も本件援助／％問題のごときは交渉の具として使うような態度を見せず。例えば総理御出発の一週間前位に日本政府の態度として内外に声明することが一番効果があると思う。

（７）（オキナワ問題のＰＲ方法についての意見如何）

本件につき日本大使館がキャンペーンしているという印象を与えることは。米議会のハト派の立場も弱化させ逆効果となろう。行政部内の争いはホワイト・ハウスが最終決断を下すから。日本側は上下院軍事委員会のタカ派を個別的に説得するのがかん要と思われる。　上院ではステニス。ラッセル。サーモンド。タワー。ゴルドウオーター。　下院ではリベース等が目ぼしいものと思う。

－４－

(3)

秘密指定解除
大臣官房総務課

48

特

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外官
務務 房
次次
臣官官審書長
備書文会営給

総人電厚計

国資長	参[illegible]
領移長	参領旅移
了長	参北東経 中西経
米長	参北北保
中南審	参一二
欧長	参西東洋
近了長	参審近了
経長	次総経国万
	参貿統国
経協長	参政技二 国一経
条長	参条協経
国長	参政経科 軍社連
情長	参道内外
文長	一二

総番号(TA) 17055　　主管
69年4月22日21時05分　米国　着　米局長
69年4月23日12時07分　本省　着

外務大臣殿　下田(大使)臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ返かん交渉（意見具申）

第1232号　特秘　至急

本件交渉の今後の取り進め方に関し、貴大臣日英定期協議のためロンドン御出張の機会に、本使も同地に出張し、とくとお打合せ申上げたき所存なりしところ、近くトウゴウ局長を当地に派遣せらるることとなりたることでもあり、かつ同局長の東京出発前にひ見具申する方可なりと考え、現時点における本使の考え方をとりまとめ御参考まで次のとおり。

1. 本件交渉の主要問題点は結局（イ）返かんのタイミング及び（ロ）返かんのモダリテイ、の2点につきるところ、これらの点に関するわが方意向を明示することなく米側意向を引き出さんとする打しんの方法は既に限界に達しおるものと見ざるをえない。従来の打しんは、米新政権が果してオキナワ問題の処理を前向きに採上ぐる意向を有するや否やの点を主がんとし来りたるところ、るい次往電をもつて御報告のとおり、この意味での打しんは既に目的を達

外務省

記帖了

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

したるものと認められる。

本使の接触した限り、ニクソン大統領、ロジャース国務長官、レアード国防長官等米政府首のう部は、いずれもオキナワ問題を重視しおり、かつ本問題に関する日本側の主張には熱心にみみを傾むける態度であり、また本年末サトウ総理御来米の際には、本件が日米双方に満足のゆく解決をみることを望む旨の希望を一ちして表明しおる次第である。

2. 総理御来米まであと半年を余すのみとなりたる現在、本件については既に打しんより交渉に移るべき段階に来りたるものと存ぜられるところ。オキナワ問題はニクソン大統領にとりては新問題なるも、わが方にとつてはサトウ総理が前大統領を相手とし、自ら手がけられ来つた問題の継続に外ならず、この点が本件交渉をめぐりわが方にとつての最大の強味となるものと思われる。従つて今回再び本件の交渉を進めるに当つては、一昨年交渉の成果たる日米共同声明を足がかりとし、これを最大限に利用して交渉の有利な展かいを計ることを得策とするものと考えられる。

3. 即ち同声明においてサトウ総理が『両3年内に双方の満足しうる返かんの時期につき合意すべき』点を強調されたことの継続として、またその後の内外諸般の情勢の推移にかんがみオキナワ問題解決の緊急性を一かんして強調す

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

ることがわが方として最も必要であり、最近アイゼンハワー訪ソ参列の機会に、キシ特使よりニクソン大統領に対し、本件の処理には軍事的考慮よりも政治的考慮をゆう先せしむべき点と共に、本件の緊急性を更めて強調されたことは、この意味において極めてタイムリーであつたと考えられる。

本件の緊急性については、従来よりのわが方説得により米政府上層部及び主管当局者は既に十分認識しおるものと思われるが、米議会、言論界を含む米有識者、指導者階級に対しては、今後ともこの方向でのPRの努力を継続する要あり、この点については近く来米のタナカ大使の補さにより万全を期したい所存である。

4. ひるがえつて米側の見地よりすれば、前記共同声明に掲げられたオキナワ基地が日本を含む極東の平和と安全のための果しおる重要な役割（この役割はわが方も等しく認識するものなることを既に再三米側に確認している）が最も重要なポイントであり、米側としてはこれを根拠として、主として安全保障上の見地より、従来と同様の主張を展開し来るべく、かつ本件交渉再開に当つては、まずヴィエトナム、中共の核開発、北朝鮮の過激な行動を含め激動するアジア情勢をめぐる安全保障の問題につきてのわが方の明確なる見解とこれに対処する方針の提示を前提条件とし

（3）

秘密指定解除
大臣官房総務課

二極秘

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

て要請し来るべきことは、当然予想せらるるところである。

わが方としてはオキナワ返かんが実現する場合、同島の防衛がわが国の責任に帰属することとなるべきは当然の筋合であり、一方わが憲法の建前上同島の防衛以上にわが国の軍事的寄与を期待しえざることは米側としても十分理解しおる点なるにつき、結局わが方にとり可能であり、かつ米側の期待に最も良く合ちするところは、わが国がアジアの指導国家として政治、経済両面において将来一層大なる寄与をなす決意を示すことにあるものと考えられる。この決意を明示することにより、わが方としては、かかるわが方の寄与の増大が極東の平和と安定の維持の見地よりするもオキナワ施政権返かんに伴なう軍事上の利便の多少の減少を償つて余りあることを主張しうることとなる筋合と考えられる。

5. この見地よりすれば、最近の対インドネシア援助方針の早期決定、東南ア経済閣僚会議において貴大臣が、またアジア開銀総会において大蔵大臣が、それぞれ示された東南ア開発に関する日本政府の積極的し勢は、米側より見ても極めて頓もしき日本のイメージを形成するものに外ならず、わが政府におかれては今後半年間におりにふれ、この種の積極的し勢を引き続き示されることがオキナワ問題解

秘密指定解除
大臣官房総務課

極秘

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

決促進の見地よりするもすこぶる重要のことと考えられ。また来る6月貴大臣御来米の際は。まずこの点に関する日本政府の積極的意よくを表明せられ。米側を強くイムプレスされることが。交渉の切出し方法として最も適切とするところかと存ぜられる。

6。前記1。(イ)(ロ)の問題点については。6月貴大臣御来米の際にわが方見解を初めて国務長官に提示することとせられるよりは。その1カ月前に来米のトウゴウ局長をして。まずわが方一応の私案として文書の形式をもつて。米側に提示せしめられること適当なるべく。しかしてその際これに対する米側の回答ないし少なくも米側の考え方を貴大臣の御来米までに固めおくことを要請せしめられ。貴大臣御来米の際はこれを素材として。直ちに米側首のうとの間に実質問題につき十分ほり下げた論議を行ないうるよう措置せしめられること適当かと存ぜられる。

7。これらの問題点に関するわが方原案の決定については。対外。対内両面の考慮より。種々御く心の存するところとはい察せらるるところ。強いて本使の差し当つての考えを申し上げることとすれば。

(1)施政権返かんのタイミングの問題については。当初より明確な一定期限をわが方より提示することは。所せん不可能なるべく。この点は国内。国際諸情勢。政治的。軍

(5)

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

事的諸要素等全ゆるファクターをかん案し。交渉の最終段階において決定せらるべき問題と考えられる。よつて貴大臣御来米の際は。まず『2ないし3年』のラインを一応提示することとせられ。本件の最終決定は。その後の推移を見て/ /月総理御来米の際の米大統領との会談に上げられることとされる外なきものと存ぜられる。

(2) これに反し。返かんのモダリティの問題については。総理御来米前にできるだけにつめおくことがかん要である。よつて6月貴大臣御来米の際は。施政権返かん後におけるオキナワ防衛に関するわが政府の方針と共に前記5。末段のわが方の積極的し勢を力強く打ち出された上。この問題についての実質的討議をできるだけほり下げて行なわれることが必要となるものと考えられる。これがため今回まずトウゴウ局長をして持参せしめらるべき日本側原案としては。いわゆる『核ぬき。本土なみ』の線によるものとせられ差支えなきものと考えられる。米側としては。既にこの線によるわが方原案に接しても。決しておどろくことなかるべく。ただわが方としてもこの線による主張が/0/0パーセントかん徹せられるものとらつ観することは固より不可能の次第なるにつき。交渉に当つては。当初よりしゆうなんなし勢を保持しつつ。少なくも原則的には『核ぬき本土なみ』の線に近きところでの妥結をねらつて。本件

(6)

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

一般秘

対米交渉に全力をつくすこととする以外に差し当つて途なきものと考えられる。

8。前記2。の本件交渉に当つてのわが方の最大の強味も。左よく分子は別として。できるだけ広範な国民各階層のコンセンサスをサトウ総理のはい後に結集して始めて強力に発きせられるものなるべく。また前記5。のわが方の積極的し勢の打ち出しも。対内的には財政上よりするも決して容易の業に非ずとはい察せられるところ。米政府としてはオキナワ問題の処理に際しても。終始わが国内情勢の推移を注意深く見守らんとするは当然のことと考えられ。この意味においても内政と外交とは正に一体なりとの観を深くせざるを得ず。出先き使臣としてはせん越のそしりを免れざるべきも。あえて本使のそつ直なる感想を付記して。貴大臣の御健闘をちゆう心よりいのり上げる次第である。

(7)

(7)

秘密指定解除
大臣官房総務課

沖縄返還問題（ポジション・ペイパー案）

四四、四、二三
米局長

四・二三 大臣、次官と検討済
大臣より総理に提示、総理流しの上総理のファイルへ（小坂秘書官より承知）

1. 総理
2 大臣

極秘
無期限
内閣部の3号

一、今日アジアには三つの分裂国家が存在し、自由陣営側に立つそれぞれの政府は、米国の強力な支持を得てその独立と外部からの干渉排除のための戦を続けている。こうした不安定な環境の下にアジアにおける力の均衡が成立っている。アジアの自由諸国の安全と繁栄はもとより第一義的にはそれぞれの国家の責任であるが、このような環境の中にあっては、これら諸国の安全と繁栄は米国のアジア政策と無関係に考えることはできない。

二、戦後の日本は日米安保条約によってその安全を確保されつつ

秘密指定解除
大臣官房総務課

今日の地歩を確立することができた。安保条約が戦後の極東情勢の変遷を通じ、日本を含む極東の安全のため重要な使命を果してきたことは事実により実証されているし、日本国民大多数もこの条約を支持している。日本政府は一九七〇年以降においても安保条約を堅持する方針であり、米国政府も同様に考えることを期待する。

一方わが国においては、今なお、ともすれば大国アメリカから常に何かを押付けられているのではないかと言う気持と、これと平行して米国の国際的協力を当り前のこととして受取る考え方が存するように思われる。対米関係におけるこのような見方を是正しつつ、日本の国力の増進に伴い、アジアの先進国と

対米経済関係の調整はもとより、

秘密指定解除
大臣官房総務課

してこれに適しい国際的責任を果して行くことが当面の日本政府の責務である。而して日本はアジアにおいて直接軍事的に寄与することを困難とする事情があるだけに、アジアの安全と繁栄に寄与するためには、逐次国際政治的な責任を分担すると共に、特に経済開発の分野において積極的に貢献したいと考え、既にその姿勢を明らかにしつつある。

三、日本政府は、このような基本的立場に立つて米国政府と緊密に協力して行きたいと考えるものであるが、戦後四半世紀を経たる今日、日米間において常に問題となるのは沖縄の問題である。沖縄の施政権返還問題は、太平洋戦争に絡んで日米間に残

秘密指定解除
大臣官房総務課

された最後の大きな問題であり、日本政府としては、すみやかに施政権の全面返還を実施し、将来にわたり日米双方に満足しうる解決を図る必要があると強く考えている。而して沖縄返還は、日米両国間の政治的案件であるのみならず、日本を含む極東地域全体の安全保障に関係するところである。従つてこの問題は、今後のアジア情勢の長期的展望に立脚し、アジアの安定と繁栄に寄与しうるよう広範な分野に亘つて日米両国の友好信頼関係の上に十分な検討をとげなければならないところである。

四、沖縄問題については、すでに久しく日米両政府間において話合われてきた。日本国民にとつて、その領土の一部が久しきにわたつて外国の統治下におかれているという事態は、その経緯

秘密指定解除
大臣官房総務課

や客観情勢がいかにあろうとも、これ以上耐えざるところである。この事態を一日も早く正常の姿に復することは、日米友好関係の阻害要因を除去し、相互の協力関係を強化するため是非必要である。幸いに一九六七年十一月の佐藤総理とジョンソン大統領の会談において、「日米両国政府が、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に・・・沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうこと」に合意が見られたことは、米国側においても沖縄問題の本質をよく洞察理解し、沖縄住民を含む日本国民の四半世紀にわたる返還への念願を結実させることにより、日米友好協力関係を不動の基盤に乗せ、ひいては一九七〇年代以降のアジアの長期的安定を招来せしめんとする

秘密指定解除
大臣官房総務課

えい知と勇断の結果であると考える。

もとより今日ヴィエトナム戦争が続いており、この戦争目的達成のため多大の犠牲を払つている米国として、沖縄問題解決の促進を困難とする事情もあろうことは察するに難くない。しかしながら、右共同声明より二年の歳月を迎えんとして、日本国内及び沖縄現地においては、施政権返還の要望は日を追つて高まつている。而して本年末には総理大臣と大統領の会談が予定されているところ、この会談の機会に沖縄返還問題について具体的結論をえ、もつて施政権返還を現実の日程に乗せることこそ、日本の保守党政権下の政局の安定に大きく寄与するとともに、今後の日米関係を安泰ならしめるゆえんであると考える

秘密指定解除
大臣官房総務課

ものである。

五、今後の米国政府との話合いにおいて日本政府の期待するところは次のとおりである。

(イ) 返還の時期

施政権返還の原則については、一昨年の日米会談において確認されたところであるが、既述のごとく、返還はすみやかに実現することが望ましい。他方、その具体化には現実に調整処理を要する幾多の問題がある。よつて日本政府としては、これらの問題についての話合いを進め、遅くとも一九七二年中に米国が平和条約第三条に基づき沖縄に関して有する権利を放棄し、沖縄の日本復帰が実現することを期待している。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(四) 返還の条件

日本政府は、沖縄にある米軍が日本を含む極東の自由諸国の平和と安全のため、枢要な役割りを果していることを認識しており、その故に施政権返還後の沖縄にも、米軍基地が存続することを期待している。而して施政権返還とともに沖縄は本土と均しく日本政府の施政権下におかれることとなるから、返還後に沖縄に存続すべき米軍基地については、施政権返還と同時に安保条約及びこれに関連する諸取決めがそのまま適用されるべきであると考える。

六、施政権返還後においては、沖縄自体の防衛について日本政府がその責任を負うべきことはもとより当りであり、返還の暁は日本

秘密指定解除
大臣官房総務課

の自衛隊が所在米軍との緊密な協力の下に沖縄局地防衛の役割りを果すべく、日本政府において十分その準備検討を行なつている。

日本本土及び沖縄を併せて一体とした観点より

七、日本政府は、返還後存続すべき米軍の施設区域が、安保条約の目的に則して有効にその機能を発揮できるようにすべき政治的責任を引受けることとなる。特に朝鮮半島等日本周辺地域の安全のため、米軍の施設区域使用の重要性は十分認識している。したがつて返還後において沖縄に存続する米軍基地に安保条約及びこれに関連する諸取決めが適用されることとなつた場合、日本を含む極東の自由諸国の利益のため、米軍の抑止力としての機能が不当に低下するようなことがあつてはならない。

秘密指定解除
大臣官房総務課

へ、　同時に、日本政府がこのような政治的責任を果すためには、日本の国民世論、特に沖縄住民の理解と支持をうることが重要であり、この見地からすれば、日本政府としては、沖縄返還に際して安保条約及びその関連諸取決め自体を修正するような取決めを行なうことは避けなければならないと考えるものである。

けだし、日本政府は、沖縄返還問題の処理に当り、(イ)核に対する特殊の強い国民感情、(ロ)主権国家として自国領土よりする戦闘作戦行動には当然協議を受けなくてはならないとの認識、及び(ハ)返還後の沖縄は本土と差別されるべきではないとの心情、を十分認識し、これら諸点に関する日本本土及び沖縄の政治的実情を尊重せずしては国民世論の支持と理解をうることができ

秘密指定解除
大臣官房総務課

ず、従つて日本政府の意図する在沖縄施設区域の有効なる機能発揮を確保し難き結果となるのを憂うるものである。

ハ、このようにして、軍事的要請と日本及び沖縄現地の諸条件をいかに両立せしめるかが、沖縄返還問題解決の前提であると考えるが、この見地より次の二点について米国政府との間に検討を進めたい。

(1) 日本政府としては、返還後の沖縄に核兵器の常時配置を容認することは困難であると認めざるをえない。よつて、もし現に核兵器が配置されているとすればこれを施政権返還実現の時までに撤去し、返還後は核兵器持込みは事前協議の対象とする。

秘密指定解除
大臣官房総務課

(ロ) 返還後の沖縄の米軍施設区域を戦闘作戦行動のために使用することは事前協議の対象とする。この問題を検討するために、予想しうる戦闘作戦行動のための使用の可能性について日米間で検討する。

一〇、以上のほか二十五年間にわたる米国の施政よりの切りかえに当り、立法、司法、行政の全分野にわたり、沖縄住民の民生に及ぼす影響を最少限度に止め、その福祉をできる限り向上せしめる必要があり、また返還後の地位協定に基づく施設区域の提供に当つて、その画定、公益事業の引継ぎ、道路の管理等々幾多の具体的問題について調整を要するので、今後日米両政府間においてあらかじめ十分検討と準備を行ない、必要に応じ既存

秘密指定解除
大臣官房総務課

の日米協議機関等を改正の上活用して行くことが考えられる。

返還前の時期における沖縄現地民心を安定させ、返還が円滑に実施されることを確保する上からも、これらの点につきその大筋を明確にすることが必要と認められる。

秘密指定解除
大臣官房総務課

漢

（回覧番号　　）　外務省電信案　（分類　　）

電信課長

機密表示（極秘・秘の朱印）	符号表示	※
特秘	暗　略　平	総第 18800 号
	※ 第 730 号	※昭和　年　月　日　時　分発 44.4.23 19.49
	大至急・至急・普通・LTF	※ 発電係

（※印欄内は電信課記入）

大臣	主管 アメリカ局長	主管局部課（室）名 朱局長
~~政務次官~~	多事官	起案 昭和44年4月23日
事務次官	朱北一長	起案者 朱一長　電話番号 443
森外務審議官		
近藤外務審議官		
官房長		

協議先

朱係長　条局長

在 朱 下田　大使　臨時代理大使　総領事　代理　あて　愛知大臣発

電転報　在　大使　臨時代理大使　総領事　代理　あて

件名

沖縄返還問題（本大臣・朱代理大使会談）

22日午後 オズボーン代理大使を招致

本大臣より アメリカ局長を ワシントンに派遣すべきこと

その際、月局長より 本大臣 給朱時 携行予定の わが方ポジション

・ペーパーの事事を 朱側に呈示の上 協議へ

せしむべきことを伝え、(イ) 目下起草

23 108

写済

（昭和四二・七・一改正）

GB-1

秘密指定解除
大臣官房総務課

中の同ペーパー等の基本的考え方は(A)アジアでの日本の役割(特に経済援助面)の増大 (B)沖縄の防衛は日本が本土並みに引受ける (C)米側としても高い政治的見地に立って貰いたい、ということである旨、(D)また返還の時期として1972年中が望ましく、基地の態様は安保条約(及び地位協定、交換公文)をそのまま適用すること、即ちいわゆる「本土並」であるが、その補ふの中で、極東の緊張に対処する上で条約の運用に当って日米の合意がなければならぬと考えている旨を説明した。これに対し「本」は アクトラインとして自分は結構であると思うが、ワシントンの考え方はまだまとまっていない。いずれにせよ予算協議がYESもNOも両方を含む旨はっきりとさせることが大事と思うと述べ、本大臣も右に同意し、今後差し支持に協議

外務省

秘密指定解除
大臣官房総務課

連絡すべきことを述べて会談を終了した。なお
本大臣より沖縄の原潜放射能調査への日本
の協力を米側が受入れたことをアプリシエート
する旨述べておいた。（毛細 会談）

(3)